

石垣市地域防災計画

資 料 編

目 次

1 条例・組織関連資料.....	1
1-1 石垣市防災会議委員名簿	1
1-2 石垣市防災会議条例	3
1-3 石垣市災害対策本部条例	5
1-4 石垣市民防災の日を定める条例	6
1-5 石垣市小災害り災者見舞金支給要綱	7
1-6 石垣市災害時要援護者支援事業実施要綱	11
1-7 石垣市自主防災連絡協議会規約	13
1-8 消防団組織	16
1-9 消防署職員及び消防団員数	16
1-10 消防署管内の現有車両台数	17
1-11 自主防災組織	18
1-12 関係機関の連絡窓口	20
1-13 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	20
1-14 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧	23
1-15 石垣市大規模災害時等防災体制要員補充強化実施要項	25
1-16 津波警報（大津波警報）発表時等の公用車による緊急広報要領	26
1-17 石垣市台風対策活動タイムライン〔令和 年 月 日 台風 号〕	27
2 保全区域・災害履歴資料.....	29
2-1 漁港海岸保全区域	29
2-2 港湾海岸保全区域	29
2-3 過去の災害履歴	29
3 施設関連資料	33
3-1 収容避難所一覧	33
3-2 津波災害時の避難場所一覧	35
3-3 広域避難場所一覧（津波除く）	36
3-4 福祉避難所一覧	37
3-5 津波一時避難ビル（一時避難）一覧	37
3-6 石垣市緊急時一斉放送システム（防災行政無線）設置一覧表	38
3-7 医療施設等	41
3-8 災害救助用器具	44
3-9 給水車及び給水タンク保有状況一覧表	45
3-10 救急業務実施体制の状況	45
3-11 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調	45
3-12 危険物施設	46
3-13 高圧ガス（一般・冷凍ガス）	46
3-14 高圧ガス（液化石油ガス）	47
3-15 市有車両の保有状況	47

3-16	災害時における臨時離着陸場候補地一覧表	47
3-17	気象観測所一覧表	47
3-18	漁港一覧表	48
3-19	水源施設	49
3-20	ごみ収集車両	50
3-21	し尿収集車両	51
3-22	ごみ処理施設一覧表	51
3-23	し尿処理施設一覧表	52
3-24	火葬場施設一覧表	52
3-25	指定文化財	53
3-26	船舶の避難海域	57
3-27	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設	58
4	協定・様式	62
4-1	消防相互応援協定等	62
4-2	各種流通備蓄に関する協定	67
4-3	災害情報等に関する協定	73
4-4	災害時供給協力に関する協定	85
4-5	災害時応急復旧活動等に関する協定	90
4-6	被害状況判定基準	113
4-7	災害即報様式第1号	116
4-8	災害即報様式第2号	117
4-9	災害報告様式第1号	118
4-10	災害報告様式第1号補助表1～9	119
4-11	自衛隊派遣要請依頼書	129
4-12	自衛隊派遣撤収要請依頼書	130
4-13	避難者名簿	131
4-14	避難者カード	132
4-15	り災者名簿	133
4-16	り災者台帳	134
4-17	り災証明書	135
4-18	緊急通行車両関係資料	140
4-19	公用令書	145
5	その他	148
5-1	標高区域図	148
5-2	津波浸水予測図	155
5-3	高潮浸水想定図	170
5-4	土地利用図	171

1 条例・組織関連資料

1-1 石垣市防災会議委員名簿

No.	機 関 名	職 名	役職	備 考
1	石垣市	市長	会長	
2	石垣島地方気象台	台長	委員	
3	第十一管区海上保安部石垣海上保安部	部長	〃	
4	第十一管区海上保安部石垣航空基地	基地長	〃	
5	沖縄総合事務局石垣港湾事務所	所長	〃	
6	沖縄県八重山事務所	所長	〃	
7	沖縄県八重山土木事務所	所長	〃	
8	沖縄県八重山保健所	所長	〃	
9	沖縄県教育庁八重山教育事務所	所長	〃	
10	沖縄県八重山警察署	署長	〃	
11	沖縄県立八重山病院	院長	〃	
12	陸上自衛隊第15旅団	旅団長	〃	
13	石垣市	副市長	〃	
14	石垣市	総務部長	〃	
15	石垣市	教育長	〃	
16	石垣市	消防長	〃	
17	石垣市消防団	団長	〃	
18	(一社)八重山地区医師会	会長	〃	
19	沖縄電力(株)離島カンパニー八重山支店	支店長	〃	
20	NTT 西日本(株)沖縄支店八重山営業所	所長	〃	
21	日本郵便(株)八重山郵便局	局長	〃	
22	(福)石垣市社会福祉協議会	会長	〃	
23	石垣市婦人連合会	会長	〃	
24	(一社)沖縄県薬剤師会	災害対策委員	〃	
25	(公社)沖縄県看護協会	看護部長	〃	
26	(一社)沖縄県バス協会	副会長	〃	
27	琉球海運(株)八重山支店	支店長	〃	
28	日本トランスオーシャン航空(株)	八重山支社長	〃	

No.	機 関 名	職 名	役職	備 考
29	(公社) 沖縄県トラック協会八重山支部	支部長	〃	
30	(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会八重山支部	支部長	〃	
31	沖縄県農業協同組合八重山地区本部	本部長	〃	
32	八重山漁業協同組合	組合長	〃	
33	石垣市商工会	会長	〃	
34	八重山建設産業団体連合会	会長	〃	
35	石垣市自治公民館連絡協議会	会長	〃	
36	石垣市民生委員・児童委員協議会	会長	〃	
37	石垣市青年団協議会	会長	〃	
38	石垣市自主防災組織連絡協議会	副会長	〃	※石垣市自治公民館連絡協議会長と兼任のため
39	石垣市女性防火クラブ	会長	〃	
40	石垣市防災士の会	会長		

1-2 石垣市防災会議条例

昭和 53 年 6 月 30 日

条例第 16 号

改正 平成 12 年 3 月 24 日条例第 5 号

平成 23 年 6 月 20 日条例第 10 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 24 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、石垣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 石垣市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例24・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 沖縄県知事の部内の職員のうち市長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち市長が任命する者
- (8) その他特に必要と認め市長が任命する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(平23条例10・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員沖縄県の職員、市の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平23条例10・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)
この条例は、公布の日から施行する。

1-3 石垣市災害対策本部条例

昭和 53 年 6 月 30 日

条例第 17 号

改正 平成 13 年 6 月 19 日条例第 15 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 25 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、石垣市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平13条例15・平24条例25・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

第4条 その条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 石垣市民防災の日を定める条例

平成23年4月22日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の市民に継承し、市民一人ひとりが地震をはじめとする災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、石垣市民防災の日を設ける。

(市民防災の日)

第2条 石垣市民防災の日は、4月24日とする。

(市民防災週間)

第3条 防災意識の普及啓発を図る期間として、前条の市民防災の日から1週間を市民防災週間とする。

(市の責務)

第4条 市は、公的機関並びに市内に所在する企業及び自主防災組織等と連携し、市民の防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、地域等又は自主防災組織等が行う防災訓練その他防災活動に対する支援に努めなければならない。

3 市は、石垣市民防災の日に関する広報その他啓発活動を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市、地域及び自主防災組織等が行う防災訓練その他の防災活動に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、自らも災害に備え地域と連携し防災力の向上に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 石垣市小災害り災者見舞金支給要綱

昭和53年6月29日

告示第38の1号

改正 昭和55年7月24日告示第48号

平成元年2月16日告示第13号

平成元年6月6日告示第45号

平成27年1月13日告示第14号

平成28年3月31日告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、小災害により災者が物的、精神的援助を必要とする状態にある場合その者を保護救済し、自立更生を助長することを目的とする。

(小災害の範囲)

第2条 この要綱において、「小災害」とは、災害の規模が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故をいう。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 小災害により死亡した者に対する弔慰金
- (2) 小災害により負傷した者に対する見舞金
- (3) 小災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金

(見舞金の対象)

第4条 弔慰金は、小災害により死亡した者(その者の故意又は重大な過失によつて死亡した者を除く。)について、その者の遺族に対して支給する。

2 見舞金は、小災害により被害を受けた世帯に対し支給するものとし、負傷者については、1ヶ月以上の治療期間を要するものとする。

3 住家の被害は、小災害による全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水のり災世帯とする。

(昭55告示48・平元告示45・平28告示66・一部改正)

(見舞金の支給額)

第5条 見舞金の支給額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 弔慰金
死亡者1人につき 10万円
- (2) 見舞金
負傷者1人につき 3万円
- (3) 見舞金品

住家の被害については、り災世帯の構成により次の範囲とする。

世帯構成\被害の程度	全壊 全焼 流失	半壊・半焼	床上浸水
1人世帯	5万円	2.5万円	1万円
2人世帯から5人世帯まで	10万円	5万円	2万円
6人以上1人増すごとに加算する額	6千円	3千円	3千円

(昭55告示48・平元告示45・平27告示14・平28告示66・一部改正)

(支給の方法)

第6条 弔慰金及び見舞金は、原則として現金をもつて支給する。ただし、必要のある場合においては、前条に掲げる範囲内において現物をもつて支給することができる。

(見舞金の支給手続)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、見舞金支給申請書(第1号様式)に小災害証明書(第2号様式)を添えて市長に申請するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年告示第48号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成元年告示第45号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年5月17日から適用する。

附 則(平成27年告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第66号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第 1 号様式

(平元告示13・一部改正)

見舞金支給申請書

金額

円

年 月 日

石垣市長 殿

申請人 住所 石垣市字 番地
氏名 印

次のとおり災害見舞金等を申請します。

見舞金の種別	金額	備考

被害の状況

1 災害発生日時 年 月 日 午前 時 分
 2 災害の原因 場所 石垣市字 番地

第2号様式
(平元告示13・一部改正)

小災害証明書

1 災害発生日時 年 月 日 午 前 時 分
後
場所 石垣市字 番地

2 り災者の住所・氏名・職業 住所 石垣市字 番地
氏名
職業

3 災害の原因

4 被害の状況

区分 被害の状況			り災者名	世帯主との続柄	備 考
人的被害	死者				
	行方不明				
	負傷	重傷			
		軽傷			

住家の被害	被害の種別	建物の構造	家族数	備 考
	全壊・全焼・流失			
	半壊・半焼			
	床上浸水			
	床下浸水			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

石垣市消防長

印

1-6 石垣市災害時要援護者支援事業実施要綱

平成 24 年 10 月 1 日

告示第 166 号

改正 令和元年 8 月 6 日告示第 134 号

(目的)

第1条 この要綱は、「石垣市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」に基づき、高齢者や障がい者等が、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心・安全で暮らすことのできる地域の共助体制づくり推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する在宅の者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の者
- (2) 要介護3以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1・2級を有する者
- (4) 療育手帳のA・Bを有する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (6) 難病患者
- (7) 前各号に準ずる状態にある者

(要援護者の登録)

第3条 要援護者は、支援を受けるために必要な個人情報を記載した石垣市災害時要援護者登録申請書「石垣市ゆいカード」(様式第1号)を市長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近隣者等の地域支援者(以下「支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を円滑に行うため、民生委員・児童委員の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

3 市長は、前項の調査を踏まえ、要援護者に係る石垣市災害時要援護者登録申請書を、石垣市災害時要援護者台帳(様式第2号。以下「要援護者台帳」という。)に登録するものとする。

(要援護者情報の提供)

第4条 市長は要援護者台帳を基に作成する個別の避難支援プラン(様式第3号)等の関係記録表(以下「記録表」という。)を、支援者に提供するものとする。

2 支援者は、記録表の提供を受けたときは、個人情報保護の観点から誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(要援護者台帳等の保管)

第5条 要援護者台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか、市の関係部署がそれぞれ保管する。

2 要援護者台帳に記載された支援者は、それぞれ記録表を保管する。

3 自主防災組織及び自治公民館等は、記録表の保管にあたり、保管責任者を定めなければならない。

(支援者による支援)

第6条 支援者は、要援護者台帳に掲げる要援護者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における情報伝達、避難誘導、救出及び救護活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を円滑に実施するための日常生活において行う声掛け、相談、安否確認等

(支援者の義務)

第7条 石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)に基づき、支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的のために記録表を活用してはならない。

2 支援者は、記録表に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、支援を退いた後も同様とする。

- 3 支援者は、記録表を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- 4 支援者は、記録表を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
(登録事項の変更及び抹消)

第8条 登録台帳に登録された者(以下「被登録者」という。)は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、災害時要援護者登録内容変更・取り消し届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 被登録者が、登録の取り消しをする場合は、災害時要援護者登録内容変更・取り消し届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 被登録者が死亡したとき。
 - (2) 被登録者が市外に転出したとき。
 - (3) 被登録者が入院又は入所により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
 - (4) その他、被登録者が第2条各号に該当しなくなったとき。
- 4 市長は、前3項の規定により変更又は抹消の確認がとれた場合は、速やかに登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者又はその家族及び支援者に通知するものとする。
(制度の周知)

第9条 市長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 支援者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。
(所管)

第10条 要援護者の登録その他要援護者の支援に係る事務は、福祉部福祉総務課において処理する。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年告示第134号)

この要綱は、公布の日から施行する。

1-7 石垣市自主防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、石垣市自主防災会連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、石垣市住民の自主的な防災活動を円滑に推進するため、石垣市内の自主防災組織の相互交流及び情報交換を図るとともに、行政機関及びその他関係機関の協力を得て、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び啓蒙に関すること。
- (2) 自主防災組織の育成及び支援に関すること。
- (3) 石垣市の防災力向上施策の検討に関すること。
- (4) 石垣市総合防災訓練に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 本会は、石垣市内の自主防災会の代表者（以下「会員」という。）及び有識者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事は、会長、副会長以外の会員とする。

(役員の選出方法及び任期)

第6条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長は、会員及び有識者の中から選出し、総会において決定する。
- (2) 補充により選出する場合において、前号を準用する。
- (3) 前号の場合において、役員会において選出するものとし、直近の総会において報告し、承認を受けなければならない。

2 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補充により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- (3) 理事は、前各号に掲げる以外の職務を行う。

(会 議)

第8条 会議は、総会、役員会及び全体会とする。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

2 会議は、次のとおり開催する。

(1) 総会は、年1回開催する。

(2) 役員会及び全体会は、必要に応じて開催するものとする。

3 会議は、会長が招集し、その議長となる。

4 会議は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

5 議事は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第9条 総会は、会員全員をもって構成し、次のことを議決又は承認する。

(1) 規約の制定及び改正に関すること

(2) 事業報告の承認及び事業計画の決定

(3) 役員の決定及び補充により選出された役員の承認に関すること

(4) その他総会が必要と認める事項

(役員会)

第10条 役員会は、次のことを審議する。

(1) 総会の議決事項に関すること

(2) その他役員会が必要と認める事項

(全体会)

第11条 全体会は、役員会が必要と認める事項を審議する。

(専決事項)

第12条 会長は、緊急又は軽易な事項について、専決処分することができる。この場合において、直近の総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(庶務)

第14条 本会の庶務は、石垣市総務部防災危機管理課において行う。

附 則 (平成24年10月21日制定)

(施行期日)

この規約は、平成24年10月21日から施行する。

附 則 (平成26年12月5日改正)

(施行期日)

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日改正）

（施行期日）

この規約は、平成２８年３月２４日から施行する。

附 則（平成２９年３月２３日改正）

（施行期日）

この規約は、平成２９年３月２３日から施行する。

附 則（平成３１年４月１８日改正）

（施行期日）

この規約は、平成３１年４月１８日から施行する。

附 則（令和３年４月１９日改正）

（施行期日）

この規約は、令和３年４月１９日から施行する。

1-8 消防団組織

消 防 団 長	消 防 副 団 長	部 長	団 名	地 区 名
			本部（団長、副団長、部長）	市内全域
			登野城・真栄里分団	登野城、真栄里、平得
			石垣・大川分団	石垣、大川、美崎町
			新川・新栄町分団	新川、新栄町、浜崎町
			女性分団	市内全域
			大浜分団	大浜（磯辺）、宮良
			白保分団	白保
			中部分団	三和、川原、嵩田、於茂登、開南、名蔵（元名蔵）
			北部分団	大里、桃里、伊原間、平久保、野底、伊土名
			川平分団	川平、崎枝、桴海

※女性分団は災害発生時、居住する地区で消防活動を行うものとする。

1-9 消防署職員及び消防団員数

区 分 \ 年 次		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
消防職員数	司令長	1	1	1
	司令	4	4	4
	司令補	14	18	18
	士長	21	19	21
	副士長	9	10	11
	消防士	16	14	12
	総数	65	66	67
	消防職員一人当たり人口	753	741	730
消防団員数		78	91	86

1-10 消防署管内の現有車両台数

区 分		消防本部	消防団	説明
組 織	本部数/団数	1	1	
	署所数/分団数	3	9	
人 員	条例定数	67	100	
	現員	67	86	
	平均年齢	38.1	45.2	
各種車両等	救急車	5		石垣救急 1
				石垣救急 2
				石垣救急 3
				川平救急 1
				伊原間救急 1
	化学車	1		石垣化学 1
	ポンプ車	3		石垣ポンプ 1
				石垣ポンプ 2
				川平ポンプ 1
	タンク車	2		石垣タンク 1
				伊原間タンク 1
	救助工作車	1		石垣救助 1
	輸送車	1		石垣輸送 1
	司令車	1		石垣司令 1
	水難車	4		石垣水難 1
				石垣水難 2
				川平水難 1
				伊原間水難 1
	トレーラー	4		救助艇トレーラー
				本署水上バイクトレーラー
				川平水上バイクトレーラー
				伊原間水上バイクトレーラー
	救助艇	1		救助艇
	水上バイク	3		本署水上バイク
				川平水上バイク
				伊原間水上バイク
	梯子車	1		石垣梯子 1
	消防団車		5	石垣団 1
				石垣団 2
				石垣団 3
				伊原間団 1
				石垣団ポンプ 1

区 分		消防本部	消防団	説明
	原付バイク	2		原付
				原付
消防水利	消防水利数	471		消防水利数はメッシュではなく個数でとらえ、消防水利の基準を満たしているもの（公設、私設を含む）
	公設消火栓	338		
	公設防火水槽	47		
	指定水利	86		私設防火水槽 1 0 基＋私設消火栓 6 6 基＋農業用水取水場消火栓 1 0 基
	その他の水利	0		
	公設耐震性貯水槽	1		
	算定数（ア）	614		
	整備数（イ）	286		
	充 足 率 イ / ア × 100	46. 6%		

1-11 自主防災組織

	No.	自主防災会名
平成 24 年度	1	平野地区自主防災会
	2	白保地区自主防災会
	3	平久保地区自主防災会
	4	星野地区自主防災会
	5	栄地区自主防災会
	6	明石地区自主防災会
	7	富野地区自主防災会
	8	米原地区自主防災会
	9	伊原間地区自主防災会
	10	大浜地区自主防災会
	11	大里地区自主防災会
	12	伊土名地区自主防災会
	13	下地地区自主防災会
	14	久宇良地区自主防災会
	15	伊野田地区自主防災会
	16	宮良地区自主防災会
平成 25 年度	17	登野城地区自主防災会
	18	大川地域自主防災会
	19	石垣地区自主防災会
	20	新川地区自主防災会

	21	平得地区自主防災会
	22	真栄里地区自主防災会
	23	磯辺地区自主防災会
	24	吉原地区自主防災会
	25	川平地区自主防災会
	26	高田地区自主防災会
平成 26 年度	27	双葉地区自主防災会
	28	美崎町地区自主防災会
	29	天川地区自主防災会
	30	兼城地区自主防災会
	31	多良間地区自主防災会
	32	大嵩地区自主防災会
	33	名蔵地区自主防災会
	34	中央商店街自主防災会
	35	平真団地自主防災会
	36	宮良団地自主防災会
平成 27 年度	37	川原地区自主防災会
	38	於茂登地区自主防災会
	39	嵩田地区自主防災会
	40	獅子森地区自主防災会
	41	磯辺団地自主防災会
	42	磯辺第二団地自主防災会
	43	新川第二団地自主防災会
平成 28 年度	44	崎枝地区自主防災会
	45	三和地区自主防災会
令和 3 年度	46	開南公民館自主防災組織

1-12 関係機関の連絡窓口

(1) 国の関係出先機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
石垣島地方気象台	石垣市字登野城 428 番地	82-2170	82-2158
石垣海上保安部	石垣市浜崎町 1 丁目 1 番地 8	82-4841	83-0135
石垣航空基地	石垣市字盛山 222-282 番地	86-8989	83-1180
石垣港湾事務所	石垣市美崎町 1 番地 10	82-4740	83-8760

(2) 県関係機関（県警察含む）

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
八重山事務所総務課	石垣市字真栄里 438 番地 1	82-3040	82-3760
八重山保健所	石垣市字真栄里 438 番地	82-3240	83-0474
八重山土木事務所	石垣市字真栄里 438 番地 1	82-2217	82-1954
八重山病院	石垣市字大川 732 番地	83-2525	82-1742
八重山警察署	石垣市字登野城 894 番地 1	82-0110	83-3100

(3) 関係市町（消防含む）

市町村名	担当課	所 在 地	電話番号	FAX 番号	県ネットワーク 電話番号
石垣市	総務部総務課	石垣市字真栄里 672 番地	82-1216	83-1427	6-710-9011
竹富町	総 務 課	石垣市美崎町 11 番地 1	82-6191	82-6199	6-711-9011
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国 129 番地	87-2241	87-2079	6-712-9011
石垣市 消防		石垣市字真栄里 668 番地	82-4050	83-6698	6-730-9011

1-13 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

(1) 県出先等関係機関

地区	県出先機関名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	F A X 番号	NTT 番号
北部地区	北部福祉保健所		6	340	9011	9012	0980-52-2714
	北部病院		6	341	9011	9012	0980-52-2719
中部地区	中部福祉保健所		6	440	9011	9012	938-9886
	中部病院	保衛	6	441	9011	9012	973-4111
	中部農改		6	442	9011	9012	894-6521
	中部農林	庶務課	6	444	9011	9012	932-8111
	中部教育	庶務課	6	445	9011	9012	939-0044

地区	県出先機関名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
	中部土木	維持管理班	6	446	9011	9012	894-6512
南部地区	中央保健所		6	540	9011	9012	854-1005
	南部福祉保健所	企画課	6	541	9011	9012	889-6351
	南部医療センター	総務課	6	543	9011	9012	888-0123
	南部農改	総合普及課	6	544	9011	9012	889-9519
	南部農林	緑化推進課	6	545	9011	9012	889-1270
	島尻教育	庶務課	6	546	9011	9012	998-4132
宮古地区	宮古福祉保健所	庶務課	6	640	9011	9012	0980-72-2420
	宮古病院		6	641	9011	9012	0980-72-3151
八重山 地区	八重山事務所	総務課	6	700	2209	2217	0980-82-3760
	八重山土木事務所		6	700	2430		0980-82-1954
	八重山福祉保健所		6	700	2720	2330	0980-82-3240
	八重山病院	電話交換室	6	741	9011	9012	0980-83-2525

(2) 防災関係機関

地区	防災関係機関名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
南部地区	沖縄気象台	予報課	6	550	9011	9012	098-833-4285
	第 11 海保	救難課	6	551	9011	9012	098-866-4999
	陸自衛隊		6	552	9011	9012	098-857-1155
	NHK 沖縄		6	554	9011	9012	098-856-2023
	日赤沖縄		6	555	9011	9012	098-835-1177
	沖縄電力		6	450	9011	9012	098-877-2341

(3) 市町村

地区	市町村名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護市	総務課	6	310	9011	9012	0980-53-1212
	国頭市	総務課	6	311	9011	9012	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	6	312	9011	9012	0980-44-3001
	東村	総務課	6	313	9011	9012	0980-43-2201
	今帰仁村		6	314	9011	9012	0980-56-2101
	本部町	総務課行政係	6	315	9011	9012	0980-47-2101
	恩納村	総務課行政係	6	316	9011	9012	966-1200
	宜野座村	総務課行政係	6	317	9011	9012	968-5111

地区	市町村名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
	金武町		6	318	9011	9012	968-2111
	伊江村	総務課	6	319	9011	9012	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	6	320	9011	9012	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	6	321	9011	9012	0980-45-2001
中部地区	うるま市		6	411	9011	9012	974-3111
	宜野湾市	総務課行政係	6	412	9011	9012	893-4411
	浦添市	交換手	6	413	9011	9012	876-1234
	沖縄市	総務課防災係	6	414	9011	9012	939-7773
	読谷村		6	417	9011	9012	982-9201
	嘉手納町	総務課庶務係	6	418	9011	9012	956-1111
	北谷町		6	419	9011	9012	936-1234
	北中城村	総務課	6	420	9011	9012	935-2233
	中城村		6	421	9011	9012	895-2131
	西原町	文書係・庁舎管理	6	422	9011	9012	945-5011
南部地区	那覇市	市民防災課	6	510	9011	9012	861-1102
	糸満市	総合受付	6	511	9011	9012	840-8111
	豊見城市	総務課	6	512	9011	9012	850-0024
	八重瀬町	総務課	6	514	9011	9012	998-2200
	南城市	総務課	6	515	9011	9012	948-7111
	与那原町	総務課庶務係	6	518	9011	9012	945-2201
	南風原町	総務課	6	520	9011	9012	889-4415
	久米島町		6	521	9011	9012	985-7121
	渡嘉敷村		6	522	9011	9012	987-2321
南部地区	座間味村		6	523	9011	9012	987-2311
	粟国村		6	524	9011	9012	988-2016
	渡名喜村	総務課	6	525	9011	9012	989-2002
大東地区	南大東村	総務課	6	210	9011	9012	09802-2-2001
	北大東村	総務課	6	211	9011	9012	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	行政管理課	6	610	9011	9012	0980-72-3751
	多良間村	総務課	6	615	9011	9012	0980-79-2011
八重山 地区	石垣市		6	710	9011	9012	0980-82-1216
	竹富町	交換手	6	711	9011	9012	0980-82-6191
	与那国町		6	712	9011	9012	0980-87-2241

(4) 消防機関

地区	消防本部名	代表部署	発進 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護消防	通信司令室	6	330	9011	9012	0980-52-1142
	国頭消防	通信司令室	6	331	9011	9012	0980-41-5100
	本・今消防	通信司令室	6	332	9011	9012	0980-47-7119
	金武消防	通信司令室	6	333	9011	9012	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信司令室	6	430	9011	9012	929-0900
	宜野湾消防	通信司令室	6	431	9011	9012	892-2299
	浦添消防	通信司令室	6	432	9011	9012	875-0102
	うるま市消防	通信司令室	6	434	9011	9012	973-4838
	ニライ消防	通信司令室	6	435	9011	9012	956-2424
	中・北消防	通信司令室	6	437	9011	9012	935-4747
南部地区	那覇消防	通信司令室	6	530	9011	9012	868-9911
	糸満消防	通信司令室	6	531	9011	9012	992-3661
	豊見城消防	通信司令室	6	532	9011	9012	850-3105
南部地区	島尻消防	通信司令室	6	533	9011	9012	948-2512
	東部消防	通信司令室	6	534	9011	9012	945-2200
	久米島消防	通信司令室	6	535	9011	9012	985-3281
宮古地区	宮古島消防	通信司令室	6	630	9011	9012	0980-72-0943
八重山 地区	石垣消防	通信司令室	6	730	9011	9012	0980-82-4047

1-14 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧

構 成 機 関 名	
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	FM 本部株式会社
沖縄气象台	日本赤十字社沖縄県支部
第十一管区海上保安本部	日本銀行那覇支店
九州管区警察局 沖縄県情報通信部	株式会社琉球新報
陸上自衛隊 第十五旅団	株式会社沖縄タイムス社
那覇地方検察庁	沖縄電力株式会社
沖縄県知事公室	沖縄ガス株式会社
沖縄県警察本部地域部	電源開発株式会社西日本支店九州情報通信所
西日本電信電話株式会社沖縄支店	南西石油株式会社

構 成 機 関 名	
KDDI 株式会社 那覇テクニカルセンター	株式会社 FM よみたん
株式会社 NTT ドコモ九州支社	FM 久米島株式会社
沖縄セルラー電話株式会社	デルタ電気工業株式会社 (ぎのわんシティ FM)
ソフトバンク株式会社九州技術部	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
楽天モバイル株式会社基地局設置統括本部 基地局設置推進本部 西日本事業室	日本トランスオーシャン航空株式会社
日本放送協会沖縄放送局	全日本空輸株式会社沖縄空港支店
琉球放送株式会社	琉球海運株式会社
沖縄テレビ放送株式会社	一般財団法人移動無線センター 関東センター沖縄事務所
琉球朝日放送株式会社	一般社団法人沖縄県漁業無線協会
株式会社ラジオ沖縄	那覇港管理組合
株式会社エフエム沖縄	公益社団法人西部海難防止協会
宮古テレビ株式会社	沖縄乗用自動車事業協同組合
FM琉球株式会社	那覇個人タクシー事業協同組合
株式会社 FM とよみ	沖縄南部タクシー協同組合
株式会社いとまんコミュニティエフエム放送	一般社団法人沖縄総合無線センター
FM 2 1 株式会社	一般社団法人全国陸上無線協会沖縄支部
株式会社 FM コザ	公益社団法人沖縄県トラック協会
沖縄ラジオ株式会社	一般社団法人沖縄県建設業協会
株式会社 FM うるま	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 沖縄県支部
株式会社エフエムやんばる	株式会社興洋電子
株式会社エフエムみやこ	株式会社沖電子
有限会社石垣コミュニティーエフエム	株式会社リウデン
株式会社 FM しまじり	総務省沖縄総合通信事務所
株式会社クレスト (FMニライ)	

※市町村を除く

1-15 石垣市大規模災害時等防災体制要員補充強化実施要項

令和4年11月1日

(目的)

第1条 「大津波警報発令」等、大規模災害時に市民の生命・財産を守るためには、災害対策本部の立上げ、住民への情報伝達・避難誘導等、多岐に渡る業務を迅速に実施することが石垣市防災危機管理課の責務となりますが、これらの業務を的確に遂行するには、防災危機管理課要員だけでは、対応困難な状況が容易に推測されます。そこでこれまで、防災危機管理課に在籍し、防災機器の取扱い研修や無線資格・防災士資格等を取得し防災関係機器取扱い等の業務に精通している市職員を、大規模災害時や国民保護関連事案発生時等、短期間に迅速に防災業務を実施しなければならない事態の対応策として、該当市職員を大規模災害時等防災危機管理課補充強化要員として任命し、該当職員に常に防災意識を維持してもらい、本市の災害対応能力の向上を図り市民の安全・安心を担保する事を目的とする。

(防災補充強化要員資格者)

第2条 防災業務補充要員は以下の4項目のいずれかに該当する職員を資格者とし、有資格者名簿を作成する。

- (1) 防災危機管理課に2年以上の在籍経験がある。
- (2) 防災士の資格を有している。
- (3) 第三種陸上特殊無線技士資格を取得している。
- (4) 防災関連機器(防災無線・防災ラジオ・県ネットワーク・防災メール等)の取扱いに精通している。
- (5) 外国語に精通している。

2 市長は、防災補充有資格者名簿の中から防災補充要員を指名し任命する。

3 任期は、1年間とし人事異動時に見直す。

(防災補充強化要員資格者の役割)

第3条 津波警報・大津波警報・国民保護事案等の発令時に防災危機管理課の支援を業務とする。

- 災害対策本部の立上げ準備及び運営の支援。
- 防災行政無線及び、防災ラジオ・防災メール・ラインでの市民への情報配信作業支援。
- 市役所所有の広報車両による緊急時広報体制の配備の支援。
- 避難所開設準備業務の支援。
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワークにて県・国との連絡調整業務の支援。
- 災害対応が長期に至る場合の防災業務職員の勤務ローテーションに入る。

附 則

この要項は、令和4年12月1日から実施する。

1-16 津波警報（大津波警報）発表時等の公用車による緊急広報要領

趣 旨

石垣市に、津波警報（大津波警報）等が発表された場合、防災行政無線やテレビ、携帯電話等の広報媒体にて全国瞬時警報システム（J-ALERT）が鳴動するが、短時間で迅速に広範囲へ広報車による避難広報を実施する必要があることから、石垣市役所各課で所有する広報車（マイク付き）を有効に活用すべく広報区域や広報内容を定める。

広報区域

石垣市は津波（大津波）等が発生した際、想定によっては、津波到達予想時間が短いことから、東海岸を中心に宮良地区から新川地区までを広報区域とする。各課担当区域については、別表のとおり。

広報内容

事前の広報内容の録音が難しいことから、広報車に2名乗車し、マイクを使用し「（巨大な）津波が来ます。高台に避難してください。」等の旨の内容を繰り返し、避難を呼びかける。

広報時の注意事項

- 1 自らの安全を確保し広報を行うこと。常に担当地区や近隣の津波避難ビルや高層ビル等の位置を確認しておき避難体制をとること。
- 2 各車両への連絡事項（退避命令等）はラジオ放送 FM いしがきを通して行うことから、出動中は常に FM いしがきサンサンラジオを聞いておくこと。（FM76.1）
- 3 基本的に海岸線には防災行政無線が整備されていることから、海岸より内陸側を中心に広報すること。
- 4 入り組んだ道は地震の避難が困難なことから通行を避けること。
- 5 自然災害は予測が困難なことから通行ルート等適宜安全な選択を判断すること。

1-17 石垣市台風対策活動タイムライン〔令和 年 月 日 台風 号〕

実施時期	〔実施者名〕 □0 00:00	実 施 事 項	備 考
台風発生	〔 □1 : 〕	石垣島地方気象台及びインターネット等にて情報収集	情報収集し台風に備える
暴風域に達する1日から2日前	〔 □2 : 〕	災害対策本部要員へ台風接近情報の提供	対策本部ラインにて情報提供する。
暴風域に達する1日から2日前	〔 □3 : 〕	石垣島地方気象台台風説明会	防災課担当職員が気象台にて聴取する。
気象台説明会直後	〔 □4 : 〕	庁議にて台風状況説明(台風が甚大な被害を及ぼす恐れがある場合は、気象台職員に直接説明してもらう)	気象台よりの台風情報を庁議で報告する。
庁議にて対策本部設置時期決定	〔 □5 : 〕	石垣市災害対策本部設置	庁議にて台風襲来時期等状況に応じて設置時間を決定する。
暴風域に入る約12時間前(明るい内に)	〔 □6 : 〕	第1回市民向け広報(台風接近情報) 〔防災行政無線留守電録音〕	広報車(防災課・企画課・消防)防災無線・一斉メール・石垣市LINE・FMいしがき(防災ラジオ)にて実施する。
暴風域に入る約12時間前(明るい内に)	〔 □7 : 〕	防災行政無線予約放送(おかえりチャイム・水難事故防止等)停止	台風の影響がでる前に実施する。
暴風域に入る約8時間前(明るい内に)	〔 □8 : 〕	市内危険家屋巡回パトロール	防災課・消防にて分割し実施する。
暴風域に入る約8時間前(明るい内に)	〔 □9 : 〕	市民保健部・福祉部へ避難所開設準備指示	健康福祉センター・結い心センターにて準備する。
暴風警報発表前	〔 □10 : 〕	防災課、台風警戒担当職員輪番表作成	台風の規模・勢力等を鑑みて、体制を決定する。
暴風域に入る約6時間前(明るい内に)	〔 □11 : 〕	【暴風警報発令】 市職員は第一配備体制をとる。(警戒体制)	気象庁発表
設置後速やかに	〔 □12 : 〕	石垣市災害対策本部設置県報告(県システム災害名登録後)	沖縄県防災情報システムにて報告する。
暴風域に入る約6時間前(明るい内に)	〔 □13 : 〕	警戒レベル3「高齢者等避難」発表(暴風警報発令と同時に望ましいが早めでも良い)	甚大な被害をもたらす恐れがある等、状況に応じて発表する。
暴風警報発令と同時期又は早めに	〔 □14 : 〕	避難所開設(台風時避難所:健康福祉センター・結い心センター)(特別警報クラスでは伊原間・川平も開設する)	台風の規模・勢力等を鑑みて、北部・西部も開設するか決定する
開設前若しくは開設と同時期に	〔 □15 : 〕	避難所開設しアラート報告(公開承認)	沖縄県防災情報システムにて報告する。
発表後速やかに	〔 □16 : 〕	「高齢者等避難」発表しアラート報告(公開承認)	沖縄県防災情報システムにて報告する。

警報発表直後	[□17 :]	自衛隊・総合事務局リエゾン受入れ (リエゾン派遣は、自衛隊・総合事務局が台風の勢力にて判断し市と調整し派遣する)	総務部、テーブルにて対応する。
暴風域に入る 約6時間前(明 るい内に)	[□18 :]	第2回市民向け広報(暴風警報発 令情報) (状況に応じて3回目(避難呼び掛 け)も実施する) 〔防災行政無線留守電録音切替〕	広報車(防災課・企画課・消 防)防災無線・一斉メール・石 垣市LINE・FMいしがき(防 災ラジオ)にて実施する。
暴風域に入る 約6時間前(明 るい内に)	[□19 :]	警戒レベル4「避難指示」発表 (北部・西部等、分割して発表も可)	甚大な被害をもたらす恐れ がある等、状況に応じて発表 する。
発表後速やか に	[□20 :]	「避難指示」発表 Lアラート報告(公 開承認)	沖縄県防災情報システムにて 報告する。
暴風域突 入	[□21 :]	情報収集・災害対策本部報告・県 報告(避難住民情報や被災状況等を Lアラートにて報告) 〔関係機関へ被害状況報告及び情報 収集を2～3時間ごとに実施〕状況に 応じて警戒レベル5「緊急安全確保」を 発表する。	被災状況・避難者情報等を 収集し対策本部要員へ報告 するとともにマスコミへの情報 提供実施する
暴風警報解除	[□22 :]	暴風警報から強風注意報へ切り 替え	気象庁発表
暴風警報解除 後速やかに	[□23 :]	「避難指示」解除・市民向け広報(警 報解除・避難所閉鎖情報) 〔防災行政無線留守電録音切替〕	防災無線・一斉メール・石垣市 LINE・FMいしがき(防災ラジ オ)にて実施する。
暴風警報解除 後速やかに	[□24 :]	台風時避難所閉鎖(警報解除が 深夜の場合明るくなって実施)	対策本部にて避難所閉鎖を 決定する。
避難所閉鎖決 定後速やかに	[□25 :]	避難所閉鎖 Lアラート報告 〔避難指示等も同時に取り消す〕	沖縄県防災情報システムにて 報告する。
被災状況・避 難者等の状況 を確認後	[□26 :]	石垣市災害対策本部解散	市長の指示により解散時間 を決定する。
災害対策本部 解散決定後速 やかに	[□27 :]	石垣市災害対策本部解散県報告	沖縄県防災情報システムにて 報告する。
台風被害調査 実施	[□28 :]	暴風警報解除後、当日時間的猶 予があれば実施、なければ翌日速 やかに実施する。	防災課にて集計し報告する。
災害対策本部 解散後速やか に	[□29 :]	防災無線留守電録音消去	※消し忘れに注意

※情報提供機関(1時間から2時間を目途に情報提供するが、状況に大きな変化が生じた時には
情報提供する。)

1、石垣島気象台	TEL 0980-82-2155	FAX 0980-82-2158
2、八重山警察署 警備課	TEL 0980-82-0110	FAX 0980-83-3100
3、石垣市消防本部 警防課	TEL 0980-82-4050	FAX 0980-83-3759
4、八重山事務所 総務課	TEL 0980-82-3040	FAX 0980-82-3760
5、FMいしがきサンラジオ	TEL 0980-87-5930	FAX 0980-87-7666
6、陸上自衛隊石垣駐屯地	TEL 0980-98-0008	FAX 0980-98-0008
7、沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	TEL 0980-82-4740	FAX 0980-83-8760

情報収集機関

消防本部 82-0119 気象台 82-2155 警察署 82-0110 海上保安本部 83-0118 石垣空港 87-0793
港湾課 82-4046 東バス 82-2054 健康福祉センター 88-0088 結い心センター 82-4996

2 保全区域・災害履歴資料

2-1 漁港海岸保全区域

海岸名	漁港管理者	指定延長	指定年月日	告示番号	備考
石垣	沖縄県	1,098m	平成9年1月24日	35	
船越	石垣市	550m	平成7年3月10日	264	

2-2 港湾海岸保全区域

港湾名	位置	指定延長	指定年月日	告示番号	備考
石垣港	新川	2,480m	昭和47年4月25日	127	重複

2-3 過去の災害履歴

(1) 風水害

年月日	原因	被害状況	気象値
H17.7.16 ～7.19	台風第5号	死者1名、重軽傷5名、停電1100戸 農林水産業施設被害 41,500千円 農産被害 19,143千円	最大風速(ESE)29.1m/S 最大瞬間風速(ESE)47.6m/S 総降水量258.0mm
H17.8.3 ～8.5	台風第9号	重傷1名、停電745戸 農産被害 131,599千円	最大風速(SSW)31.4m/S 最大瞬間風速(SSW)50.6m/S 総降水量183.5mm
H17.8.30 ～9.1	台風第13号	重軽傷5名、半壊1棟、停電6,800戸 その他公共施設被害 24,919千円 農産被害 96,470千円	最大風速(E)34.1m/S 最大瞬間風速(E)59.1m/S 総降水量145.0mm
H17.9.30 ～10.2	台風第19号	軽傷4名、停電87戸 農産被害 9,610千円	最大風速(ENE)22.0m/S 最大瞬間風速(E)44.2m/S 総降水量46.5mm
H18.7.11 ～7.15	台風第4号	農産被害 73,472千円	最大風速(SSE)25.8m/S 最大瞬間風速(SSE)36.9m/S 総降水量144.5mm
H18.9.15 ～9.17	台風第13号	重軽傷57名、全壊16棟、半壊50棟 断水1,516戸、停電18,000戸 農林水産業施設被害 208,750千円 農産被害 548,177千円 商工被害 859,750千円	最大風速(SW)48.2m/S 最大瞬間風速(WSW)67.0m/S 総降水量181.0mm
H19.9.17 ～9.18	台風第12号	重軽傷6名、全壊1棟、一部破損18棟 断水5戸、停電10,600戸 農産被害 158,331千円	最大風速(SE)37.2m/S 最大瞬間風速(ESE)59.5m/S 総降水量282.5mm
H19.10.5 ～10.7	台風第15号	軽傷4名、一部破損12棟、停電13,100戸 農林水産施設被害 15,500千円 農産被害 171,235千円	最大風速(SE)36.7m/S 最大瞬間風速(SES)59.6m/S 総降水量278.0mm
H20.9.10 ～9.16	台風第13号	重軽傷2名、床上浸水1棟、床下浸水5棟 停電5,800戸 農産被害 109,876千円	最大風速(ESE)30.6m/S 最大瞬間風速(E)46.6m/S 総降水量541.0mm
H20.9.27 ～9.29	台風第15号	軽傷1名、停電300戸 農産被害 38,178千円	最大風速(SE)24.2m/S 最大瞬間風速(SE)35.5m/S 総降水量98.0mm
H21.8.5 ～8.10	台風第8号	重傷2名、停電1,340戸 農産被害 47,937千円	最大風速(SE)26.9m/S 最大瞬間風速(NNE)40.6m/S 総降水量146.5mm
H22.9.17 ～9.19	台風第11号	軽傷3名、停電9,090戸 その他公共施設被害 983,093千円 農産被害 179,060千円	最大風速(ESE)33.6m/S 最大瞬間風速(E)52.1m/S 総降水量112.0mm

年月日	原因	被害状況	気象値
H23. 5. 27 ～5. 29	台風第 2 号	軽傷 1 名、半壊 1 棟、一部損壊 1 棟 床下浸水 4 棟、停電 2,580 戸 農林水産業施設被害 18,150 千円 農産被害 320,747 千円	最大風速 (NW) 25.8m/S 最大瞬間風速 (WNW) 40.4m/S 総降水量 229.0mm
H23. 6. 24 ～6. 26	台風第 5 号	農産被害 30,787 千円	最大風速 (WSW) 16.3m/S 最大瞬間風速 (NNE) 25.1m/S 総降水量 49.0mm
H24. 7. 30 ～8. 2	台風第 9 号	停電 100 戸 農林水産業施設被害 1,000 千円 農産被害 35,391 千円	最大風速 (ESE) 21.5m/S 最大瞬間風速 (ESE) 30.8m/S 総降水量 144.5mm
H24. 8. 28 ～8. 29	台風第 14 号	停電 50 戸 農産被害 1,066 千円	最大風速 (SSW) 22.9m/S 最大瞬間風速 (SSW) 30.5m/S 総降水量 12.0mm
H24. 9. 28	台風第 17 号	軽傷 2 名、全壊 1 棟、半壊 1 棟 一部損壊 3 棟、停電 4,300 戸 農林水産業施設被害 13,500 千円 農産被害 109,472 千円	最大風速 (NNW) 32.8m/S 最大瞬間風速 (NNE) 50.6m/S 総降水量 322.5mm
H25. 7. 11 ～7. 13	台風第 7 号	重軽傷 6 名、一部損壊 1 棟 停電 9,800 戸 その他公共施設被害 11,044 千円 農産被害 263,998 千円	最大風速 (SE) 41.1m/S 最大瞬間風速 (SE) 59.0m/S 総降水量 194.0mm
H25. 10. 4 ～10. 6	台風第 23 号	農産被害 51,043 千円	最大風速 (SSW) 23.7m/S 最大瞬間風速 (SSW) 34.0m/S 総降水量 31.5mm
H26. 7. 7 ～7. 8	台風第 8 号	停電 100 戸 農産被害 50,517 千円 施設被害 320 千円	最大風速 (NW) 21.6m/S 最大瞬間風速 (NW) 34.5m/S 総降水量 63.5mm
H27. 5. 11 ～5. 12	台風第 6 号	農産被害 128,590 千円 水産被害 880 千円 施設被害 500 千円	最大風速 (NW) 28.8m/S 最大瞬間風速 (NW) 44.1m/S 総降水量 79.5mm
H27. 7. 9 ～7. 10	台風第 9 号	農産被害 18,514 千円 水産被害 800 千円 施設被害 550 千円	最大風速 (WSW) 20.0m/S 最大瞬間風速 (WSW) 30.3m/S 総降水量 68.5mm
H27. 8. 7 ～8. 8	台風第 13 号	軽傷 1 名、停電 2,200 戸、その他火災 1 件 非住家破損 1 棟 農産被害 132,116 千円 畜産被害 10,500 千円 水産被害 3,800 千円 商工被害 50 千円 施設被害 8,087 千円	最大風速 (ESE) 32.5m/S 最大瞬間風速 (E) 51.0m/S 総降水量 235.0mm
H27. 8. 22 ～8. 24	台風第 15 号	軽傷 5 名、全壊 3 棟、半壊 4 棟 一部損壊 9 棟、その他非住家 4 棟 停電 4,200 戸 農産被害 223,617 千円 畜産被害 117,800 千円 水産被害 30,100 千円 商工被害 500 千円 施設被害 72,622 千円	最大風速 (SW) 47.9m/S 最大瞬間風速 (SSW) 71.0m/S 総降水量 294.5mm
H27. 9. 27 ～9. 28	台風第 21 号	農産被害 44,681 千円 水産被害 1,000 千円 商工被害 20 千円 施設被害 9,190 千円	最大風速 (SE) 28.0m/S 最大瞬間風速 (E) 43.4m/S 総降水量 122.5mm

(2) 沖縄県における主な被害地震・津波

発生年代		震源地				被害概況
西暦	日本暦	震央	北緯	東経	マグニチュード	
1771	明和 8	石垣島近海	24.0	124.1	7.4	「明和の大津波」 古記録「大波之時各村之形書行」によれば津波の最高は(85.4)となっているが諸説である。 石垣島で死者 9,393 人、流失家屋 2,123 軒、宮古島で死者 2,548 人、流失家屋 1,054 軒
1898	明治 31	石垣島近海	24.5	124.7	7.0	宮古、石垣島で家屋半壊 2、堤防破損 1、道路破損 16 箇所、橋梁破損 1、山崩れ、石垣の崩壊
1909	明治 42	沖縄本島近海	26.0	128.0	6.2	那覇、首里で死者 1 人、傷 10 人、家屋半壊 3
1911	明治 44	奄美大島近海	28.0	130.0	8.0	那覇で石垣の崩壊 496 箇所、死者 1 人、小津波あり
1926	大正 15	沖縄本島近海	27.4	126.4	7.5	那覇で震度 4、石垣の崩壊多し
1947	昭和 22	与那国島近海	24.4	123.1	7.4	石垣島で強震、死者 1 人、西表島で 4 人、山崩れ、石垣崩壊
1958	昭和 33	石垣島近海	24.5	124.3	7.2	死者 2 人、負傷者 4 人、家屋破損、ブロック塀の倒壊等
1960	昭和 35	チリ沖	38.0	73.5	8.5	(チリ地震津波) 沖縄で死者 3 人、負傷者 2 人、家屋全壊 20、半壊 79、床上浸水 672、床下浸水 813 等
1966	昭和 41	与那国島近海	24.1	122.4	7.8	与那国で死者 2 人、家屋全壊 1 棟、石垣崩壊
1986	昭和 61	台湾近海	23.9	121.8	7.8	那覇 14cm、宮古 30cm、石垣島 14cm 津波観測
1991 ～ 1994	平成 3 ～6	西表島付近	24.1	123.3	5.1	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣崩壊、落石等の被害あり
1993	平成 5	マリアナ諸島	12.5	144.4	8.1	宮古島 13cm、那覇 9cm 津波観測
1996	平成 8	インドネシア・バリ島	00.5	136.5	8.1	那覇 26cm、宮古島 26cm、石垣島 15cm 津波観測
1998	平成 10	石垣島南方沖	22.2	125.2	7.7	那覇 3cm、与那国島 2cm 津波観測
2001	平成 13	与那国島近海	23.5	122.4	7.3	与那国島 12cm、石垣島 4cm 津波観測
2002	平成 14	石垣島近海	23.1	124.1	7.0	与那国島 6cm、石垣島 3cm 津波観測
2002	平成 14	台湾付近	24.1	121.5	7.0	与那国島 12cm、石垣島 6cm 津波観測
2002	平成 14	ニューギニア島北部沿岸	03.1	124.5	7.8	石垣島 5cm、那覇 4cm 津波観測
2006	平成 18	千島列島東方	46.4	154.0	7.9	那覇 11cm、宮古島 12cm、石垣島 10cm、与那国島 7cm 津波観測
2007	平成 19	ペルー沿岸	13.2	76.3	Ws7.9	石垣島 15cm、那覇 7cm 津波観測
2009	平成 21	ニューギニア付近	00.2	132.5	7.6	那覇 9cm、南城市安座真 11cm、石垣島 9cm、宮古島 12cm、南大東島 5cm、与那国島 4cm 津波観測

発生年代		震源地				被害概況
西暦	日本暦	震央	北緯	東経	マグニチュード	
2009	平成 21	サモア諸島	15. 3	172. 0	Mw7. 9	南大東島 5cm、南城市安座真 7cm、宮古島 5cm、石垣島 5cm、与那国島 4cm 津波観測
2010	平成 22	チリ中部沿岸	35. 5	72. 4	Mw8. 8	那覇 24cm、南城市安座真 34cm、与那国島 8cm、石垣島 20cm、宮古島 43cm、南大東島 8cm 津波観測
2010	平成 22	マリアナ諸島南方	12. 2	141. 2	Mw6. 9	南城市安座真 10cm、石垣島 4cm、宮古島 4cm、南大東島 4cm 津波観測
2011	平成 23	三陸沖	38. 0	142. 5	Mw9. 0	那覇 60cm、南城市安座真 37cm、与那国島 14cm、石垣島 23cm、宮古島 65cm、南大東島 19cm 津波観測
2012	平成 24	フィリピン付近	10. 4	126. 3	Mw7. 6	那覇 6cm、南城市安座真 5cm、宮古島 5cm、石垣島 5cm 津波観測
2013	平成 25	サンタクルース諸島	10. 4	165. 0	Mw7. 9	南城市安座真 9cm、宮古島 7cm、石垣島 6cm、与那国島 5cm、南大東島 3cm 津波観測

3 施設関連資料

3-1 収容避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号	避難対象地域
1	石垣小学校	石垣市字石垣 204	82-2107	美崎町、大川、石垣
2	登野城小学校	石垣市字登野城 290	83-2307	登野城、大川、八島
3	平真小学校	石垣市字平得 174	82-3263	平得、真栄里、八島
4	川原小学校	石垣市字大浜 2064-356	82-4108	川原、三和
5	大本小学校	石垣市字真栄里 1111	82-6315	開南、於茂登
6	宮良小学校	石垣市字宮良 327	86-7016	宮良
7	伊野田小学校	石垣市字桃里 168-56	86-7850	伊野田、星野、大里
8	明石小学校	石垣市字伊原間 249-17	89-2142	明石、久宇良
9	平久保小学校	石垣市字平久保 77	89-2143	平久保、平野
10	野底小学校	石垣市字野底 138	89-2144	多良間、下地、伊土名 兼城、栄
11	吉原小学校	石垣市字川平 1218-137	88-2144	吉原、山原、大嵩
12	石垣中学校	石垣市字新川 307	82-3070	新栄町、浜崎町、新川
13	石垣第二中学校	石垣市字登野城 1078	83-1953	登野城
14	大浜中学校	石垣市字大浜 103	82-3949	大浜、磯辺
15	白保中学校	石垣市字白保 268-35	86-7841	白保
16	伊原間中学校	石垣市字伊原間 28	89-2141	伊原間
17	富野小中学校	石垣市字桴海 299-45	88-2143	富野、米原
18	川平小中学校	石垣市字川平 969	88-2141	川平
19	崎枝小中学校	石垣市字崎枝 530-18	88-2142	崎枝
20	名蔵小中学校	石垣市字名蔵 243	82-4113	名蔵、嵩田
21	総合体育館	石垣市字平得 439	88-5292	登野城、平得、（広域）
22	八重山農林高校	石垣市字大川 497	82-3955	大川、石垣
23	八重山高校	石垣市字登野城 275	82-3972	登野城、八島
24	八重山商工高校	石垣市字真栄里 180	82-3892	真栄里
25	石垣市健康福祉 センター（福祉避 難所）	石垣市字登野城 1357-1	88-0088	広域
26	石垣市福祉避難 所兼ふれあい交 流施設 結い心センター （福祉避難所）	石垣市字大川 100-3	82-4996	広域

○避難所収容可能状況

番号	区 分 名 称	一時避難利用		収容避難利用		備 考
		運動場面積 (㎡)	収容人員 (人)	体育館面積 (㎡)	収容人員 (人)	
1	石垣小学校	2,849	2,849	705	213	
2	登野城小学校	9,874	9,874	768	232	
3	平真小学校	11,486	11,486	821	248	
4	川原小学校	5,801	5,801	485	146	
5	大本小学校	4,662	4,662	432	130	
6	宮良小学校	10,493	10,493	1,056	320	
7	伊野田小学校	9,257	9,257	1,096	332	
8	明石小学校	11,246	11,246	522	158	
9	平久保小学校	3,712	3,712	436	132	
10	野底小学校	5,820	5,820	676	204	
11	吉原小学校	3,221	3,221	445	134	
12	石垣中学校	8,448	8,448	1,116	338	
13	石垣第二中学校	11,543	11,543	1,376	416	
14	大浜中学校	8,010	8,010	1,484	449	
15	白保中学校	8,417	8,417	744	225	
16	伊原間中学校	7,701	7,701	739	243	
17	富野小中学校	2,430	2,430	462	140	
18	川平小中学校	7,420	7,420	567	171	
19	崎枝小中学校	3,177	3,177	567	171	
20	名蔵小中学校	9,334	9,334	698	211	
21	総合体育館	—	—	3,170	960	
22	石垣青少年の家	4,000	4,000	—	—	
23	八重山農林高校	11,760	11,760	1,026	310	
24	八重山高校	13,958	13,958	1,204	364	
25	八重山商工高校	20,154	20,154	1,732	524	
26	石垣市健康福祉センター	—	—	—	—	
27	石垣市福祉避難所 兼ふれあい交流施設 結い心センター	—	—	—	—	

※収容人員は1人あたり面積を、一時避難（1㎡）、収容避難（3.3㎡）で算出

3-2 津波災害時の避難場所一覧

避難対象地域	避難場所	所在地	海拔 (m)	収容避難所
美崎町、大川、石垣	石垣小学校	石垣 204	14m	石垣小学校
新栄町、浜崎町、新川	石垣中学校	新川 307	12m	石垣中学校
大川、石垣	八重山農林高校	大川 477-1	17m	八重山農林高校
登野城、大川、八島	登野城小学校	登野城 290	17m	登野城小学校
登野城、八島	八重山高校	登野城 275	18m	八重山高校
登野城	石垣第二中学校	登野城 1078	22m	石垣第二中学校
登野城、平得、(広域)	石垣市中央運動公園	登野城 1408-1	22m	総合体育館
大浜、高田	大浜中学校(校舎 2 階以上)	大浜 103	22m	大浜中学校
大浜、高田、真栄里、平得	石垣市役所	真栄里 672	25m	総合体育館
磯辺、大浜	八重山運輸事務所北三叉路	真栄里 820-1 付近	37m	大浜中学校
宮良	宮良小学校	宮良 327	26m	宮良小学校
白保	産業廃棄物処理場前付近	宮良 422-6 付近	27m	白保中学校
	ゆなむり	白保 1057-76	41m	白保中学校
大里	大里公民館	桃里 165-189	40m	伊野田小学校
星野	とりなき山	桃里 165-550 付近	52m	伊野田小学校
伊野田 1 班、5 班	番屋	桃里 200-16 付近	51m	伊野田小学校
伊野田 2 班、3 班	金比羅	桃里 200-227 付近	45m	伊野田小学校
伊原間	伊原間はんな岳	伊原間 155-12 付近	41m	伊原間中学校
明石	明石集落北方携帯基地局付近	平久保 234-541 付近	48m	明石小学校
	トムル岳	伊原間 155-2 付近	31m	明石小学校
久宇良	久宇良公民館	平久保 234-231	25m	明石小学校
平久保	石ムルク	平久保 226-73 付近	52m	平久保小学校
平野	平野公民館	平久保 424	39m	平久保小学校
兼城、下地	兼城公民館	野底 932	21m	野底小学校
栄	栄公民館	野底 455-1	27m	野底小学校
多良間、下地	多良間公民館	野底 1204	25m	野底小学校
伊土名	伊土名集落南方高台	桴海 337-77 付近	40m	野底小学校
富野	富野公民館	桴海 148-55	34m	富野小中学校
米原	米原のヤエヤマヤシ群落駐車場	桴海 548 付近	46m	富野小中学校
吉原	吉原小学校	川平 1218-137	45m	吉原小学校
山原	ポーターおばさん食卓前公園	川平 1216-156	36m	吉原小学校
大嵩	大嵩公民館	川平 1218-194	35m	吉原小学校
川平	川平ロータリー付近	川平 680-2 付近	21m	川平小中学校
崎枝	崎枝小中学校	崎枝 530-18	27m	崎枝小中学校
名蔵、嵩田	バンナ森林公園北口広場	登野城 2241-72	80m	名蔵小中学校

3-3 広域避難場所一覧（津波除く）

番号	公 園 名	避難地域	供用面積 (ha)	備 考
1	石垣小学校	近隣地域	0.80	
2	登野城小学校	近隣地域	1.99	
3	平真小学校	近隣地域	2.05	
4	川原小学校	近隣地域	2.07	
5	大本小学校	近隣地域	1.48	
6	宮良小学校	近隣地域	3.47	
7	伊野田小学校	近隣地域	1.97	
8	明石小学校	近隣地域	1.95	
9	平久保小学校（普通教室）	近隣地域	1.14	
10	野底小学校	近隣地域	2.16	
11	吉原小学校	近隣地域	1.07	
12	石垣中学校	近隣地域	2.24	
13	石垣第二中学校	近隣地域	3.10	
14	大浜中学校（校舎2階以上）	近隣地域	2.19	
15	白保中学校	近隣地域	2.39	
16	伊原間中学校	近隣地域	2.91	
17	富野小中学校	近隣地域	1.09	
18	川平小中学校	近隣地域	1.50	
19	崎枝小中学校	近隣地域	1.35	
20	名蔵小中学校	近隣地域	1.71	
21	八重山農林高校	近隣地域	1.24	
22	八重山高校	近隣地域	1.51	
23	八重山商工高校	近隣地域	3.48	
24	石垣市健康福祉センター	近隣地域	1.56	
25	福祉避難所兼ふれあい交流施設「結い心センター」	近隣地域	0.17	
26	石垣市中央運動公園	近隣地域	90.11	
27	新川公園	近隣地域	1.75	
28	新栄公園	近隣地域	0.30	
29	真栄里公園	近隣地域	2.87	

3-4 福祉避難所一覧

施設名称	所在地	電話番号	屋外面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備 考
石垣市健康福祉センター	登野城 1357 番地 1	88-0088	7,350	4,854	台風時避難所併用
福祉避難所兼ふれあい交流施設 「結い心センター」	大川 100 番地 3	82-4996	697.76	996.35	台風時避難所併用

※避難所及び避難場所の説明

収容避難所	住宅に対する危険性や住宅が破損し、生活の場が失われたときに一時的な生活の場として予定している建物
津波災害時の避難場所	津波注意報、津波警報の発表時に、安全を確保する場所
広域避難場所	地震、火災時に広いオープンスペースとして安全を確保できる場所
福祉避難所	災害時要援護者（高齢者、障がい者等避難所での生活において特別な配慮を必要とする者）を収容する建物

3-5 津波一時避難ビル（一時避難）一覧

	施設名	所在地	避難場所	収容人数	指定年度
1	ホテルートイングランディア石垣	新栄町 21	5 階以上	850	H16
2	ホテルピースランド石垣島	美崎町 11-1	5 階以上	500	H16
3	南の美ら花ホテルミヤヒラ	美崎町 4-9	5 階以上	2,500	H16
4	石垣島ホテルククル	美崎町 8-1	5 階以上	250	H16
5	ホテルハッピーホリデー石垣島	登野城 16	5 階以上	150	H16
6	アパホテル石垣島	八島町 1-2-3	5 階以上	450	H16
7	蓮葉閣マンション	浜崎町 2-1-7	5 階以上	550	H16
8	沖縄県八重山合同庁舎	真栄里 438-1	5 階会議室・研修室	200	H24
9	ANA インターコンチネンタル石垣リゾート	真栄里 354-1	5 階以上	3,000	H24
10	東横イン石垣島	浜崎町 3-2-12	5 階以上	270	H24
11	ホテルロイヤルマリンパレス	新川 2459-1	5 階以上	500	H24
12	丸栄タイル商会ビル	登野城 522-2	3 階広場	60	H24
13	県営平真団地	真栄里 109	高層 1・2 号棟 5 階以上	500	H25
14	コンフォート真栄里	真栄里 97-4	5 階以上	150	H25
15	ブルーシーナリー真栄里	真栄里 204-64	5 階以上	110	H26
16	合同宿舎石垣住宅 10 号棟	登野城 589	5 階共同廊下	29	H27
17	合同宿舎石垣住宅 11 号棟	登野城 589	5 階共用廊下・エレベーターホール	55	H27
18	合同宿舎石垣住宅 12 号棟	登野城 589	5 階共用廊下・エレベーターホール	83	H27

19	ベッセルホテル石垣島	浜崎町 1-2-7	5 階以上の通路 及び階段、屋上	600	H27
20	ホテルメラルド・アイル石垣島	美崎町 7-14	5 階以上の通路 及び階段、屋上	230	H27
21	海上保安庁新栄町宿舎	新栄町 58	5 階共用廊 下、屋上	749	H28
22	ホテルイーストチャイナ シー	美崎町 2-8	5 階以上の通路 及び階段	837	H28
23	石垣島徳洲会病院	大浜 446-1	5 階以上の通路 及び階段 屋上	972	H29
24	ホテルチューリップ石垣 島	八島町 1-3-5	5 階以上の通路 及び階段 7 階 屋上	257	H29
25	ドリームハイツ	真栄里 307-1	5 階以上の通路 及び階段、6 階	200	H29
26	県営新川団地 2 号棟	新川 2212-1	5 階以上の通路 及び階段	898	H30
27	南の美ら花ホテルヤヒラ（美崎 館）	美崎町 4-9	5 階以上の通路 及び階段 9 階 屋上	573	H30
28	ドリームタウン宮島	真栄里 349-5	5 階以上の通路 及び階段	75	H30
29	竹富町役場	美崎町 11-1	5 階以上の通路 及び階段	556	R4

3-6 石垣市緊急時一斉放送システム（防災行政無線）設置一覧表

(1) 固定系親局設備

番号	無線局名	設置場所	所在地	設置年
1	固定局	石垣市役所	石垣市字真栄里 672	H17
2	固定局	石垣市消防本部	石垣市字真栄里 668	H17
3	中継局	於茂登岳	石垣市字平得 1273-1	H17

(2) 固定系屋外拡声子局

番号	無線局名	設置場所	所在地	整備年度
1	新川	石垣漁港	石垣市新栄町 82	R2
2	真喜良	舟蔵公園	石垣市字新川 2462-1	〃
3	観音崎	観音崎燈台取付道路入口 横	石垣市字新川 1625-4	〃
4	ケーラ崎	ケーラ崎駐車場横	石垣市字名蔵 1356-46	〃
5	底地ビーチ	底地ビーチ入口横	石垣市字川平 185-5	〃

番号	無線局名	設置場所	所在地	整備年度
6	川平	川平農村集落センター	石垣市字川平 901	〃
7	米原	米原公民館	石垣市字桴海 644-2	〃
8	野底	野底小学校	石垣市字野底 138-46	〃
9	伊原間	伊原間公民館	石垣市字伊原間 40-7	〃
10	明石	明石地域総合施設	石垣市字伊原間 431-1	〃
11	平久保	平久保集落農事集会所	石垣市字平久保 223-20	〃
12	平野	平野公民館	石垣市字平久保 424	〃
13	伊野田-1	伊野田共同売店付近	石垣市字桃里 201-184 地先	〃
14	伊野田-2	伊野田漁港入口横	石垣市字桃里 177-173	〃
15	星野	星野公民館	石垣市字桃里 165-56	〃
16	白保-1	嘉手苺御嶽付近	石垣市字白保 739-1	〃
17	宮良-1	エンゼル農園付近	石垣市字宮良 97-26 地先	〃
18	磯辺-1	県営磯辺第2団地遊び場横	石垣市字大浜 1349-216	〃
19	大浜-1	崎原公園	石垣市字大浜 328-4 地先	〃
20	多田浜	海岸近くの駐車場横	石垣市字真栄里 354-1	〃
21	八島	八島小学校横公園	石垣市八島町 2-3	〃
22	新港地区-1	新港地区公園	石垣市南ぬ浜町	〃
23	八島緑地	八島緑地公園	石垣市八島町 1-4-1	〃
24	浜崎緑地	浜崎緑地公園	石垣市浜崎町 3-1	〃
25	新栄公園	新栄公園	石垣市新栄町 3-1	〃
26	名蔵大橋	名蔵獅子の森地区沿岸	石垣市字名蔵 1028-2	〃
27	吉原	吉原公民館	石垣市字川平 1193-3	〃
28	伊土名	伊土名公民館	石垣市字野底 106-501	〃
29	栄	栄公民館	石垣市字野底 436	〃
30	久宇良	久宇良公民館	石垣市字平久保 234-231	〃
31	宮良橋	宮良橋植栽樹	石垣市字宮良 1029-4	〃
32	新港地区-2	新港地区ゲート前歩道	石垣市南ぬ浜町	〃
33	大浜南	JA 大浜沿岸	石垣市字大浜 328-4	〃
34	伊原間港	伊原間船越	石垣市字伊原間 4-51 地先	〃

番号	無線局名	設置場所	所在地	整備年度
35	総合体育館	総合体育館	石垣市字平得 439	H24
36	白保-2	白保中学校	石垣市字白保 268-110	H25
37	宮良-2	宮良小学校	石垣市字宮良 332	〃
38	名蔵	名蔵公民館	石垣市字名蔵 243-553	〃
39	玉取崎展望台	玉取崎展望台	石垣市字伊原間 2-709	〃
40	崎枝	崎枝公民館	石垣市字崎枝 530-119	〃
41	真栄里-1	老人福祉センター	石垣市字真栄里 402	〃
42	真栄里-2	国道 390 号交差点	石垣市字平得 10-3	〃
43	真栄里-3	真栄里ニュータウン入口	石垣市字真栄里 204-227	〃
44	平得-1	平真こども園	石垣市字平得 67-1	〃
45	健康福祉センター	健康福祉センター	石垣市字登野城 1363-1	〃
46	新川川-1	双葉公民館	石垣市字新川 579-2	〃
47	新川川-2	シードー線川花橋付近	石垣市新栄町 79-1	〃
48	山原	山原地区公園	石垣市字川平山原 1216-155	〃
49	富野	富野公民館	石垣市字桴海 148-505	〃
50	大里	大里公民館	石垣市字桃里 165-189	〃
51	磯辺-2	大浜海岸	石垣市字大浜地先	〃
52	於茂登	於茂登公民館	石垣市字真栄里 1111-23	H26
53	兼城	兼城公民館	石垣市字野底 932	〃
54	川原	川原公民館	石垣市字大浜 2075-105	H27
55	天川公民館	天川公民館	石垣市字登野城 517-1	H28
56	新港地区-3	人工ビーチ管理棟	石垣市南ぬ浜町	〃
57	石垣中学校	石垣中学校	石垣市字新川 307	〃
58	真栄里-4	回転寿司（鮎人）付近	石垣市字真栄里 324-4 地先	H29
59	大浜中学校	大浜中学校	石垣市字大浜 103	〃

3-7 医療施設等

(1) 病院

番号	施設名	住所	電話番号	ベット数	備考
1	県立八重山病院	石垣市字真栄里 584-1	87-5557	265	
2	かりゆし病院	石垣市字新川 2124	83-5600	100	
3	石垣島徳洲会病院	石垣市字大浜 446-1	88-0123	49	

(2) 医院等

番号	施設名	住所	電話番号	ベット数	備考
1	愛島クリニック	石垣市字真栄里 108-7	88-1212	0	
2	下地脳神経外科	石垣市字登野城 644-19	88-7300	0	
3	下地第2脳神経外科	石垣市字新川 1695-123	88-5150	19	
4	よなは医院	石垣市字新川 2287-35	83-4781	0	
5	大浜診療所	石垣市字大浜 36	87-5093	0	
6	小田内科医院	石垣市字登野城 319-2	83-8001	0	
7	くろしま整形外科	石垣市字登野城 1016-1	83-4154	0	
8	コーラルクリニック	石垣市浜崎町 3-3-9	87-5698	0	
9	てるや内科胃腸科	石垣市字新川 127-3	88-1616	0	
10	とみやま耳鼻咽喉科	石垣市字新川 2427	88-8741	0	
11	南西耳鼻咽喉科医院	石垣市字真栄里 97-4	83-0001	0	
12	にいむら内科胃腸科クリニック	石垣市字真栄里 243-1	83-7771	0	
13	ぬちぐすい診療所	石垣市字登野城 623-6	87-7931	0	
14	のびのび子育てくまさか 医院	石垣市字登野城 1470	090-6861-685 7	0	
15	博愛医院	石垣市字大川 179-7	82-3170	0	
16	ヒデ整形クリニック	石垣市字真栄里 108-3	84-1155		
17	ひとし眼科	石垣市字真栄里 108-4	88-5121	0	
18	まつをレディースクリニック	石垣市字真栄里 233-3	83-4822	0	
19	まるの脳神経クリニック	石垣市字新川 121	82-8800		
20	宮良眼科医院	石垣市字大川 140	82-3068	3	
21	宮良内科胃腸科医院	石垣市字新川 27	82-4181	0	

番号	施 設 名	住 所	電話番号	ベット数	備 考
22	やいま中央クリニック	石垣市字平得 120-3	88-7711	0	
23	やしのきクリニック	石垣市字大川 579-5	88-1184	0	
24	よしもとこどもクリニック	石垣市字登野城 1024-1	88-6688	0	

(3) 歯科

番号	施 設 名	住 所	電話番号	備 考
1	さんあい歯科クリニック	石垣市字真栄里 490-7	83-5515	
2	柴田ファミリー歯科	石垣市字真栄里 204-375	88-7060	
3	かんな歯科クリニック	石垣市字新川 2444-1	88-5454	
4	しおがい歯科クリニック	石垣市字大川 262	83-5390	
5	新城歯科医院	石垣市字大川 273	82-4561	みすまるマンション 2F
6	おおかわ歯科	石垣市字大川 431-3	88-5528	
7	いそべ歯科	石垣市字大浜 1349-81	82-2338	
8	上間歯科	石垣市字登野城 126	82-2665	
9	サザン歯科クリニック	石垣市字登野城 2-6	83-4658	サントリハービル 2F
10	やいま歯科医院	石垣市字登野城 630-19	88-1234	
11	おおはま歯科医院	石垣市字登野城 655-8	83-6480	
12	すながわ歯科	石垣市字登野城 70-4	82-2033	
13	ミルク歯科	石垣市字白保 268-29	86-8148	
14	つばき歯科医院	石垣市字真栄里 91-1	83-7888	
15	大山歯科医院	石垣市新栄町 12-9	82-1608	
16	森岡歯科医院	石垣市新栄町 70-3	83-5233	
17	サトウ歯科	石垣市字大川 198-11	88-8181	2F
18	宇江城デンタルクリニック	石垣市字大川 23	83-4182	
19	やましる歯科クリニック	石垣市字登野城 618	83-3418	山興ビル 2 F
20	みやら歯科医院	石垣市八島町 1-8-3	83-4333	
21	コーラルデンタル	石垣市浜崎町 3-3-9	87-9929	コーラルアカデミー 1F 東
22	みやらデンタルクリニック	石垣市字新川 31-2	87-7717	
23	上江田歯科医師		83-4381	

(4) 薬局

番号	施設名	住所	電話番号	備考
1	新高薬局	石垣市美崎町 9	82-2180	
2	佐久間薬局	石垣市字大川 210	82-2024	
3	新川薬局	石垣市字大川 287-5	82-4420	
4	幸地薬局	石垣市字登野城 570	83-6354	
5	調剤薬局やえやま	石垣市字大川 728-11	83-4888	
6	上地薬局 いしがき店	石垣市字真栄里 584-1	092-474-7281	
7	はと薬局	石垣市字真栄里 301-1	83-8984	
8	あらや薬局	石垣市字登野城 649	88-8833	
9	こすも薬局	石垣市字新川 29-2	84-1352	
10	中央薬局	石垣市字石垣 12-1	82-9335	
11	むるぶし薬局	石垣市字平得 150-3	82-3882	
12	ティード薬局	石垣市字真栄里 241-4	88-1151	
13	美ら島薬局	石垣市字新川 2427	87-7766	102 号
14	ココ薬局	石垣市字大川 528-1	87-8588	荷川取ハイツ 104 号
15	なみき薬局	石垣市字登野城 1024-4	88-1010	
16	アイン薬局 石垣店	石垣市字真栄里 108-5	87-0853	
17	幸地薬局 新川店	石垣市字新川 127-4	84-1311	
18	ここなつ薬局	石垣市字新川 2287-35	82-3030	
19	みどり薬局	石垣市字平得 88	82-1193	
20	ゆい登野城薬局	石垣市字登野城 319-5	87-0236	
21	ファーマシー薬局やえやま	石垣市字真栄里 587-1	84-2255	
22	レゾ`薬局 石垣島店	石垣市浜崎町 3-3-9	87-0344	
23	ファーマライズ薬局 石垣店	石垣市字新川 2105	88-0005	
24	ファーマライズ薬局 あらかわ店	石垣市字新川 118	84-1030	
25	I&H 石垣離島ターミナル薬局	石垣市美崎町 1		

3-8 災害救助用器具

区分	種 類	台数	性能及び装備
1	水槽付き消防ポンプ車	3	
2	小型消火ポンプ積載大型水槽車	3	
3	救急車(高規格)	4	
4	救急車 (2B型)	1	
5	救助工作車	1	
6	屈折梯子車	1	
7	軽可搬動力消防ポンプ		
8	水難救助車	4	
9	牽引車両 (4 輪駆動車)	4	
10	トレーラー	4	
11	水難救助用ボート	1	
12	水上バイク	3	
13	訓練指導車	1	
14	輸送車	1	
15	団広報車	3	
16	軽ポンプ車	1	
17	団救助資機材車	1	
18	空港用化学車	1	
19	空港資機材牽引車	1	
20	トレーラー	1	
21	空港事務連絡車	1	

3-9 給水車及び給水タンク保有状況一覧表

令和5年1月12日現在

地 域	市町村	給水車		トラック							給水タンク				
		10t	5t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	0.75t	0.5t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t
沖縄県	石垣市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	10

3-10 救急業務実施体制の状況

令和4年4月1日現在

区分	管内面積 (k m ²) (令和4年4月末日現在)	管内人口 (人) (令和4年4月末日現在)	救急自動車台数				救急隊数	救命士運用隊数	救 急 隊 員 数						救命士運用開始年
			保有数	内非常用		内高規格			合計	うち資格者・修了者			専任	兼任	
				内高規格	救命士					標準課程	救急Ⅱ課程				
石垣市	229.15	48,911	5	1	-	4	4	4	67	38	29	-	-	52	H13

医 療 機 関 数							現場到着平均所要時間 (分) 令和4年1/1～12/31 (覚知～原着)	収容平均所要時間 (分) 令和4年1/1～12/31 (覚知～原着)	救 急 出 場 件 数		
合計	救 急 告 示 医 療 機 関					その他の医療機関			令和3年中	令和2年中	対前年増減率 (%)
	小計	県立	公的	私的病院	私的診療所						
47	2	1	-	1	-	45	9.4	33.2	2,621件	2,498件	4.9%

3-11 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

令和4年4月1日現在

	化学消防自動車数 (台)	液体 (kl)	粉末(kg)	化 学 消 火 剤 種 別					
				蛋 白 系		合成界面活性剤等 (kl)	粉 末		
				3%型 (kl)	6%型 (kl)		炭酸水素ナトリウム (kg)	重炭酸カリウム (kg)	りん酸塩類等 (kg)
石垣市	1	1.03	-	-	-	0.22	-	-	-

※主として、航空機火災対応

3-12 危険物施設

行政庁	事業所	所在地	総容量 (kl)	最大タンク		タンク総 数
				油種	容量 (kl)	
石垣市	(株) りゅうせき	石垣市南ぬ浜町 1 番 2	14334. 52	ガソリン 軽油 重油 A 重油 C 重油 灯油 灯油 (JETA)	975. 1	21 基
石垣市	(株) りゅうせき	石垣市字盛山 222-72	426. 8	JETA-1	213. 4	2 基
石垣市	(株) 沖縄電力	石垣市石垣 14-1	1, 629	重油	980	7 基
石垣市	(株) 沖縄電力	石垣市大浜 355-1	6, 815	重油 潤滑油	3, 000	10 基
石垣市	石垣島製糖(株)	石垣市字名蔵 243	110	重油	110	1 基
石垣市	(株) 八重島工業	石垣市字大川 1425-9	20	重油 A 重油	10	2 基
石垣市	平成産業(株)	石垣市字大川 1350	39	重油	19. 5	2 基
石垣市	八重山舗道(株)	石垣市字大川 1432	10	重油	10	1 基
石垣市	八重山殖産(株)	石垣市字白保 287-14	32. 94	重油 A 重油	18	3 基
石垣市	南西道路(株)	石垣市字大川 1367-1	19. 5	重油	19. 5	1 基
石垣市	八重山漁港協同組 合	石垣市八島町 2-4	57. 44	重油	28. 72	2 基
石垣市	八重山漁港協同組 合	石垣市新栄町 83	144	A 重油 軽油	28. 8	5 基
石垣市	ミヤギ産業(株)	石垣市字平得 519-1	599. 97	重油 軽油	200	4 基

3-13 高圧ガス（一般・冷凍ガス）

名 称	ガスの種類	所 在 地
八重山病院	窒素、酸素、笑気ガス	石垣市字真栄里 584-1
八重山病院	冷凍ガス(R-134a)	石垣市字真栄里 584-1

3-14 高圧ガス（液化石油ガス）

名 称	ガスの種類	所 在 地
有限会社美崎プロパン	LP ガス	石垣市字真栄里 98
株式会社先島ガス	LP ガス	石垣市美崎町 6-6
沖縄協同ガス株式会社	LP ガス	石垣市字石垣 527-61
株式会社りゅうせき 八重山 物流センター	LP ガス	石垣市南ぬ浜町 1-2
合同会社マルキプロパン商会	LP ガス	石垣市字真栄里 188-2
八重山殖産株式会社	LP ガス	石垣市字白保 287-14
八重山タクシー事業協同組合	LP ガス	石垣市字新川 415-3

3-15 市有車両の保有状況

車 種	台 数	備 考
乗用車	73	普通 16、小型 16、軽 41
貨物車	54	普通 7、小型 10、軽 37
バス	1	
応急作業車	5	
特殊車	9	大型 2、小型 7
二輪車	7	原付 7
霊柩車	1	
介護車両	1	

3-16 災害時における臨時離着陸場候補地一覧表

臨時離着陸場名	所 在 地	施設管理者	備 考
総合運動公園陸上競技場	石垣市字登野城 1408-1	石垣市	
石垣空港 2 番スポット	石垣市字盛山 222-75	石垣市	
旧石垣空港滑走路	石垣市字慶田山	国	※使用する際には施設管理者と要調整

3-17 気象観測所一覧表

観 測 所 名	所 在 地
石垣島地方気象台	石垣市字登野城428
那覇航空測候所石垣航空気象観測所	石垣市字盛山東牛種子222-72

3-18 漁港一覧表

漁 港 名	種 別	管 理 者
登 野 城	第 1 種漁港	石垣市
船 越	第 1 種漁港	石垣市
伊 野 田	第 1 種漁港	石垣市
石 垣	第 2 種漁港	沖縄県

- ※ ・第 1 種漁港…その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
 ・第 2 種漁港…その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く第 3 種漁港に属しないもの。

3-19 水源施設

(1) 上水道

名 称	場 所	種 別	数 量	撞 要
於茂登水源 (取水場)	石垣市字大浜 武那田原 2476-1	真栄里ダム放流 水	1 ケ 所	Q=12,200m ³ /日 取水ポンプ×2台(内1台予備) φ250×φ150×8.5m ³ /分 ×80m×170KW 自家発電設備容量 625KVA 電気室、自室発電室 A=311.4 m ²
白水水源 (取水場)	石垣市字名蔵 白水 793-38	河川水(表流水)	1 ケ 所	Q=10,800m ³ /日 取水ポンプ×2台(内1台予備) φ200×φ150×6.0m ³ /分 ×123m×180KW 自家発電設備容量 500KVA 電気室 A=321.7 m ² 自室発電室 A=130.6 m ² 天日乾燥床 173 m ² (8m×8.5m×2.4m) 自動転倒堰 0.8×15.1m
平得水源 (取水場)	石垣市字平得 491	地下水(深井戸)	1 ケ 所	Q=888m ³ /日 取水ポンプ深井戸用水中モーター ポンプ 1 台 φ100×1.5m ³ /分×37KW 電気室 A=14.7 m ²
大浜第1水源 (取水場)	石垣市字大浜 東アケル 1647	地下水(深井戸)	2 ケ 所	Q=2,760m ³ /日 取水ポンプ深井戸用水中モーター ポンプ 2 台(内1台予備) φ120×1.55m ³ /分×37KW(1台) φ125×2.18m ³ /分×37KW(1台) 電気室 A=16.9 m ² 自家発電設備容量 150KVA
大浜第2水源 (取水場)	石垣市字真栄 里川良原 1093-299	地下水(深井戸)	1 ケ 所	Q=1,200m ³ /日 取水ポンプ深井戸用水中モーター ポンプ 1 台 φ80×0.83m ³ /分×18.5KW(1台)
大浜第3水源 (取水場)	石垣市字平得 1139-11	地下水(深井戸)	1 ケ 所	Q=1,200m ³ /日 取水ポンプ深井戸用水中モーター ポンプ 1 台 φ80×0.35m ³ /分×80m×11KW(1台) 電気室 A=17.2 m ²
登野城水源 (取水場)	石垣市字登野 城 1042-9	地下水(深井戸)	1 ケ 所	Q=1,500m ³ /日 取水ポンプ深井戸用水中モーター ポンプ 1 台 φ100×1.25m ³ /分×37KW(1台) 電気室 A=18.41 m ²

(2) 簡易水道

名 称	場 所	種 別	数 量	撞 要
荒川水源	石垣市字桴海 大田 148-62	河川水(表流水)	1 ケ 所	Q=2,340m ³ /日 自然流下

3-20 ごみ収集車両

区 分	種 別	車体の形状	積載量	定 員	備 考
市有車	普 通	ダンプ	2,000kg	3	
委託 1	普 通	塵芥車	1,750kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,000kg	2	
	小 型	キャブオーバー	800kg	2	
委託 2	普 通	塵芥車	2,050kg	2	
	小 型	ダンプ	3,000kg	3	
	小 型	ダンプ	3,000kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
委託 3	普 通	塵芥車	1,600kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,000kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,000kg	3	
	小 型	キャブオーバー	850kg	3	
委託 4	普 通	塵芥車	2,450kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,550kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
委託 5	普 通	塵芥車	2,600kg	3	
	小 型	ダンプ	2,000kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
	普 通	キャブオーバー	800kg	2	
許可 1	普 通	塵芥車	2,950kg	3	
	小 型	ダンプ	2,000kg	3	
	軽自動車	キャブオーバー	350kg	2	
許可 2	普 通	塵芥車	3,000kg	3	
	普 通	塵芥車	3,400kg	3	
	普 通	塵芥車	2,950kg	3	
	軽自動車	キャブオーバー	350kg	2	
許可 3	普 通	塵芥車	3,400kg	3	
	普 通	塵芥車	3,250kg	3	
	普 通	塵芥車	3,250kg	3	
	普 通	塵芥車	2,950kg	3	
	普 通	ダンプ	2,000kg	3	
	普 通	キャブオーバー	1,500kg	3	
	軽自動車	キャブオーバー	350kg	2	
許可 4	普 通	塵芥車	3,250kg	3	
	普 通	塵芥車	3,250kg	3	

区 分	種 別	車体の形状	積載量	定 員	備 考
	普 通	塵芥車	3,250kg	3	
	普 通	塵芥車	3,100kg	3	
	普 通	塵芥車	2,900kg	3	
	普 通	塵芥車	2,700kg	3	
	普 通	塵芥車	2,650kg	3	
	普 通	塵芥車	2,600kg	3	
	普 通	塵芥車	2,000kg	3	
	普 通	ダンプ	2,000kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,500kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,450kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,450kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,450kg	3	
	小 型	キャブオーバー	1,450kg	3	

3-21 し尿収集車両

区分	種 別	車体の形状	積載量	定 員	備 考
許可 1	普 通	糞尿車	3,700kg	3	
	普 通		3,700kg	3	
	普 通	〃	3,700kg	2	
許可 3	小 型	〃	1,800kg	2	
	小 型	〃	1,800kg	3	
	普 通	〃	1,800kg	3	
	小 型	〃	1,800kg	3	
許可 7	小 型	〃	1,800kg	3	
許可 8	普 通	〃	1,800kg	3	
	小 型	〃	1,800kg	2	
許可 9	小 型	〃	1,800kg	2	
	小 型	〃	1,800kg	3	
	普 通	清掃車	2,950kg	3	
許可 10	小 型	糞尿車	1,800kg	3	

3-22 ごみ処理施設一覧表

施 設 名	設 置 者	竣工年月	規模
石垣市クリーンセンター	石垣市	平成 9 年 10 月	60 t / 日の焼却炉 2 炉
石垣市一般廃棄物最終処分場	石垣市	平成 11 年 3 月	約 180,200m ³

3-23 し尿処理施設一覧表

施 設 名	設置者	竣工年月	型式	能力(kl/日)	備考
石垣市し尿処理場	石垣市	昭和 47 年 7 月	嫌気性無加オン 2 段消化方式	25K 1 / 日	
石垣市西浄化センター（前処理棟）	石垣市	令和 2 年 9 月	受入槽、破砕機、 貯蓄槽等	20.1 kl/日	R3.5 併用 開始

3-24 火葬場施設一覧表

名 称	所 在 地	火葬炉数	備 考
やすらぎの杜 いしがき斎場	石垣市字大川 1523-1	3	H28.4 供用開始

3-25 指定文化財

種 別	名 称	指定別	指定年月日	所在地
建造物	旧宮良殿内	国	S47. 5. 15	大川
建造物	権現堂	国	S56. 6. 5	石垣
建造物	旧和宇慶家墓	国	H12. 5. 25	大川
建造物	美崎御嶽	県	S31. 2. 20	登野城
建造物	赤イロ目宮鳥御嶽	市	H3. 11. 13	川平
建造物	赤馬主の墓	市	H24. 12. 20	宮良
建造物	長田家の古墓	市	H26. 10. 27	石垣
史跡	川平貝塚	国	S47. 5. 15	川平
史跡	フルスト原遺跡	国	S53. 3. 3	大浜
史跡	先島諸島火番盛	国	H19. 3. 23	
史跡	白保竿根田原洞穴遺跡	国	R2. 3. 10	
史跡	美崎御嶽	県	S31. 2. 22	登野城
史跡	平得アラスク村遺跡	県	S56. 8. 13	平得
史跡	桃里恩田遺跡	県	H2. 2. 2	桃里
史跡	海底電線陸揚室跡 （電信屋）	県	R3. 8. 27	崎枝
史跡	アダドウナー	市	S55. 10. 31	宮良
史跡	パイナーカー	市	S55. 10. 31	平得
史跡	富崎観音堂及びその周辺	市	S62. 3. 26	新川
史跡	ハンナー主の墓	市	S63. 1. 19	石垣
史跡	石城山残丘部	市	S63. 2. 16	石垣
史跡	仲道の三番アコウ	市	H3. 11. 13	平得
史跡	大田原遺跡	市	H8. 11. 12	名蔵
史跡	真謝井戸	市	H8. 11. 12	白保
史跡	富野遺跡	市	H19. 3. 23	桴海
史跡	名蔵白水の戦争遺跡群	市	H21. 3. 30	名蔵
史跡	旧盛山村跡の御嶽	市	H21. 3. 30	盛山
史跡	黒石川窯跡	市	H24. 8. 3	大川
史跡	世持井戸	市	R2. 11. 25	大川

種 別	名 称	指定別	指定年月日	所在地
名勝	宮良殿内庭園	国	S47. 5. 15	大川
名勝	石垣氏庭園	国	S58. 10. 27	新川
彫刻	桃林寺仁王像	県	S31. 2. 22	石垣
絵画	紙本着色東任鐸画像	県	H23. 12. 13	
絵画	紙本着色宮平長延画像	県	H23. 12. 13	
工芸	御絵図	市	H25. 3. 22	八重山
天然記念物	平久保のヤエヤマシタン	国	S47. 5. 15	平久保
天然記念物	荒川のカンヒザクラ自生地	国	S47. 5. 15	桴海
天然記念物	宮良川のヒルギ林	国	S47. 5. 15	宮良
天然記念物	米原のヤエヤマヤシ群落	国	S47. 5. 15	桴海
天然記念物	石垣島東海岸の津波石群	国	H25. 3. 27	
天然記念物	石垣島東海岸の津波石群（バリ石）	国	H25. 10. 17	
天然記念物	平久保安良のハスハギ [※] 群落	国	H25. 10. 17	平久保
天然記念物	川平湾及び於茂登岳	国	H28. 10. 3	
天然記念物	ンタナーラのサキシマスオウノキ群落	国	H28. 3. 1	宮良
天然記念物	宮島御嶽のリュウキュウシヤノキ	県	S34. 12. 16	石垣
天然記念物	仲筋村 ^ハ ル御嶽の亜熱帯海岸林	県	S47. 5. 12	
天然記念物	マンゲー山（大、小）	市	S47. 5. 8	桃里
天然記念物	吹通川ヒルギ群落	市	S48. 1. 13	桴梅
天然記念物	小浜御嶽のリュウキュウシヤノキ	市	H8. 11. 12	宮良
天然記念物	中マンゲー	市	H10. 8. 12	桃里
天然記念物	野底のヤエヤマシタン自生地	市	H18. 8. 3	野底
天然記念物	イシガキニイニイ	市	H20. 5. 26	全域
天然記念物	宮良浜川原のヤブ [※] 並木	市	H26. 9. 26	宮良
天然記念物	フミダ [※] カー [※] 流域の炭酸塩堆積物	市	H28. 3. 4	
有形民俗文化財	石垣四箇村登野城村旗頭本	県	H19. 6. 19	
有形民俗文化財	石垣四箇村大川村旗頭本	県	H19. 6. 19	
有形民俗文化財	石垣四箇村石垣村旗頭本	県	H19. 6. 19	
有形民俗文化財	石垣四箇村新川村旗頭本	県	H19. 6. 19	

種 別	名 称	指定別	指定年月日	所在地
有形民俗文化財	マユンガナシの面	市	S48. 1. 13	伊原間
有形民俗文化財	赤イロ目宮鳥御嶽	市	H3. 11. 13	川平
有形民俗文化財	米為御嶽	市	H3. 11. 13	登野城
有形民俗文化財	小波本御嶽	市	H3. 11. 13	登野城
有形民俗文化財	宮鳥御嶽	市	H8. 11. 12	石垣
有形民俗文化財	登野城のアンガマ面	市	H16. 12. 24	
有形民俗文化財	風水指南針	市	H16. 12. 24	
有形民俗文化財	大浜村旗頭本	市	H18. 8. 3	
有形民俗文化財	安良村跡の御嶽	市	H19. 5. 25	平久保
有形民俗文化財	野底御嶽（ヌスクオン）	市	H20. 3. 12	野底
重要文化財 （歴史資料）	八重山蔵元絵師画稿類（宮良安宣旧蔵）	国	R1. 7. 23	
歴史資料	瓦証文	市	H2. 11. 13	
歴史資料	唐人墓碑	市	H2. 11. 13	
歴史資料	旧 登 野 城 尋 常 高 等 小 学 校 の 奉安殿	市	H20. 11. 4	登野城
歴史資料	御絵図	市	H23. 12. 28	
古文書	山陽 氏長季宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	長栄氏真般宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	夏林氏賢永宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	山陽氏長致宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	松茂氏當克宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	山陽氏長演宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	夏林氏賢則宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	松茂氏當演宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	夏林氏賢栄宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	山陽氏長房宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	夏林氏賢保宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	山陽氏長有宛大首里大屋子職補	市	H2. 11. 13	

種 別	名 称	指定別	指定年月日	所在地
	任辞令書			
古文書	松茂氏當宗宛大首里大屋子職補任辞令書	市	H2. 11. 13	
古文書	八重山嶋大阿母前大阿母嫁まひなまへの大阿母補任辞令書（付山陽姓系図家譜））	市	H2. 11. 13	
古文書	八重山嶋大阿母女子いんつめいへの大阿母補任辞令書（付 山陽姓系図家譜））	市	H2. 11. 13	
古文書	竹原家文書	市	H2. 11. 13	
古文書	富川親方八重山島船手座例帳	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島諸村公事帳 桃里村	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島諸村公事帳 古見村	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島諸村公事帳 川平村	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島蔵元公事帳	市	H16. 12. 24	
古文書	与世山親方八重山島農務帳	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島諸締帳 宮良村	市	H16. 12. 24	
古文書	富川親方八重山島諸締帳 川平村	市	H16. 12. 24	
古文書	宮城信勇家 覚	市	H16. 12. 24	
古文書	上原村人頭税請取帳	市	H16. 12. 24	
古文書	安村家文書	市	H18. 8. 3	
古文書	星圖	市	H27. 3. 30	
考古資料	崎枝赤崎貝塚出土開元通宝	市	H3. 11. 13	
有形文化財	玉代勢孫伴宛尖閣列島遭難救護の感謝状	市	H23. 12. 28	
有形文化財	豊川善佐宛尖閣列島遭難救護の感謝状	市	H23. 12. 28	

3-26 船舶の避難海域

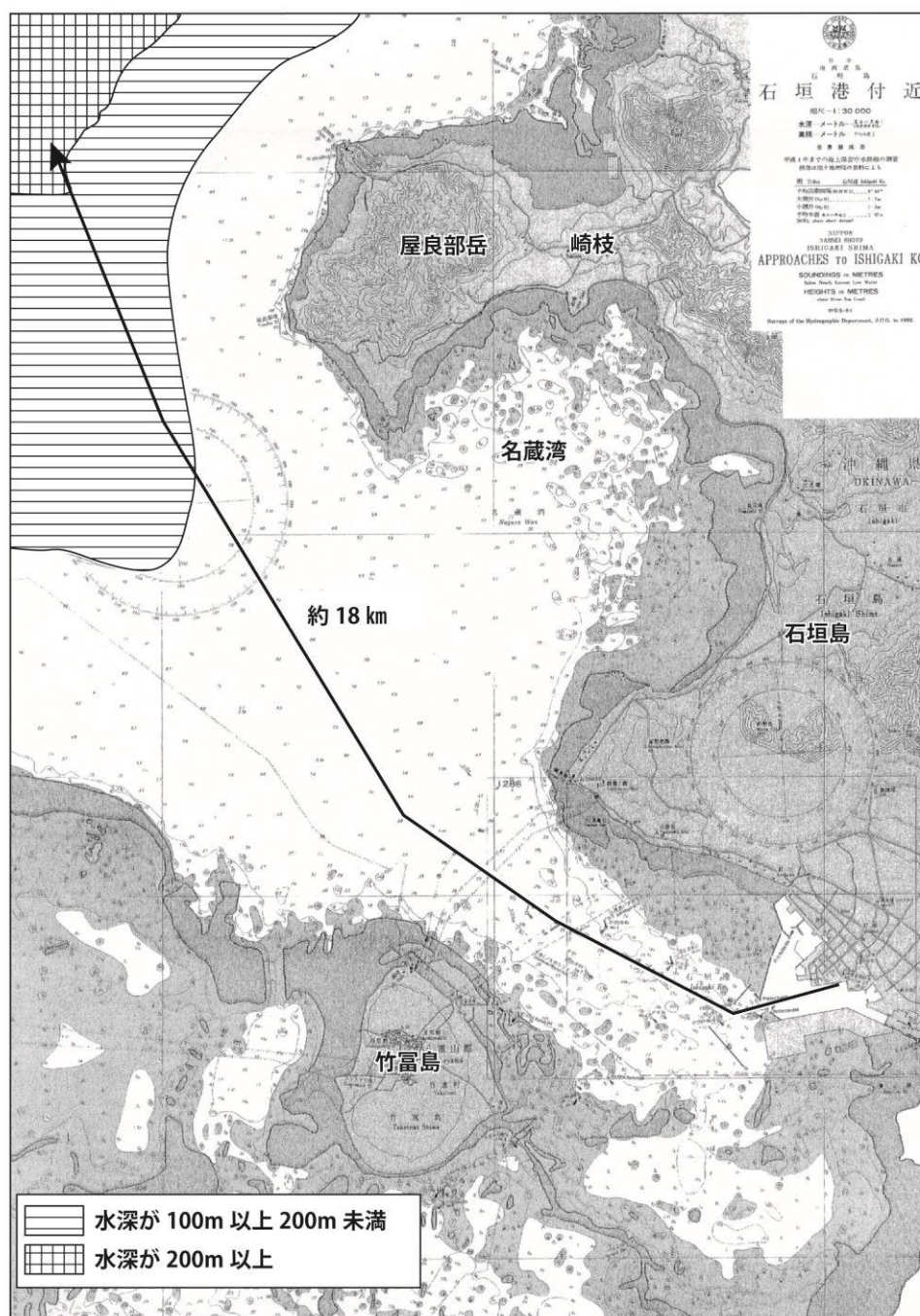
津波の高さと水深及び水路幅は次のグリーンの法則という関係式で表される。

$$H_2/H_1 = (b_2/b_1)^{-1/2} (h_2/h_1)^{-1/4}$$

Hは津波の高さ、bは水路幅、hは水深を示す。また、数字の1,2は任意の2地点を示す。つまり、津波の波高は水深の平方根に逆比例し、水深の4乗根に逆比例する。ゆえに沖ではほとんど目立たない津波も、海岸近くでは著しく大きくなる。従って、水深が深くかつ広い海域へ避難することが、船舶を津波から守る有効な防災対策といえる。

下図に近海の水深が100m以上の避難海域を示す。

〔石垣港の避難海域〕



3-27 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

津波の発生により、利用者等に危険が及ぶと想定される津波災害警戒区域内に立地する本市の要配慮者利用施設は以下の通り。

(1) 学校施設

種別	番号	施設名称	住所
幼稚園	1	あまかわ幼稚園	石垣市八島町 2-3
	2	しらほ幼稚園	石垣市字白保 73
	3	いのだ幼稚園	石垣市字桃里 168-56
	4	のそこ幼稚園	石垣市字野底 138
	5	あかし幼稚園	石垣市字伊原間 249-17
	6	ひらくぼ幼稚園	石垣市字平久保 77
小学校	7	真喜良小学校	石垣市字新川 2018-2
	8	新川小学校	石垣市新栄町 74
	9	平真小学校	石垣市字平得 174
	10	八島小学校	石垣市八島町 2-3
	11	大浜小学校	石垣市字大浜 182
	12	白保小学校	石垣市字白保 73-1
	13	伊野田小学校	石垣市字桃里 168-56
	14	明石小学校	石垣市字伊原間 249
	15	平久保小学校	石垣市字平久保 77
	16	野底小学校	石垣市字野底 138
中学校	17	大浜中学校	石垣市字大浜 103
	18	白保中学校	石垣市字白保 268-35
	19	伊原間中学校	石垣市字伊原間 28
高等学校	20	八重山商工高等学校	石垣市字真栄里 180
特別支援学校	21	八重山特別支援学校	石垣市字宮良 77
学校教育関連施設	22	適応指導教室（あやばに学級）	石垣市字登野城 153
	23	石垣市教育研究所	石垣市字登野城 2-70

(2) 社会福祉施設

	番号	施設名称	住所
老人福祉施設	1	まえさと茶寿苑	石垣市字真栄里 204 番地 382
	2	いしがき太陽の里	石垣市字大浜 1349 番地 81
	3	デイサービス ハーモニー	石垣市字大浜 1349 番地 79
	4	八重の杜	石垣市字真栄里 530 番地 1
	5	いしがき太陽の里 （介護老人福祉施設内）	石垣市字大浜 1349 番地 81

	6	まえさと茶寿苑 (介護老人福祉施設内)	石垣市字真栄里 204 番地 382
	7	デイサービス 長寿の華	石垣市字大浜 1349 番地 78
	8	デイサービス 杜の泉	石垣市字真栄里 530 番地 1
老人福祉施設	9	デイサービスとうぬすく	石垣市字登野城 661 番地 7
	10	デイサービスセンター 大浜 1 番地	石垣市字大浜 2 番地 3
	11	デイサービスセンター ゆりヶ浜	石垣市字宮良 1 番地 16
	12	デイサービス 花織	石垣市字真栄里 204 番地 382
	13	デイサービス いしがき	石垣市字石垣 275 番地
	14	石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション	石垣市字大浜南大浜 446 番地 1
	15	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	石垣市字大浜 1349 番地 81
	16	がんじゅうクラブ	石垣市字真栄里 108 番地 3
	17	ケアハウス ばすきなよお	石垣市字白保 287 番地 60
	18	小規模多機能ホーム つむぎの郷	石垣市字大浜 1349 番地 77
	19	あかゆら小規模多機能型居宅介護支援事業所	石垣市浜崎町 2 丁目 2 番地 8
	20	JOY いしがき	石垣市字登野城 582 番地 2 サンライズ大山 1 階
	21	さくらデイサービス	石垣市字真栄里 544 番地 1
	22	デイサービス むつみ	石垣市字大川 33 番地 2
	23	デイサービスセンター にいふあいゆう	石垣市字登野城 676 番地 2
	24	デイサービスセンター あかゆら	石垣市浜崎町 2 丁目 2 番地 8
	25	グループホーム イジュの花	石垣市字大浜 453 番地 12
	26	認知症対応型共同生活介護事業所 あかゆら	石垣市浜崎町 2 丁目 2 番地 10
	27	デイサービスあらかわ	石垣市字新川 2372 番地 11
	28	すたいる石垣	石垣市浜崎町 3 丁目 3 番地 9
障がい者施設	29	pai いしがき/南十字星	石垣市字大浜 56-1 ハイ ツ TN-1 102
	30	ハーモニー	石垣市字大浜 1349-79
	31	ライフサポートセンター 心(くる)の WA	石垣市字大浜 1349-132
	32	グループホーム ちゅらハウス	石垣市美崎町 16-8 宇根アパート 2 F
	33	コーポうりずん	石垣市字真栄里 409-1 コーポ うりずん
	34	ゆにば荘	石垣市字真栄里 50-2
	35	ドキンちゃんハウス	石垣市字大川 20-8 1F
	36	みるくのいえ	石垣市字宮良 22-26

障がい者施設	37	グループホーム ゆんたく家まえ ざと	石垣市字真栄里 204-265
	38	グループホーム ゆんたく家との しろ	石垣市字登野城 457
	39	オハナ石垣	石垣市八島町 1-7-5
	40	夢工房石垣	石垣市新栄町 50-13 コーポ那 覇 1-東
	41	ジョブアシスタンス	石垣市字真栄里 324-11
	42	結の里	石垣市字名蔵 402-76
	43	サポートセンターむりぶし	石垣市字真栄里 218-3
	44	ラビット	石垣市字登野城 617-2
	45	あるまねっと	石垣市字真栄里 97-5
	46	もくれん	石垣市字新川 117-1 海邦マン ション 1F
	47	楽歩 ワーキングクラブ	石垣市字登野城 630-3
	48	楽歩 トレーニングクラブ	石垣市字登野城 630-3
	49	大丈夫	石垣市字登野城 71-5
	50	ぴっころ	石垣市字新川 23 新川ハイツ 201
	51	こたんと	石垣市字新川 2287-21 2F
	52	寺子屋	石垣市字宮良 1025-6
	53	チャイルドサポートいしがき	石垣市字新川 117 海邦マンシ ョン 5F
	54	サンマーリン	石垣市字大川 286 源ビル 1F
	55	月光	石垣市字平得 204-201
	56	ウィズトーク	石垣市字登野城 732-1
児童福祉施設	57	しあわせさまま	石垣市字大浜 10-1
	58	アグリドリーム	石垣市字大浜 1733-4
	59	いそべ子どもホッとステーション	石垣市字大浜 1349-1
保育施設	60	まきら子どもホッとステーション	石垣市字新川 2345
	61	ママホッとステーション	石垣市八島町 2 丁目 12-6
	62	おおはまこども園	石垣市字大浜 182 番地
	63	まきらこども園	石垣市字新川 2357 番地 1
	64	へいしんこども園	石垣市字平得 174 番地 3
	65	あらかわこども園	石垣市新栄町 74 番地
	66	かびらこども園	石垣市字川平 831-1
	67	新栄町こども園	石垣市新栄町 7 番地
	68	なごみの広場	石垣市字大浜 436-1
	69	伊原間保育所	石垣市字伊原間 20-4
保育施設	70	あいの保育園	石垣市字大川 177
保育施設	71	みやら保育園	石垣市字宮良 1015-12

72	こどもの家保育園	石垣市字平得 40-1
73	第二まきら保育園	石垣市字新川 2318-4
74	アスク真栄里保育園	石垣市字真栄里 88
75	ひまわりっこ保育園	石垣市字登野城 590-18
76	ぱいぬしまきのこ	石垣市字白保 348-3
77	太陽ぬ子（ていだぬふぁ）保育園	石垣市字大浜 1349-81
78	なごみの広場保育園	石垣市字大浜 436-1
79	はとぼっぼ保育園	石垣市新栄町 20-9
80	ふくふく保育園	石垣市字真栄里 214-1
81	ていだばな保育園	石垣市字大浜 216-3
82	小規模保育園 8 7 (HaNa)	石垣市字真栄里 309-15
83	たいようの子保育園	石垣市字平得 32
84	しらうめ保育園	石垣市字石垣 61
85	黒島託児所	石垣市字新川 14 番地
86	石垣島ベビーシッターサービスわらび	石垣市字登野城 671-17
87	BABIES&KIDSROOM AYAPANI	石垣市字新川 1625
88	グランヴィリオリゾート石垣島託児所みやらび	石垣市字新川 1746-1
89	ひばりの保育石垣のいえ	石垣市美崎町 8-1
90	こどもの家学童室	石垣市字平得 41-1
91	マーペー学童クラブ	石垣市字野底 138
92	ゆいまーる学童クラブ	石垣市字桃里 168-56
93	こども創造塾そらとかぜ	石垣市字真栄里 101
94	みらいの宝学童クラブ	石垣市新栄町 22-1
95	新川小学校放課後児童クラブ	石垣市新栄町 74
96	志来帆&しらほ学び館	石垣市字白保 263-139
97	しらほ学童クラブ	石垣市字白保 118

4 協定・様式

4-1 消防相互応援協定等

○沖縄県消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、国頭地区行政事務組合、本部町今帰仁村消防組合、名護市、金武地区消防衛生組合、うるま市、比謝川行政事務組合、沖縄市、中城北中城消防組合、宜野湾市、浦添市、東部消防組合、那覇市、豊見城市、島尻消防清掃組合、糸満市、久米島町、宮古島市、石垣市（以下「協定市町村等」という。）の各市町村及び組合の長（以下「市町村長等」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は救急搬送応援の必要ある場合に協定市町村等相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（応援の区分）

第2条 前条の目的を達成するため協定市町村等は、次に掲げる区分によって消防隊、救助隊及び救急隊その他必要な人員、機器資材（以下「消防隊」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

（1） 普通応援

隣接する協定市町村等が所轄区域外の災害を確認した場合の出動

（2） 救急搬送応援

協定市町村等が応援協定市町村等の所轄区域内から所轄区域内外の医療機関へ救急搬送を要請した場合の出動

（3） 特別応援

いずれかの協定市町村等内に大災害が発生し、若しくは前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町村長等又は消防長の要請によつての出動

（応援出動隊数）

第3条 応援の出動隊数は、普通応援及び救急搬送応援は原則として1隊、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して、応援を行う協定市町村等の消防長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第4条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

（1） 災害の概況及び応援を要請する事由

（2） 応援を要請する消防隊等の種類及び数

（3） 活動内容及び集結場所

（4） 誘導員又は担当責任者

（5） その他必要事項

（応援出動）

第5条 応援要請を受けた協定市町村等は、ただちに消防隊等を出動させるものとする。

2 警防上支障があり、要請に対応し難い場合は、その旨を速やかに受援協定市町村長等に通報しなければならない。

（現場指揮）

第6条 応援出動した消防隊等は、災害地の現場最高指揮者のもとに行動するものとする。

（出動報告）

第7条 応援活動に出動した場合は、速やかに応援出動報告書（別表1又は別表2）により受援協定市町村長等あて報告を行うものとする。

（応援経費等）

第8条 応援に要した経費の負担は、次の区分により応援を要請した協定市町村等の負担とする。

（1） 消防隊等1隊（1台）につき2時間以内は5,000円とし1時間を増すごとに2,500円を加算した額及び消火薬剤等の実費

（2） 応援に際し発生した住民の死傷に伴う補償費、災害防止のため破壊した工作物等の補償費及び機械器具の破損した場合に要する費用

（3） 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機械資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、現物支給又は経費を負担とする。

(公務災害補償)

第9条 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

2 応援消防隊等が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、受援協定市町村等がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報等の相互連絡)

第10条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等の状況を相互連絡するものとする。

(相互応援の実施)

第11条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町村等の消防長が協議決定するものとする。

(疑義事項)

第12条 この協定に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、平成18年8月1日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書18通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

1 沖縄県消防相互応援協定（平成18年6月1日締結）は、廃止する。

別表 1

年 月 日

受援市町村長等名

応援市町村長等名

災 害 応 援 出 動 報 告 に つ い て

みだしのことについて、沖縄県消防相互応援協定書第 7 条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

要 請 （ 認 知 ） 日 時	
要 請 者 の 氏 名	
災 害 種 別	
発 生 場 所 及 び 名 称	
出 動 時 刻	
放 水 開 始 時 刻	
鎮 圧 時 刻	
帰 署 時 刻	
放 水 量	
出 動 車 両 及 び 台 数	
出 動 人 数	
備 考	

別表 2

年 月 日

受援市町村長等名

応援市町村長等名

救 急 応 援 出 動 報 告 に つ い て

みだしのことについて、沖縄県消防相互応援協定書第 7 条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

救 急 発 生 日 時	
発 生 場 所 及 び 名 称	
救 急 種 別	
覚 知 時 刻 及 び 氏 名	
要 請 者 の 氏 名	
出 動 時 刻	
現 場 到 着 時 刻	
救 護 人 員	
傷 病 名	
出 動 車 両 台 数	
出 動 人 員	
備 考	

○災害時の情報交換及び応援に関する協定書

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、石垣市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、石垣市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）石垣市で重大な被害が発生又は重大な被害が発生するおそれがある場合
- （2）石垣市災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。
- （2）第6条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（平素の協力）

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成27年1月26日

甲	内閣府沖縄総合事務局長
	河 合 正 保
乙	石垣市長
	中 山 義 隆

4-2 各種流通備蓄に関する協定

○備蓄食糧の保管及び搬出に関する協定書

沖縄県知事仲井眞弘多（以下「甲」という。）と石垣市長中山義隆（以下「乙」という。）とは、地震や風水害その他災害が発生または発生のおそれがある場合や、防災・減災対策の取り組みにおいて特に必要を要する場合に、甲が所有する備蓄食糧の保管及び搬出に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東日本大震災を踏まえ、市町村の備蓄体制が整うまでの間、県が緊急に購入した備蓄食糧を市町村で保管・管理し、災害時等において住民に対して提供することを目的とする。

（備蓄食糧の種類）

第2条 乙において保管する備蓄食糧の種類は、カンパン及びペットボトル飲料水とする。

（保管場所）

第3条 備蓄食糧は乙が指定する建物内において保管するものとする。

（適正管理）

第4条 乙は、保管場所において備蓄食糧の適正な管理を行う。

2 乙は、備蓄食糧の計画的な補充や住民等への提供に努めるものとする。

（費用等）

第5条 備蓄食糧の保管や住民への提供に係る費用は、乙の負担とする。

（備蓄食糧の搬出）

第6条 乙は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が見込まれる災害において備蓄食糧の搬出が必要な場合、住民等への提供を行うものとする。

2 乙は、前項に関わらず、避難訓練や防災教育等で住民等に備蓄食糧の提供が必要な場合は、予め甲の承認を受けなければならない。

（要請及び記録の作成等）

第7条 乙は、前条に定める対応について、別記様式1による備蓄食糧の住民等への提供要請書を、甲に提出するものとする。

2 乙は、別記様式2による備蓄食糧数量報告書を、甲が別に定める期日に提出するものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、自己の責に帰すべき理由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、自然災害等によりやむを得ない場合はこの限りではない。

（協議事項）

第9条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項については、双方の協議のうえ別紙のとおり定めるものとし、定めた事項を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ変更するものとする。

（保管期間）

第10条 この協定は、協定の締結日から有効とし、備蓄食糧の保存期限に達したときまで効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 沖縄県石垣市美崎町14番地
石垣市長 中山 義隆

備蓄食糧の保管に関して別途定める事項

平成24年10月1日付で締結した備蓄物資の保管に関する協定書第9条の規定により、協議のうえ別途定める事項は下記のとおりとする。

(備蓄食糧の数量等)

- 1 乙が保管する備蓄食料の数量等は、次のとおりとする。
 - (1) カンバン 23箱
規格 1／4斗缶 16食入4缶 5年保管可 (1箱64食入)
 - (2) ペットボトル飲料水 50ケース
規格 500ml 5年保存可 (1ケース24本入)

(保管場所)

- 2 保管場所の所在地及び名称は、次のとおりとする。

石垣市字平得439番地	石垣市総合体育館 1階	備蓄倉庫
石垣市字登野城1357番地	石垣市健康福祉センター 2階	倉庫

(連絡責任者)

- 3 備蓄食糧の搬入・搬出等に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 沖縄県知事公室防災危機管理課長	TEL 098-866-2143
乙 石垣市総務部総務課長	TEL 0980-82-1216

(連絡事項)

- 4 乙は、備蓄食糧の保管場所に特に異常が認められた場合には、甲に連絡するものとする。

平成24年10月1日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山 義隆

別記様式 1

備蓄食糧の住民等への提供要請書

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

石 垣 市 長

「備蓄食糧の保管及び提供に関する協定書」に基づき、下記のとおり備蓄食糧の住民等への提供を要請します。

記

1. 住民等への提供を要請する理由

2. 提供する備蓄食糧の内容等

提供する備蓄食糧の内容	数量 (箱)	備蓄食糧の取引場所	備 考
カンパン (1/4 斗缶 1 6 食入 4 缶)			
ペットボトル飲料水 (500ml ・ 2 4 本入り)			

別記様式 2

備 蓄 食 糧 数 量 報 告 書

年 月 日
(年 月 日現在)

沖縄県知事 殿

市町村名 :
課 名 :
担当者名 :
電 話 :

下記のとおり備蓄食糧の保有数量を報告します。

記

品 名	数 量 (箱)	保管場所
カンパン (1/4 斗缶 1 6 食入 4 缶)	箱	
ペットボトル飲料水 (500ml・2 4 本入り)	箱	
【特記事項】		

○災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

石垣市（以下「甲」という。）とイオン琉球株式会社マックスバリュやいま店、マックスバリュ石垣店、マックスバリュ新川店、マックスバリュ平真店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2） 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3） 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4） 乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲：石垣市 総務部 総務課長

乙：イオン琉球株式会社 石垣地区エリア長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について毎年、事前に協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は、乙が発行した支払請求書を甲が受理してから30日以内に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲及び乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 23 年 9 月 15 日

甲 沖縄県石垣市美崎町 1 4 番地

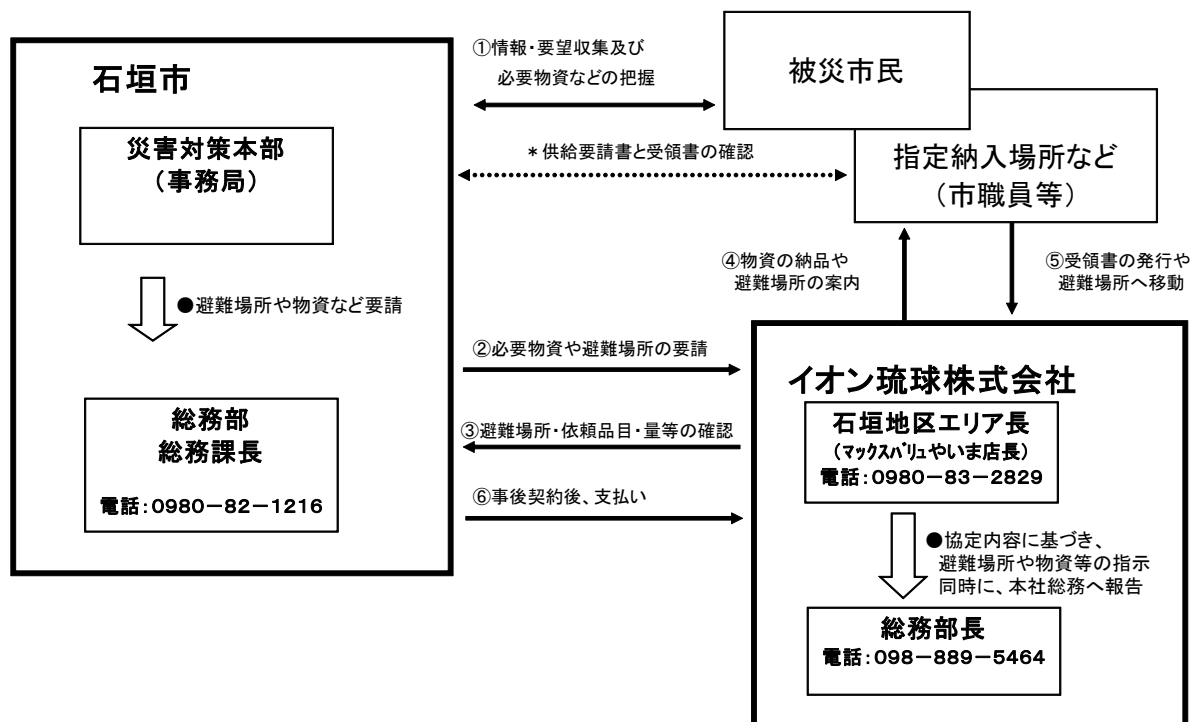
石垣市長 中 山 義 隆

乙 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 5 1 4 番地の 1

イオン琉球株式会社

代表取締役社長 栗 本 建 三

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書「要請フロー連絡体制」



4-3 災害情報等に関する協定

○緊急情報割込み放送の実施に関する協定書

緊急情報割込み放送の実施について、石垣市（以下「甲」という。）と有限会社石垣コミュニティエフエム（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、石垣市に武力攻撃、地震、津波など対処に時間的余裕がない事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、緊急情報割込み放送を実施することにより、災害等による被害の軽減を図り、市民、観光客及び事業所等の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「緊急情報」とは、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する緊急事態情報、緊急地震速報及び津波警報など別表に定める緊急情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報
- (2) 「緊急情報割込み放送」とは、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）から送信される緊急情報を、甲の所有する専用小型受信機等で受信し、同報無線自動起動機等によって乙が所有する放送設備に接続し、緊急情報を乙の放送に自動的に割り込む緊急放送

（放送の実施）

第3条 乙は、緊急情報割込み放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込み放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

2 前項にかかわらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急情報割込み放送が円滑に常時実施できるように必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により実施した緊急割込み放送に係る費用は、原則無料とする。

2 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する緊急情報割込み放送をするための同報無線自動起動機などの機器等の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する緊急情報割込み放送を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては総務部総務課長とし、乙においては放送部長とする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協 議）

第7条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 23 年 4 月 27 日

甲 石垣市美崎町 1 4 番地
石垣市長 中 山 義 隆
乙 石垣市字大川 2 4 5 番地丸ビル 2 F
有限会社石垣コミュニティーエフエム
代表取締役 東太田 政 三

別 表

緊急情報割込放送用の緊急情報

1. 国民保護に関する情報

- ① ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ② 航空攻撃情報
- ③ 弾道ミサイルに関する情報
- ④ 大規模テロ情報

2. 緊急地震速報

- ⑤ 緊急地震速報 推定震度 5 弱
- ⑥ 緊急地震速報 推定震度 5 強
- ⑦ 緊急地震速報 推定震度 6 弱
- ⑧ 緊急地震速報 推定震度 6 強
- ⑨ 緊急地震速報 推定震度 7

3. 津波情報

- ⑩ 大津波警報
- ⑪ 津波警報

以 上

その他の非常事態情報については、都度、相互協議の上、決定する。

○災害に係る情報発信等に関する協定書

石垣市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、石垣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、石垣市が石垣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ石垣市の行政機能の低下を軽減させるため、石垣市とヤフーがお互いに協力して様々な取組を行う事を目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) ヤフーが、石垣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、石垣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 石垣市が、石垣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 石垣市が、石垣市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 石垣市が、災害発生時の石垣市内の被災状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これら情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 石垣市が、石垣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーがヤフーの提供するブログサービスにおいて石垣市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 石垣市が、石垣市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、石垣市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 石垣市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、石垣市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく石垣市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、石垣市から提供を受ける情報については、石垣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、石垣市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、石垣市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、石垣市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年10月16日

石垣市：石垣市美崎町14番地
石垣市長 中山義隆

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

○災害防災情報等の放送に関する協定

石垣市（以下「甲」という。）と有限会社石垣コミュニティーエフエム（以下「乙」という。）は、災害発生時等における緊急割込み放送及び一般割込み放送（以下「緊急放送」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石垣市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急放送を通じて災害に関する情報を提供し、もって市民、観光客及び事業所等の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

2 「災害発生時等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は大規模火災若しくは爆発、その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

3 緊急放送とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる放送を優先して放送することをいう。

- (1) 「緊急割込み放送」とは、災害発生時等において、甲が緊急割込み装置を利用し、乙の通常放送に割込み、石垣市緊急告知防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を最大音量で起動させ行う放送をいう。
- (2) 「一般割込み放送」とは、災害発生時等において甲が緊急割込み装置を利用し、乙の通常放送に割込み、防災ラジオを通常音量で起動させ行う放送をいう。
- (3) 「災害情報放送」とは、乙の番組内で行う災害情報に関する放送をいう。

（緊急割込み放送の範囲）

第3条 緊急割込み放送は、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）から送信される緊急情報及び甲からの緊急情報について、放送を行うもので、その範囲については、次のとおりとする。

- (1) 国民保護情報
 - ア ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - イ 航空攻撃情報
 - ウ 弾道ミサイルに関する情報
 - エ 大規模テロ情報
 - オ キャンセル報
- (2) 推定震度5以上の緊急地震速報
- (3) 震度5以上の地震情報、震度速報
- (4) 津波情報
 - ア 大津波警報
 - イ 津波警報
 - ウ 津波注意
- (5) 避難情報
 - ア 避難所開設情報
 - イ 避難準備
 - ウ 避難勧告
 - エ 避難指示
- (6) 特別警報
- (7) その他生命に危険を及ぼす緊急情報

（一般割込み放送の範囲）

第4条 甲は、次の事項について、一般割込み放送等を行うことができる。

- (1) 石垣市内における大規模火災又は爆発その他の危険情報
- (2) 土砂災害に関する気象情報
- (3) 試験放送
- (4) その他市民生活に関わる緊急情報

(運用)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、第3条及び第4条に掲げる範囲内において、緊急及び一般割込み放送を行う。

2 甲は、J－A L E R Tを除く緊急割込み放送を行う場合は、事前に乙に対しその旨を伝えるものとする。ただし、時間的猶予がない場合については、この限りでない。

3 甲は、一般割込み放送を行ったときは、乙に対しその実施日時及び実施内容を速やかに文書により報告するものとする。ただし、事前の取り決めがある場合については、この限りでない。

(試験放送)

第6条 甲及び乙は、災害発生時等に備え、緊急割込み放送装置を使用した訓練又は試験放送を定期的実施するものとする。

(費用の負担)

第7条 緊急割込み装置等に要する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、甲が行う緊急割込み放送に係る費用は、原則無料とする。

(2) 甲の所有する緊急割込み放送等に必要な装置等の維持に要する費用及び専用回線使用料は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する緊急割込み放送等を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては防災危機管理課長とし、乙においては事業本部長とする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山 義隆

乙 石垣市字真栄里354番地1

有限会社石垣コミュニティーエフエム

代表取締役 東太田 政三

○災害用特設電話の設置・利用に関する協定書

石垣市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社沖縄支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「災害用特設電話」という。）の設置、及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害等の発生時において、甲乙協議の下、被災者、避難者、及び帰宅困難者（以下被災者等）の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震・津波、及び風水害等の発生により、沖縄県が災害救助法を適用する地域において広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により地域住民が避難している状態にある等、社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「災害用特設電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線、及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、災害用特設電話の配備に必要な設備（電話機）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則、甲が負担するものとする。

（災害用特設電話の設置）

第5条 災害用特設電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、設置場所については別記のとおりとする。

（管理責任者の通知）

第6条 設置場所等の必要な情報の保管にあたっては、甲乙互いに管理責任者を任命し、その名称を別紙に定める様式をもって相互に通知することとし、管理責任者の変更等が生じた場合は速やかに相互に通知することとする。

（災害用特設電話の移転、廃止等）

第7条 甲は、災害用特設電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第8条 甲および乙は、年に1回以上、災害発生時に災害用特設電話が速やかに使用できるよう、接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第9条 甲および乙は、災害用特設電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向けて協力するものとする。

（災害用特設電話の開設）

第10条 災害用特設電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(災害用特設電話の利用)

第11条 甲は、災害用特設電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(災害用特設電話の利用の終了)

第12条 災害用特設電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに災害用特設電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行う。

(目的以外利用の禁止)

第13条 甲は第8条に規定する定期試験及び第10条に規定する開設を除き、災害用特設電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は災害用特設電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的以外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、災害用特設電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協議書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年4月22日

(甲) 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市

市長 中山 義 隆 印

(乙) 沖縄県浦添市城間4丁目35番2号

西日本電信電話株式会社沖縄支店

支店長 児 玉 光 先 印

災害用特設電話の設置場所

	避難所名称	住所
1	明石小学校	石垣市字伊原間 2 4 9
2	石垣小学校	石垣市字石垣 2 0 4
3	伊野田小学校	石垣市字桃里 1 6 8 - 5 6
4	大浜小学校	石垣市字大浜 1 8 2
5	大本小学校	石垣市字真栄里 1 1 1 1 - 7
6	川原小学校	石垣市字大浜 2 0 6 4
7	登野城小学校	石垣市字登野城 2 9 0
8	野底小学校	石垣市字野底 1 3 8 - 1
9	平久保小学校	石垣市字平久保 7 7
10	平真小学校	石垣市字平得 1 7 4
11	宮良小学校	石垣市字宮良 3 3 1 - 1
12	吉原小学校	石垣市字川平 1 2 1 8 - 1 3 7
13	石垣中学校	石垣市字新川 3 0 7
14	石垣第二中学校	石垣市字登野城 1 0 7 8
15	伊原間中学校	石垣市字伊原間 2 8
16	白保中学校	石垣市字白保 2 6 8 - 3 5
17	富野小中学校	石垣市字桴海 2 9 9 - 4 5
18	川平小中学校	石垣市字川平 9 6 9
19	崎枝小中学校	石垣市字崎枝 5 3 0 - 1 8
20	名蔵小中学校	石垣市字名蔵 2 4 3
21	石垣市総合体育館	石垣市字平得 4 3 9

別紙

管理責任者（変更）通知書

平成26年4月22日

石垣市
市長 中山 義隆 殿

西日本電信電話株式会社 沖縄支店
支店長 兒玉 光生

「災害用特設電話の設置・利用に関する協定書」第6条に基づき管理責任者を下記のとおり通知致します。

記

	避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
1	明石小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
2	石垣小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
3	伊野田小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
4	大浜小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
5	大本小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:

	避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
6	川原小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
7	登野城小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
8	野底小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
9	平久保小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
10	平真小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
11	宮良小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
12	吉原小学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
13	石垣中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:

	避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
14	石垣第二中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
15	伊原間中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
16	白保中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
17	富野小中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
18	川平小中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
19	崎枝小中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
20	名蔵小中学校	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:
21	石垣総合体育館	(正)	西日本電信電話株式会社 沖縄支店 設備部 災害対策室	TEL:098-871-2850 FAX:098-871-2896 Mail:oki-saitai@okinawa.ntt-west.jp
		(副)		TEL: FAX: Mail:

4-4 災害時供給協力に関する協定

○災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定書

石垣市（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会八重山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が石垣市で発生した場合（以下「災害時」という。）に、LP ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行う LP ガスの供給に関する協力事項を定めることより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「LP ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難所及び災害拠点施設等に、LP ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「LP ガス設備等」という。）を運搬、設置及び点検して LP ガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等への LP ガスの供給が必要と認めるときは、乙に対し、LP ガスの供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請したうえで、速やかに提出するものとする。

3 要請の経路は、（別表1）のとおりとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が石垣市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力実施及び協力体制の整備）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切な LP ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

2 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等における LP ガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

3 甲は LP ガスを必要とする施設の中で、災害時に LP ガス供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位を定めておくものとする。

(LP ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 LP ガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にLP ガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲に報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、LP ガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるLP ガスの供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

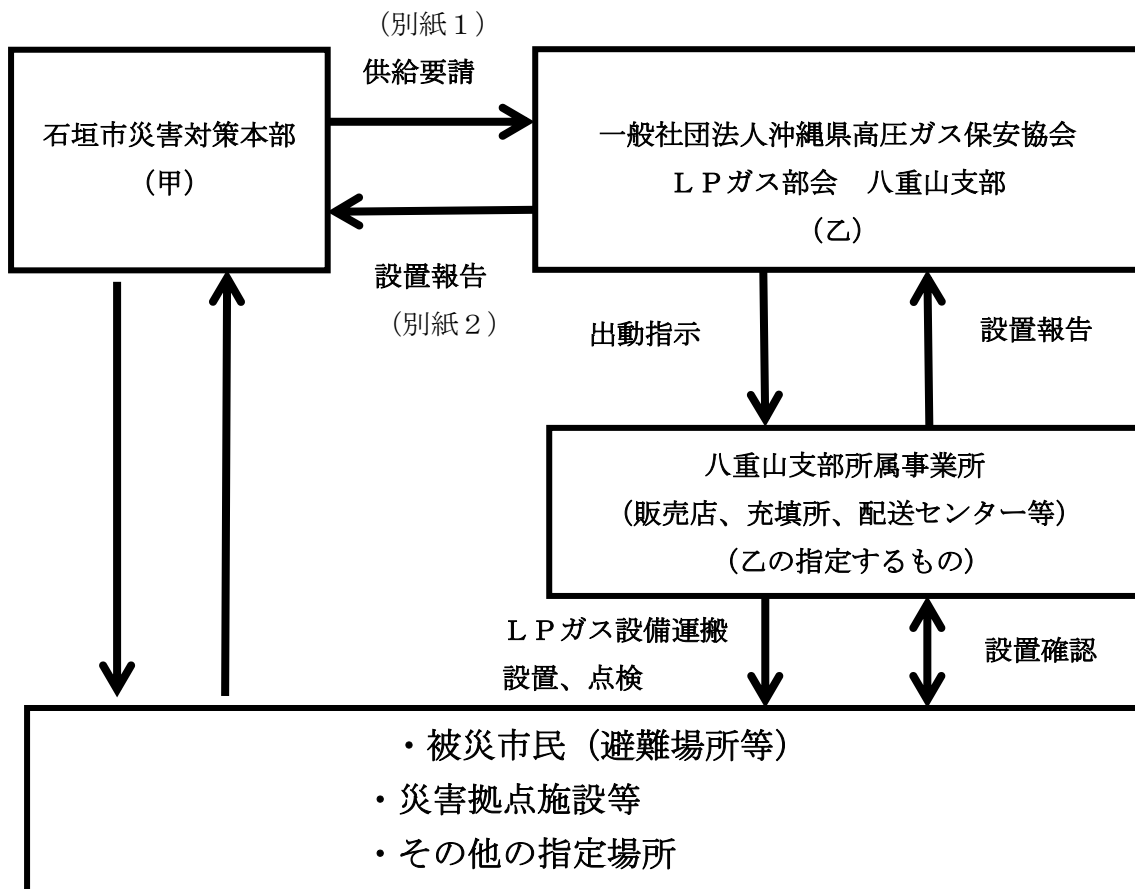
平成27年8月19日

甲 石垣市美崎町14番地
石垣市長 中山義隆

乙 石垣市字石垣527番地61
一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会
八重山支部長 仲野英伸

供給要請の経路

(別表 1)



費用等の負担

(別表 2)

負担区分	内 訳
甲が負担するもの	(1) L P ガス及び設備の運搬設置に要する費用 (2) L P ガス代金
乙が負担するもの	(1) L P ガス設備費 (2) L P ガス設備設置工事、点検費

L P ガ ス 供 給 要 請 書

項 目	内 容
供 給 場 所	
供給要請するＬＰ ガス設備の内訳及び数	ＬＰガス設備 ①炊事用具一式 （ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式 （ 人分用） ③発電機（小型）（ 台） ④その他
現 地 供 給 開 始 希望日時	
現地供給確認者名 そ の 他	・ 現地における設置確認者所属及び氏名 - 所属 （ ） - 氏名 （ ） ・ その他の連絡事項等

※容器の設置本数その他供給に必要な設備については使用機器の数等に応じて供給業者が判断すること。

上記のとおり要請します。

年 月 日

石 垣 市 長

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会 八重山支部長 様

(別紙2)

LP ガ ス 供 給 開 始 報 告 書

項 目	内 容
供 給 場 所	
設置したLPガス 設備の内訳及び数	LPガス設備 ①炊事用具一式 (人分用) コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式 (人分用) ③発電機(小型) (台) ④その他
現地供給開始日時	
供給業者名 そ の 他	・現地にLPガス設備を設置・供給・点検したガス事業者 事業者名 () 担当者名 () ・現地における設置確認者所属及び氏名(市側) 所属 () 氏名 () ・その他の連絡事項等

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会八重山支部長

石 垣 市 長 様

4-5 災害時応急復旧活動等に関する協定

○沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書

水道施設災害に関する応急復旧の実施について、沖縄県水道災害相互応援協定に基づく全圏域幹事沖縄県公営企業管理者、北部圏域幹事名護市長、中部圏域幹事沖縄市水道事業管理者、南部圏域幹事那覇市上水道事業管理者、宮古圏域幹事宮古市水道事業管理者、八重山圏域幹事石垣市長（以下「甲」という。）と、沖縄県管工事業協同組合連合会会長奥浜宏（以下「乙」という。）は、災害時に沖縄県下の各水道事業が管理する水道施設の災害応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。この場合において、この協定における当事者として甲の地位は、それぞれの圏域内の各水道事業者を代表するものであり、この協定の効力が当該水道事業者に及ぶことを乙は認めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、水道施設に寛大な災害が生じ、管破損・停電等により給水に支障をきたす場合又はそのおそれがある場合は、乙に応急復旧支援活動（以下「災害支援」という。）を要請し、各水道事業者が管理する災害水道施設を早期復旧させ、もって住民生活の安全に資することを目的とする。

（災害の種類）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害並びに渇水及び重大な水道水質被害等による被害をいう。

（災害支援の要請）

第3条 甲は、水道施設で災害が発生し給水に支障がでると判断した場合は、乙に対し災害支援を文書又は電話等で要請するものとする。

（災害支援の実施）

第4条 乙は、前条により要請を受けた場合は、直ちに甲及び被災水道施設の水道事業者と調整を行い、災害支援を実施し水道施設の復旧に努め、水道水の安定供給に協力すること。

（災害支援に伴う費用負担）

第5条 災害支援に関する費用は有償とし、災害支援を受けた水道事業者が負担するものとする。この場合において、精算及び支払方法については、乙と当該水道事業者が協議の上決定する。

（災害支援時における損害）

第6条 第4条の災害支援の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は乙の資機材等に損害が生じた場合は、損害の負担について乙と災害支援を受けた水道事業者が協議してこれを決定する。

（協定期間）

第7条 この協定期間は、平成20年2月13日から1年間とする。

2 期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の改廃について申し出が内場合は、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様として取り扱うものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本協定書を7通作成し、甲乙が記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月13日

甲 全圏域幹事
沖縄県公営企業管理者
企業局長 花城 順考 印

北部圏域幹事
名護市長 島袋 吉和 印

中部圏域幹事
沖縄市水道事業管理者
水道局長 嘉陽田 朝博 印

南部圏域幹事
那覇市上下水道事業管理者
上水道局長 松本 親 印

宮古圏域幹事
宮古島市水道事業管理者
職務代行者 次長 砂川 定之 印

八重山圏域幹事
石垣市長 大濱 長照 印

乙 沖縄県管工事業協同組合連合会
会長 奥浜 宏 印

○災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (石垣市管工事事業協同組合)

石垣市内において、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、石垣市水道事業（以下「甲」という。）と石垣管工事事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、石垣市給水区域内（以下「給水区域」という。）において、甲が所有し、管理する水道施設、公共施設及び災害活動拠点施設等の機能の確保及び回復並びに市民の安全や生活用水等の迅速な確保のため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(応急復旧活動等の内容)

第2条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 応援給水に関すること。
- (2) 水道水に関連する漏水修繕に関すること。
- (3) その他災害対策上必要とされること。

(協力の要請)

- 第3条 甲は、給水区域において、応急復旧活動等が必要とされる事態が発生した場合は、乙に対して応急復旧活動等の協力を要請することができるものとする。
- 2 乙に対する甲の協力要請手続は、原則として石垣市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の被災状況等により必要があるときは、水道対策部長（水道部長）又は水道技術管理者が行うものとする。
- 3 甲は、乙に協力を要請する場合、応急復旧活動等協力要請書（様式第1号）により、要請内容、要請場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話などにより口頭で行い、後日、応急復旧活動等協力要請書をもって処理することができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの応急復旧活動等の協力要請があった場合、応急復旧活動等担当組合員報告書（様式第2号）により、遅滞なく甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、応急復旧活動等担当組合員報告書をもって処理することができるものとする。

(実施本部の設置)

第4条 乙は、前条に規定する協力の要請を受けた時は、速やかに応急復旧活動等を行うため、実施本部を設置し、所属する組合員に必要な人員及び資機材等を確保させ、応急復旧活動等に協力するものとする。

(応急復旧活動等に係る費用)

第5条 この協定に基づき、乙が応急復旧活動等に要した費用は、甲が原則負担するものとする。

- 2 甲は、乙に応急復旧活動等の協力を要請したときは、遅滞なく出動した組合員との間に必要な契約を締結するものとする。なお、資機材、人工などの価格は、甲が別に定める実施設計単価表に基づき、甲が算出した額とする。

(応急復旧活動等業務後の引渡し)

第6条 乙は、甲の要請による応急復旧活動等が完了した場合には、直ちに甲に応急復旧活動等業務完了報告書（様式第3号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに応急復旧活動等業務完了報告書を提出するものとする。

(損害の負担)

第7条 第2条の規定による応急復旧活動等の実施に伴い、甲又は乙の組合員双方の責めに帰することができない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合は、乙の組合員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び乙の組合員で協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて応急復旧活動等業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかり障害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲及び乙で協議するものとする。

(連絡先等の通知)

第8条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、応急復旧活動等の実施に際し得た情報は積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急復旧活動等の実施に際して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第11条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

甲 石垣市浜崎町3丁目2番2号
石垣市水道事業

石垣市長 中 山 義 隆

乙 石垣市浜崎町3丁目2番2号
石垣管工事事業協同組合

理事長 田 幸 正 興

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

石垣管工事事業協同組合

理事長 様

石垣市水道事業

石垣市長

応急復旧活動等協力要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 3 条第 3 項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する協力を要請します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
要請概要	
備 考	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

石垣市水道事業

石垣市長 様

石垣管工事事業協同
組合
理事長

応急復旧活動等担当組合員報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第3条第4項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する担当組合員を報告します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
担当組合員名称	
組合員担当者及び連絡先	
備 考	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

石垣市水道事業

石垣市長 様

石垣管工事事業協同
組合
理事長

応急復旧活動等業務完了報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 6 条の規定により、下記のとおり災害復旧活動等業務完了報告書を提出します。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
応急復旧活動等 実施内容		
応急復旧活動等 実施組合員名	会社名	
	担当者	
	電話番号	

○災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (一般社団法人沖縄県電気・管工事業協会八重山部会)

石垣市内において、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、石垣市（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県電気・管工事業協会八重山部会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設及び甲が指定する災害活動拠点施設等の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(応急復旧活動等の内容)

第2条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策拠点施設の応急復旧活動等
- (2) 避難施設の応急復旧活動等
- (3) 道路施設の応急復旧活動等
- (4) 下水道施設の応急復旧活動等
- (5) 公園施設の応急復旧活動等
- (6) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (7) 救助活動等に伴う支援作業

(協力要請)

第3条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができるものとする。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等協力要請書（様式第1号）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等協力要請書による要請の手续をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく、乙に応急復旧活動等協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急復旧活動等の協力要請があった場合、応急復旧活動等担当会員報告書（様式第2号）により、遅滞なく甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、応急復旧活動等担当会員報告書をもって処理することができるものとする。

(実施本部の設立)

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けた場合は、速やかに応急復旧活動等を行うための実施本部を設置し、所属する会員に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において、直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。

(応急復旧活動等業務完了後の引渡し)

第5条 乙は、甲の要請による応急復旧活動等が完了した場合には、直ちに甲に応急復旧活動等業務等完了報告書（様式第3号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに応急復旧活動業務等完了報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。なお、資材、人工などの価格は、適正な価格とする。

(損害の負担)

第7条 第2条の規定による応急復旧活動等の実施に伴い、甲又は乙の会員双方の責めに帰することができない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合は、乙の会員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び乙の会員で協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて応急復旧活動等業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかり障害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲及び乙で協議するものとする。

(連絡先等の通知)

第8条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、応急復旧活動等の実施に際し得た情報は積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急復旧活動等の実施に際して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第11条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

甲 石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義隆

乙 石垣市平得212番地

一般社団法人

沖縄県電気・管工事業協会 八重山部会

部会長 栗盛哲夫

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

沖縄県電気・管工事業協会

八重山部会長

様

石垣市長

応急復旧活動等協力要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 3 条第 2 項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する協力を要請します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
要請概要	
備 考	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

石垣市長 様

一般社団法人
沖縄県電気・管工事業協会 八
重山部会
部会長

応急復旧活動等担当会員報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第3条第3項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する担当会員を報告します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
担当会員名称	
会員担当者及び連絡先	
備 考	

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

石垣市長 様

一般社団法人
沖縄県電気・管工事業協会 八
重山部会
部会長

応急復旧活動等業務完了報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 5 条の規定により、下記のとおり災害復旧活動等業務完了報告書を提出します。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
応急復旧活動等 実施内容		
実施会員名	会社名	
	担当者	
	電話番号	

○災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書

(八重山電気工事業協同組合)

石垣市内において、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、石垣市（以下「甲」という。）と八重山電気工事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する公共施設及び甲が指定する災害活動拠点施設等において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、乙から情報提供や乙に所属する会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害復旧活動等を定めることにより、迅速かつ円滑な応急活動等に資することを目的とする。

(応急復旧活動等の内容)

第2条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 電気屋内配線工事
- (2) 電気機器の設置
- (3) その他災害対策上必要とされること。

(協力要請)

第3条 甲は、応急復旧活動等が必要とされる事態が発生した場合、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合、応急復旧活動等協力要請書（様式第1号）により、要請内容、要請場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話などにより口頭で行い、後日、応急復旧活動等協力要請書をもって処理することができるものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急復旧活動等の協力要請があった場合、応急復旧活動等担当組合員報告書（様式第2号）により、遅滞なく甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、応急復旧活動等担当組合員報告書をもって処理することができるものとする。

(実施本部の設置)

第4条 乙は、前条に規定する協力の要請を受けた時は、速やかに応急活動等を行うための実施本部を設置し、所属する組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動等に協力するものとする。

(応急復旧活動等に係る費用)

第5条 この協定に基づく応急復旧活動等は、甲が原則負担するものとする。

2 甲は、乙に応急復旧活動等の協力を要請したときは、出動した組合員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。なお、資機材、人工などの価格は、適正な価格とする。

(応急復旧活動等業務後の引渡し)

第6条 乙は、甲の要請による応急復旧活動等が完了した場合には、直ちに甲に応急復旧活動等業務完了報告書（様式第3号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに応急復旧活動等業務完了報告書を提出するものとする。

(損害の負担)

第7条 第2条の規定による応急復旧活動等の実施に伴い、甲又は乙の組合員双方の責めに帰することができない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合は、乙の組合員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び乙の組合員で協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて応急復旧活動等業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかり障害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険

法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲及び乙で協議するものとする。

(連絡先等の通知)

第8条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、応急復旧活動等の実施に際し得た情報は積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急復旧活動等の実施に際して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第11条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

甲 石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義隆

乙 石垣市大浜444番地2

八重山電気工事業協同組合

理事長 新城 永一郎

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

八重山電気工事業協同組合

理事長 様

石垣市長

応急復旧活動等協力要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 3 条第 2 項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する協力を要請します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
要請概要	
備 考	

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

石垣市長 様

八重山電気工事業協
同組合
理事長

応急復旧活動等担当組合員報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 3 条第 3 項の規定により、下記の応急復旧活動等に関する担当組合員を報告します。

記

要請年月日	
要請施設名等	
場所（住所）	
担当組合員名称	
組合員担当者及び連絡先	
備 考	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

石垣市長 様

八重山電気工事業協
同組合
理事長

応急復旧活動等業務完了報告書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第 6 条の規定により、下記のとおり応急復旧活動等業務完了報告書を提出します。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
応急復旧活動等 実施内容		
応急復旧活動等 実施組合員名	会社名	
	担当者	
	電話番号	

○農林水産施設における災害時の応急対策に関する協定書

石垣市長（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会会長（以下「乙」という。）は、石垣市が管理する農林水産施設における災害時の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風等の異常な自然現象により甲が管理する農林水産施設において災害時の緊急的な応急対策に関する実施体制を定め、災害の拡大防止と被災施設の早期修復に資することを目的とする。

（対象となる施設等）

第2条 この協定の対象は、甲が管理する以下の農林水産関係の公共施設とする。

- （1） 農業施設、農道及び甲が事業し、石垣島土地改良区が管理している施設
- （2） 登野城漁港、伊野田漁港、船越漁港の施設及び漁港区域
- （3） 林業用施設、林道等
- （4） その他甲が要請する農林水産関係の施設

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 甲に災害対策本部が設置された場合
- （2） その他甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 公共施設等の被害情報の収集及び報告
- （2） 公共施設等からの障害物の除去及び応急の復旧
- （3） その他甲が乙の協力が必要であると認める業務

（協力体制の整備）

第5条 この災害協定に関する乙の代理人として八重山地区長を置くものとする。八重山地区長は、八重山地区の組織及び協力体制を整備し、その内容を甲に通知するものとする。

2 八重山地区長は、前項の協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（災害時の情報収集）

第6条 甲は、災害対策本部などが設置され、かつ、甲が乙の協力が必要と認める場合は、気象等に関する情報を八重山地区長に速やかに提供するものとする。

2 八重山地区長は、前項により受理した情報を八重山の会員に速やかに周知するとともに、随時、会員から災害の被害情報を収集し、様式第1号により甲に連絡するものとする。

（協力要請）

第7条 甲は乙に協力要請を行う必要がある場合は、様式第2号により八重山地区長に次に掲げる事項の実施を要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 災害の状況及び応急対策業務の内容
- （2） 応急対策業務を実施する日時及び場所
- （3） その他必要な事項

2 八重山地区長は、前項の要請があったときは、応急対策業務を実施する従事者（以下「従事者」という。）を様式第3号により甲に報告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付する。

（応急対策業務の実施報告）

第8条 八重山地区長は、応急対策業務が完了した場合は様式第4号により甲に完了報告書を提出するものとする。

（損害補償）

第9条 応急対策業務の実施に伴い、従事者が甲又は乙の会員の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙又は乙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に報告し、その負担について甲及び乙又は乙の会員で協議して定める。

2 応急対策業務の実施に伴い、従事者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合は、従事者を雇用する乙の会員が行うものとする。ただし、同法の適用がない場合、従事者の申請のもとに甲及び乙とで協議するものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙で記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月17日

甲 石 垣 市
市 長 中 山 義 隆

乙 一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
会 長 仲 本 豊

様式第1号（第6条関係）

被害情報連絡票（第報）

年 月 日

時 分

石垣市長

様

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

八重山地区長 印

災害発生箇所	被害状況（現状と今後の被害拡大の見通し等）

様式第2号（第7条関係）

災 害 応 急 対 策 業 務 協 力 要 請 書

年 月 日

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

会 長 様

（八重山地区長 経由）

石 垣 市 長

農林水産施設等における災害時の応急対策に関する協定書第7条第1項の規定により、下記のとおり災害応急対策業務の実施を要請します。

記

- 1 災害状況及び応急対策業務の内容
- 2 災害応急対策業務を実施する日時及び場所
- 3 その他災害応急対策業務内容の詳細については、別途、石垣市の担当者から災害応急対策業務の従事者に対し、随時指示します。

様式第3号（第7条関係）

災 害 応 急 対 策 業 務 従 事 者 報 告 書

年 月 日

石 垣 市 長

様

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

八 重 山 地 区 長 印

年 月 日付けで石垣市からあった災害応急対策業務協力要請については、下記のとおり災害応急対策業務の従事者を報告します。

記

- 1 従事者の所属会社、代表者名及び連絡先
- 2 従事者の人数、氏名
- 3 従事者の責任者名、連絡先

様式第4号（第8条関係）

災 害 応 急 対 策 業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

石 垣 市 長

様

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

八 重 山 地 区 長 印

年 月 日付けで石垣市から要請のあった災害応急対策業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間
- 2 実施箇所
- 3 実施内容
- 4 その他添付書類、災害応急対策業務の状況写真等

4-6 被害状況判定基準

被害区分		認 定 基 準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

被害区分		認 定 基 準	備考
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。	
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	

被害区分		認 定 基 準	備 考
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

4-7 災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

災害名

発生日時	平成 年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災 害 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時		平成 年 月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟	
		負 傷 者	人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟	
応 急 対 策 の 状 況								

4-8 災害即報様式第2号

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		石 垣 市		区 分		被 害		
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流水・埋没	ha	
						冠 水	箇所	
報告者名				文教施設	箇所			
区 分		被 害		病院	箇所			
人的被害	死者	人		道路	箇所			
	行方不明者	人		橋りょう	箇所			
	負傷者	重傷	人	河川	箇所			
	軽傷	人		港湾	箇所			
住家被害	全壊	棟		砂防	箇所			
		世帯		清掃施設	箇所			
		人		崖くずれ	箇所			
	半壊	棟		鉄道不通	箇所			
		世帯		被害船舶	隻			
		人		水道	戸			
	一部破損	棟		電話	回線			
		世帯		電気	戸			
		人		ガス	戸			
	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所			
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯			
		世帯		り災者数	人			
人			火災発生	建物	件			
非住家	公共建物	棟		危険物	件			
	その他	棟		その他	件			

区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
その他の	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他	千円			災害救助法の適用		有・無
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況					

注：被害者は省略することができるものとする。

4-9 災害報告様式第1号

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		石 垣 市		区 分		被 害		
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流水・埋没	ha	
						冠 水	箇所	
報告者名				文教施設	箇所			
区 分		被 害		病院	箇所			
人的被害	死者	人		道路	箇所			
	行方不明者	人		橋りょう	箇所			
	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所			
	軽 傷	人		港 湾	箇所			
住家被害	全 壊	棟		砂 防	箇所			
		世帯		清掃施設	箇所			
		人		崖くずれ	箇所			
	半 壊	棟		鉄道不通	箇所			
		世帯		被害船舶	隻			
		人		水 道	戸			
	一部破損	棟		電 話	回線			
		世帯		電 気	戸			
		人		ガ ス	戸			
	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所			
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		建 物	件			
	非住家	公共建物	棟		危 険 物	件		
そ の 他		棟		そ の 他	件			

区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小 計		千円				
その他の	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
				災害救助法の適用		有・無
そ の 他		千円		消防職員出動延人数		人
被害総額		千円		消防団職員出動延人数		人
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況					

災害報告様式第1号補助表1

市町村名 ()

[illegible]

注「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名（

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共土木施設被害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

市町村名（						
農 産 物 等 名	総 栽 培 面 積	被 害 面 積	被 害 減 収 量	単 価	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

市町村名 ()			
林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害				市町村名（	）
家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考	

2. 施設被害				
被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第 1 号補助表 8

水 産 被 害

1. 船舶被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害即報様式第 1 号の記入要領

災害概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらの類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第 2 号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部 設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の内容		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
応急措置の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類 概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の 活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

4-11 自衛隊派遣要請依頼書

文書番号	
年	月 日
沖縄県知事	殿
石垣市長	
印	
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を必要とする理由	
(1) 災害の種類	
(2) 災害発生の日時	年 月 日 時 分
(3) 災害発生場所	沖縄県石垣市
(4) 災害の状況	
(5) 派遣要請を依頼する事由	
2 派遣を希望する期間	
	年 月 日から
	年 月 日まで
3 派遣を希望する勢力	
(1) 人員：	
(2) 装備：	船舶（ ）・航空機（ ）・その他（ ）
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 連絡場所及び連絡職員	
(3) 活動内容	搜索救助・道路啓開・水防・輸送・その他（ ）
5 その他参考となるべき事項	
作業用資材、派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況	

4-12 自衛隊派遣撤収要請依頼書

		文書番号	
		年	月 日
沖縄県知事 殿			
		石垣市長	印
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請依頼日時		
	年	月 日	時
2	派遣要請依頼日時		
	年	月 日	時
3	撤 収 作 業 場 所		
4	撤 収 作 業 内 容		

4-13 避難者名簿

避難所名				開設期間		年　月　日　時から			
						年　月　日　時まで			
番号	住	所	氏	名	年　齢	性　別	収　容　日　時	退　所　日　時	備　考
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
					歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
計　　　　　　　　　名　　　　　　　　　(内　65歳以上　　　　　名、乳幼児　　　　　名)									

4-14 避難者カード

避難者カード

住 所：				避難所名：			
氏	名	続 柄	性 別	年 齢	収 容 日	退 所 日	備 考

4-15 り災者名簿

様式第 21 号の 2

り災者名簿

市町村名 _____

被害の 程度	住 所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備 考
				小学校	中学校	

(注) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者にあつては、その細を備考欄に記入のこと。
被害の程度別に、小計を付して合計すること。

4-16 り災者台帳

り 災 者 台 帳

り災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り 災 場 所	り 災 の 状 況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他（ ） 4.不明
	石垣市	人的被害：1.死亡（ ） 2.行方不明（ ） 3.重傷（ ） 4.軽傷（ ）
住 宅 地 図 頁	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者 _____	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他（ ） 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
P		
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他（ ） 4.不明
	石垣市	人的被害：1.死亡（ ） 2.行方不明（ ） 3.重傷（ ） 4.軽傷（ ）
住 宅 地 図 頁	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者 _____	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他（ ） 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
P		
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他（ ） 4.不明
	石垣市	人的被害：1.死亡（ ） 2.行方不明（ ） 3.重傷（ ） 4.軽傷（ ）
住 宅 地 図 頁	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者 _____	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他（ ） 被害：1.全壊(焼)2.流出 3.半壊(焼)4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
P		

4-17 り災証明書

(第1号様式)

り 災 証 明 願 書	
石垣市長	殿
	年 月 日
	住所 脱出氏名 人連絡先 () 印
下記災害による被害状況を証明願います。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	
被害 物件	所 在 地
	構 造
所有者 または 世帯主	住 所
	氏 名
提出先及び 提出する理由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)

「脱出人」は、被害者本人又はその親族とする。
 「被害状況」は、調査・確認のなされた範囲内で証明する。

年 月 日
 上記願い出の被害状況を別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

(第2号様式)

第 号 年 月 日		り 災 証 明 書	
世 帯 主 住 所		石垣市 丁目番 号 番地	
氏 名		世帯人員 名	
被 害 状 況	災害の原因	1 風水害 2 震火災 3 その他	
	り災年月日 時刻	年 月 日 午 前後 時 分 頃	
	り災場所	石垣市 丁目番 号 番地	
	り災程度	1 住家	(1)全 壊(焼) (4)床上浸水 (2)流 出 (5)床下浸水 (3)半 壊(燃) (6)一部破損
2 人員		(1)死 亡 名 (3)重 傷 名 (2)行方不明 名 (4)軽 傷 名	
備 考			
摘 要		※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。	
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 石垣市長 印			

(第3号様式)

証 明 書	
石垣市長 殿	年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 ()
下記事項を確認し相違ないことを証明します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	
被 害 物 件	所 在 地 構 造
所 有 者 又 は 世 帯 主	住 所 氏 名
被 害 状 況	

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願いを申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は自治会長、民生委員等の役職にあり、利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

石垣市長		殿	り 災 届 出 書		年 月 日
			役職名		
			住 所		
			氏 名		
			連絡先		()
下記事項を確認し相違ないことを証明します。					
災 害 名					
災 害 発 生 年 月 日					
被 害 物 件	所 在 地				
	構 造				
所 有 者 又 は 世 帯 主	住 所				
	氏 名				
被 害 状 況					
提出先及び 提出する理由		1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)			

年 月 日
上記届け出があったことを別紙の通り証明する。

課長	係長	係

(第5号様式)

第 号 年 月 日		り 災 届 出 証 明 書		
住 所	石垣市	丁目番 号 番 地		
氏 名				
被 害 状 況	災害の原因	1 風水害	2 震火災	3 その他
	り災年月日 時刻	年 月 日 午 前後 時 分 頃		
	り災場所	石垣市	丁目 番 号 番 地	
	り災状況			
備 考				
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。			
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日				
石垣市長 ⑩				

※この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

4-18 緊急通行車両関係資料

(1) 災害時における交通の規制に係る標示の様式（災害対策基本法施行規則第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

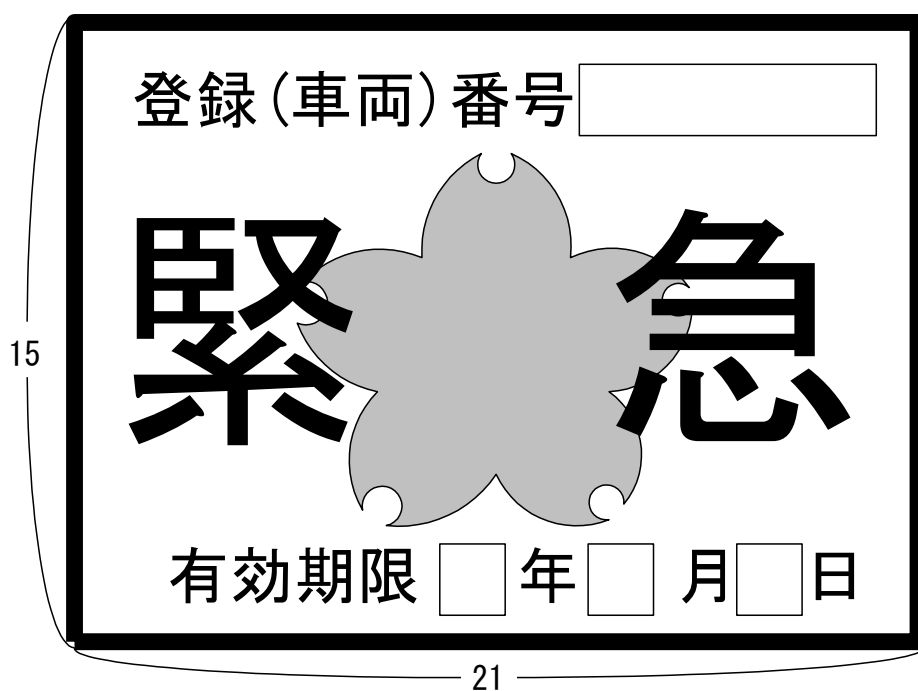
(2) 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済証

災害応急対策用 第		災害応急対策用 第	
緊急通行車両事前届出書		緊急通行車両事前届出済証	
年 月 日		年 月 日	
申請者 殿		申請者 殿	
住所 (電話)		住所 (電話)	
氏名		氏名	
印		印	
番号表示されている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)		2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会 (警察本部又は警察署経由) に届け出て再交付を受けてください。	
住所		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。	
氏名		(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。	
出 発 地		(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。	
		(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。			

(3) 緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

災害応急対策用 年 月 日 緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書 沖縄県知事 殿 申請者 住所 電話 氏名 印			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
出 発 地		目 的 地	
備 考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、知事公室防災危機管理課又は農林事務所に提出して下さい。 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等			

(4) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

4-19 公用令書

1. 従事命令、協力命令

従事第 号 住所 氏名	公 用 令 書 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

2. 保管命令

管理第 号 住所 氏名	公 用 令 書 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

3. 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

管理
収用

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり使用する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

4. 变更

管理（使用、収用）第	号
公 用 変 更 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分 を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

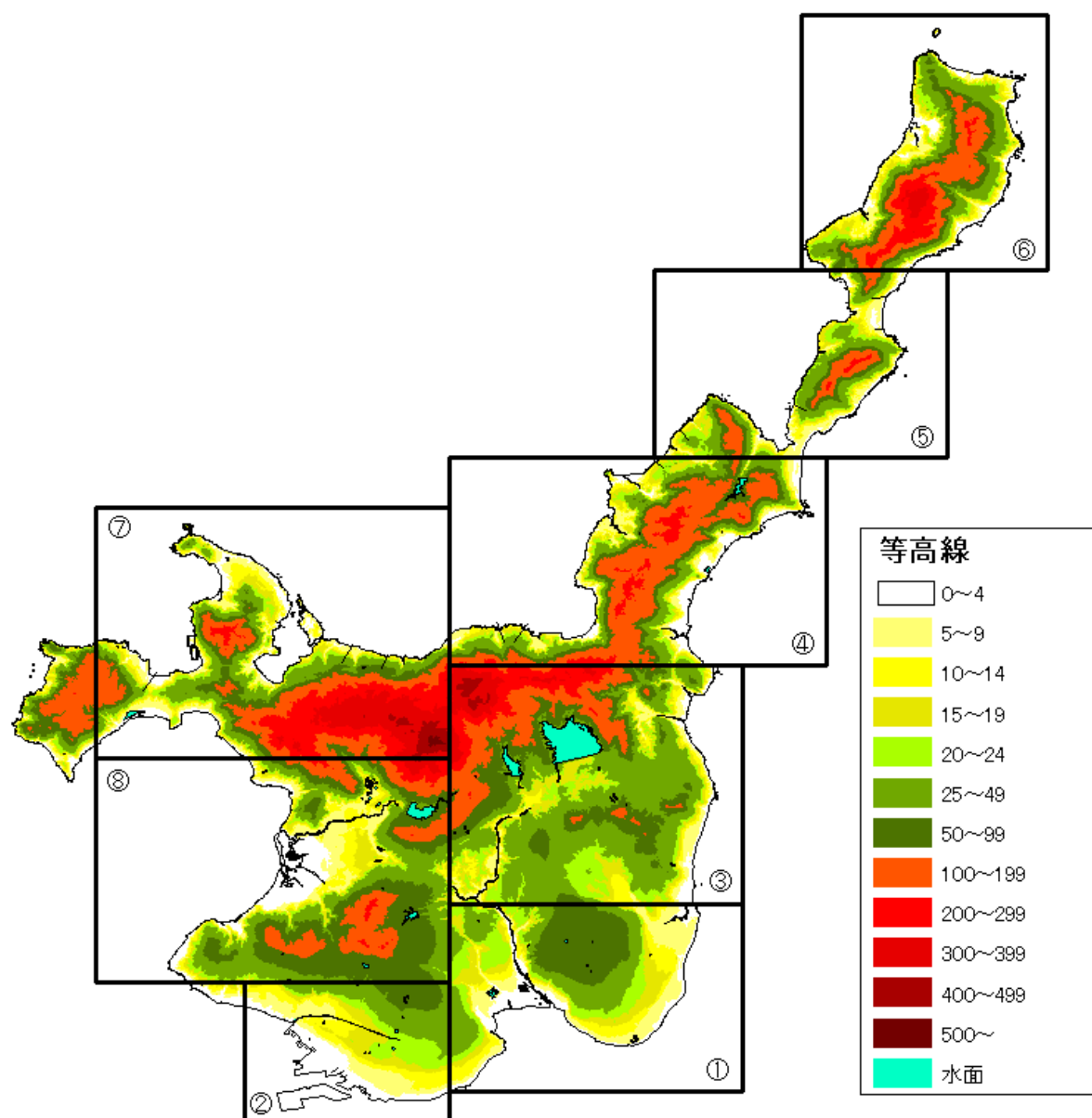
5. 取消

取消第	号		
		公	用
		取	消
		令	書
住 所			
氏 名			
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分			
を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。			
年 月 日			
		処分権者 氏名	印

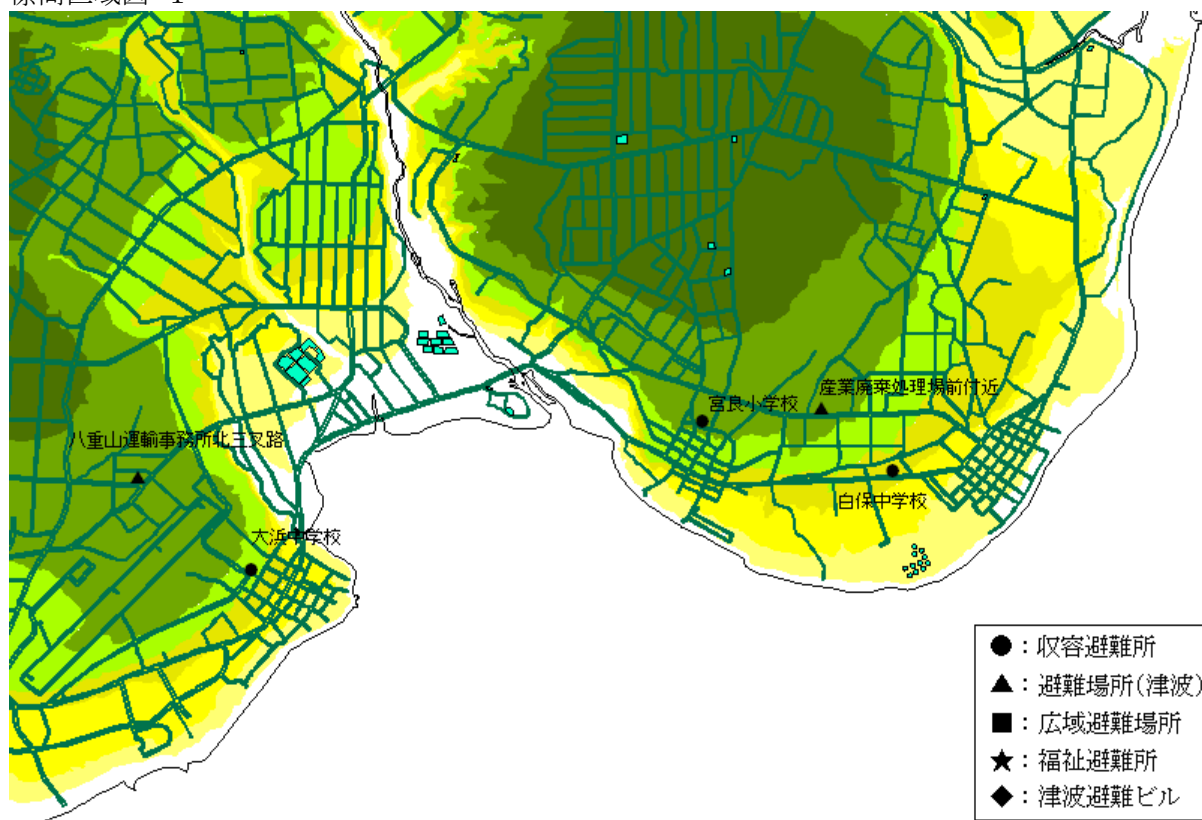
（備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。）

5 その他

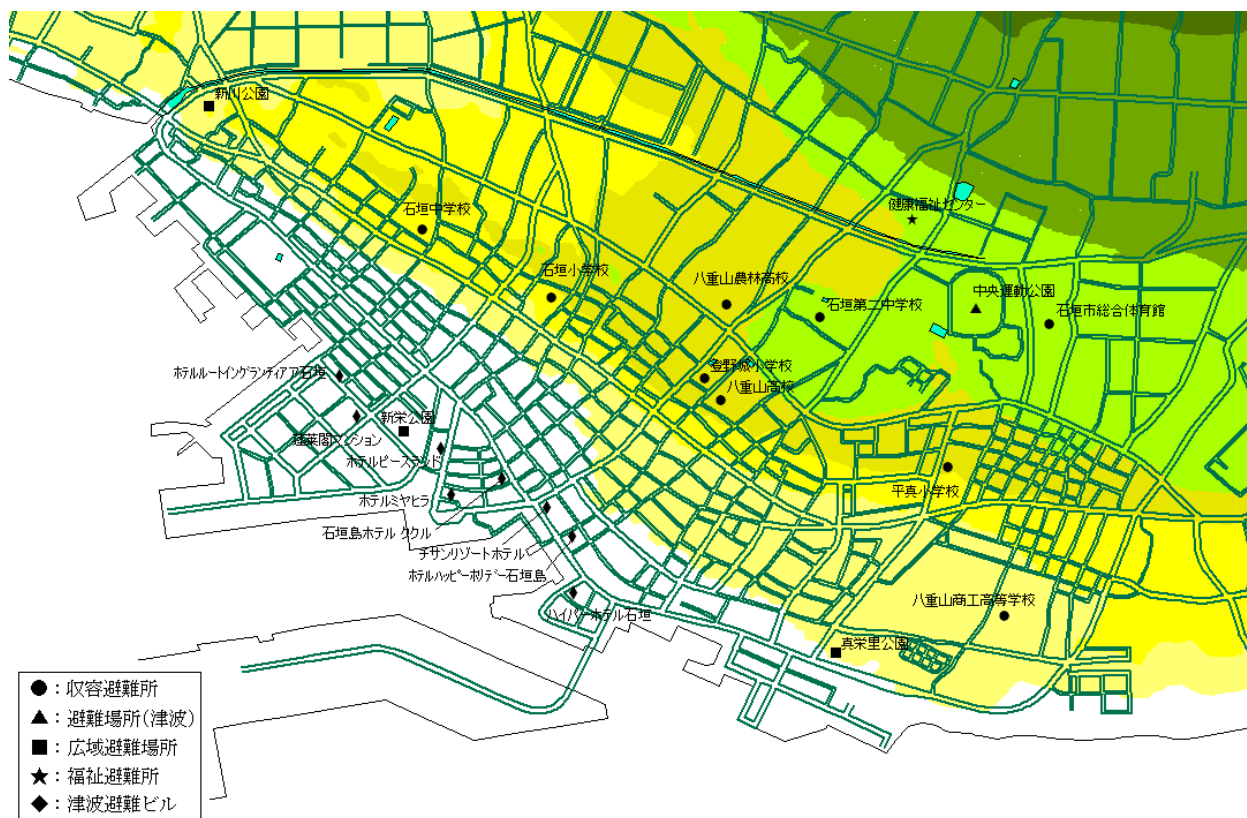
5-1 標高区域図



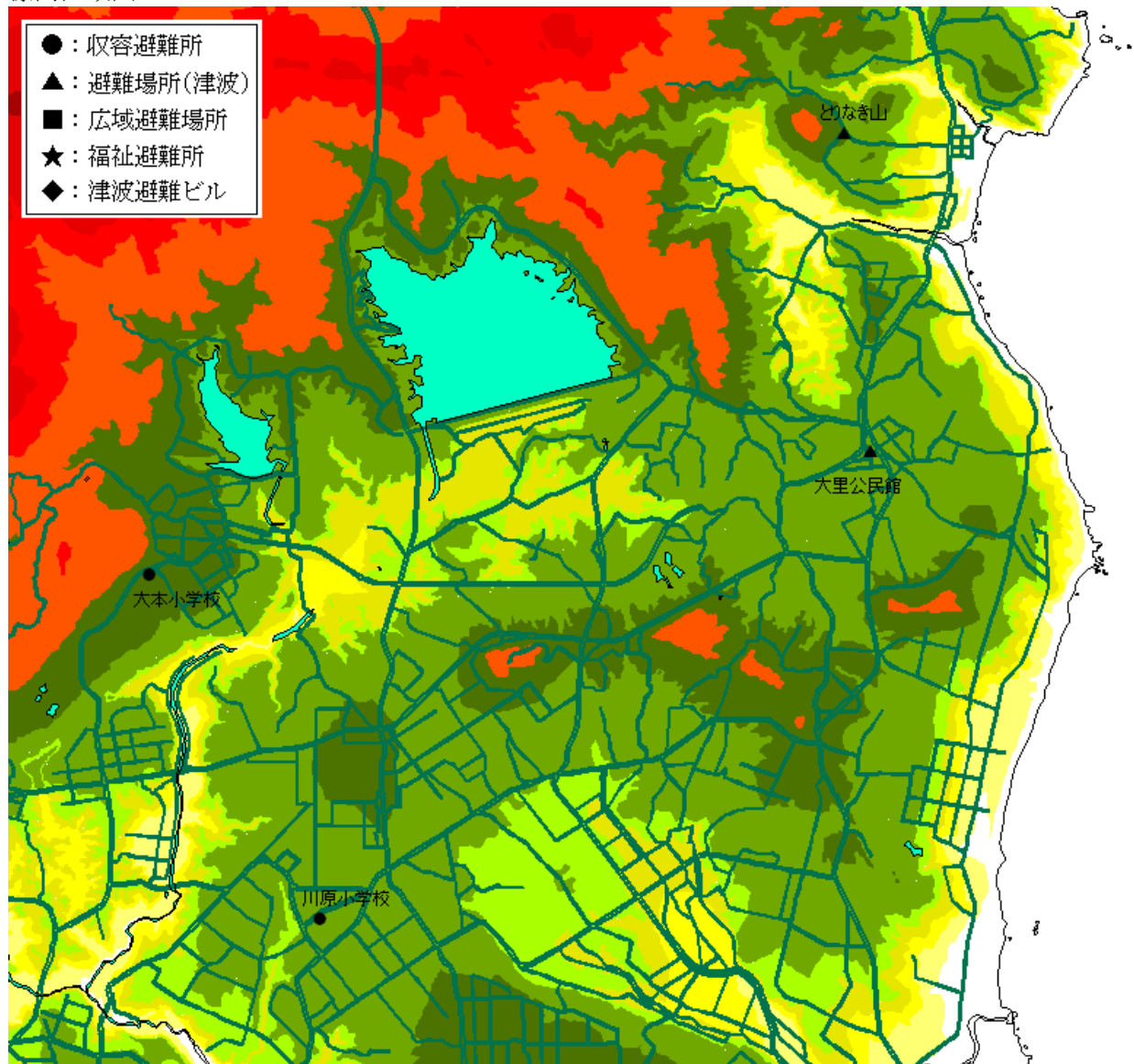
標高区域図 1



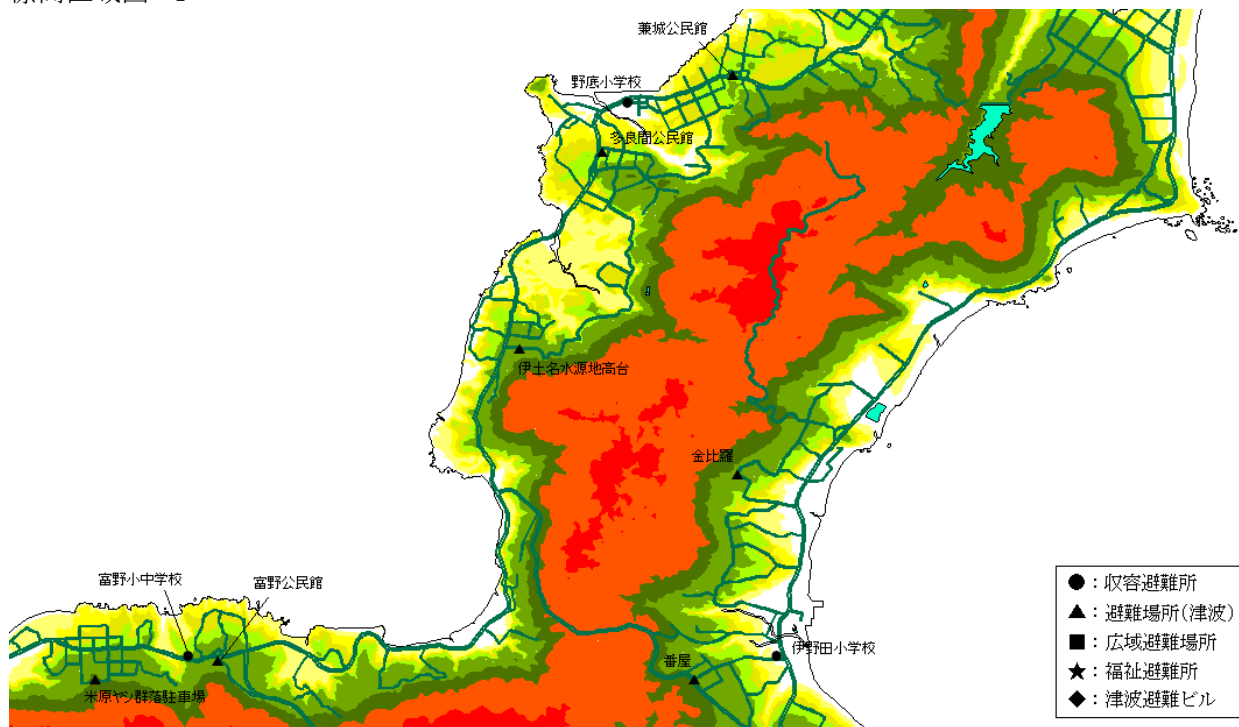
標高区域図 2



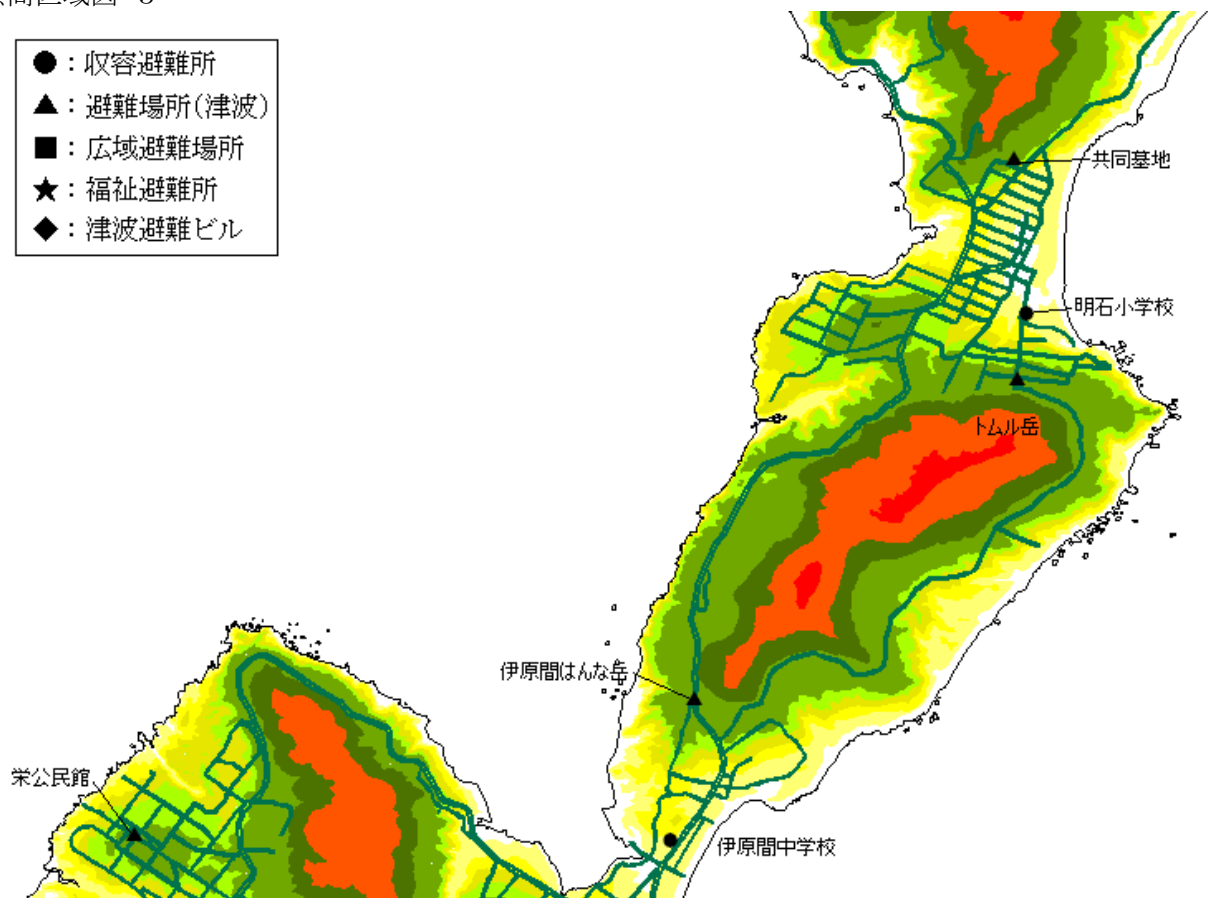
標高区域図 3



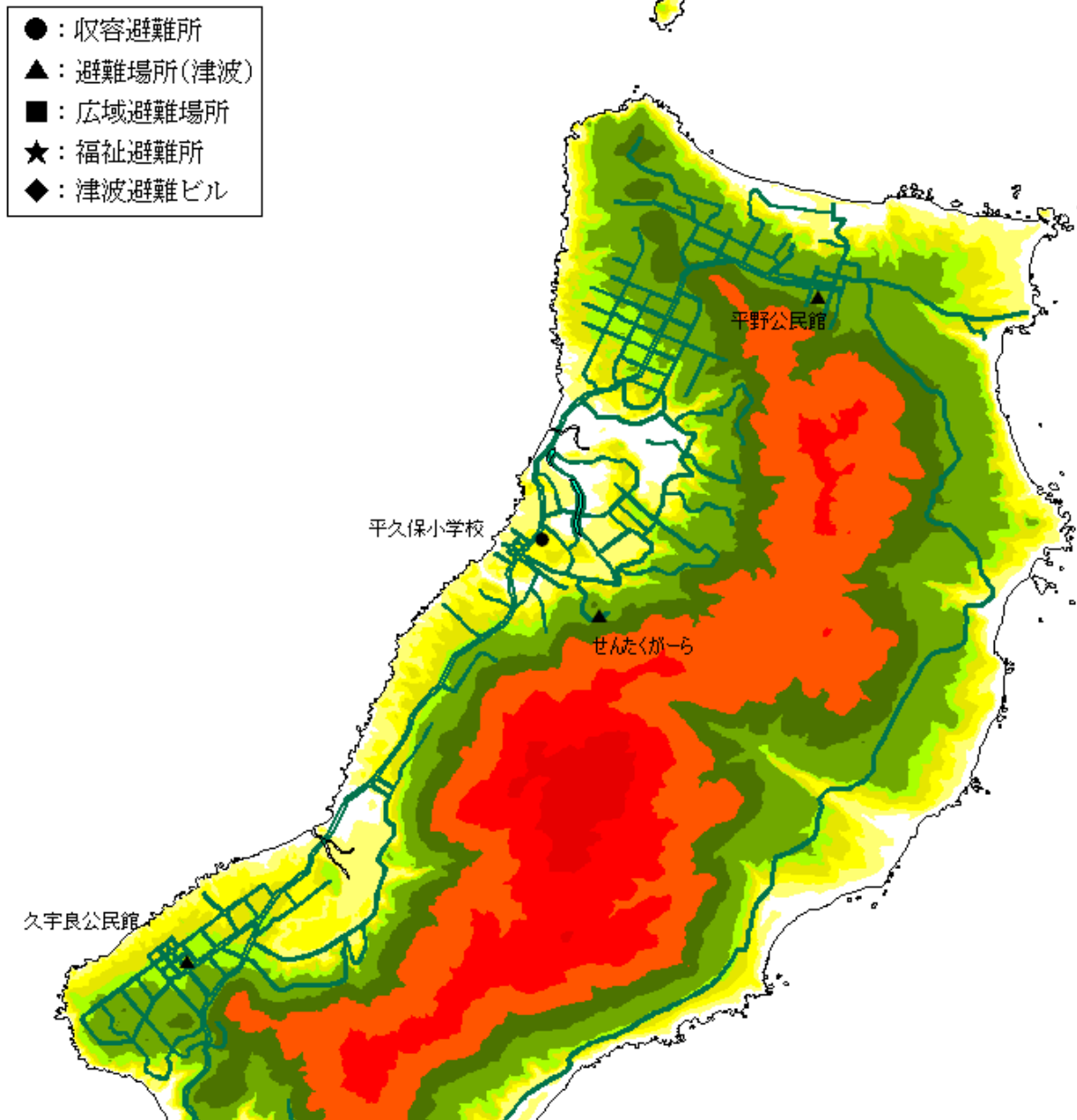
標高区域図 4



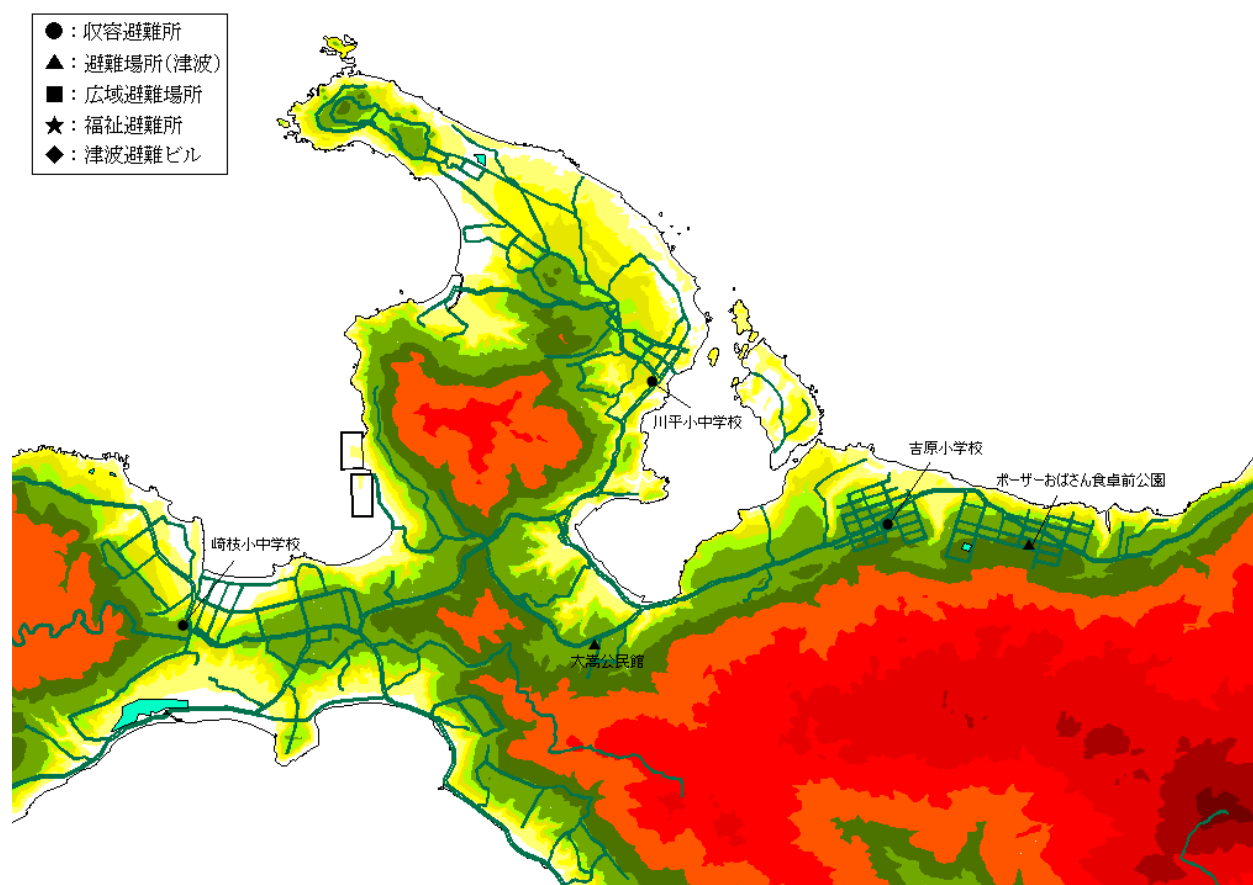
標高区域図 5



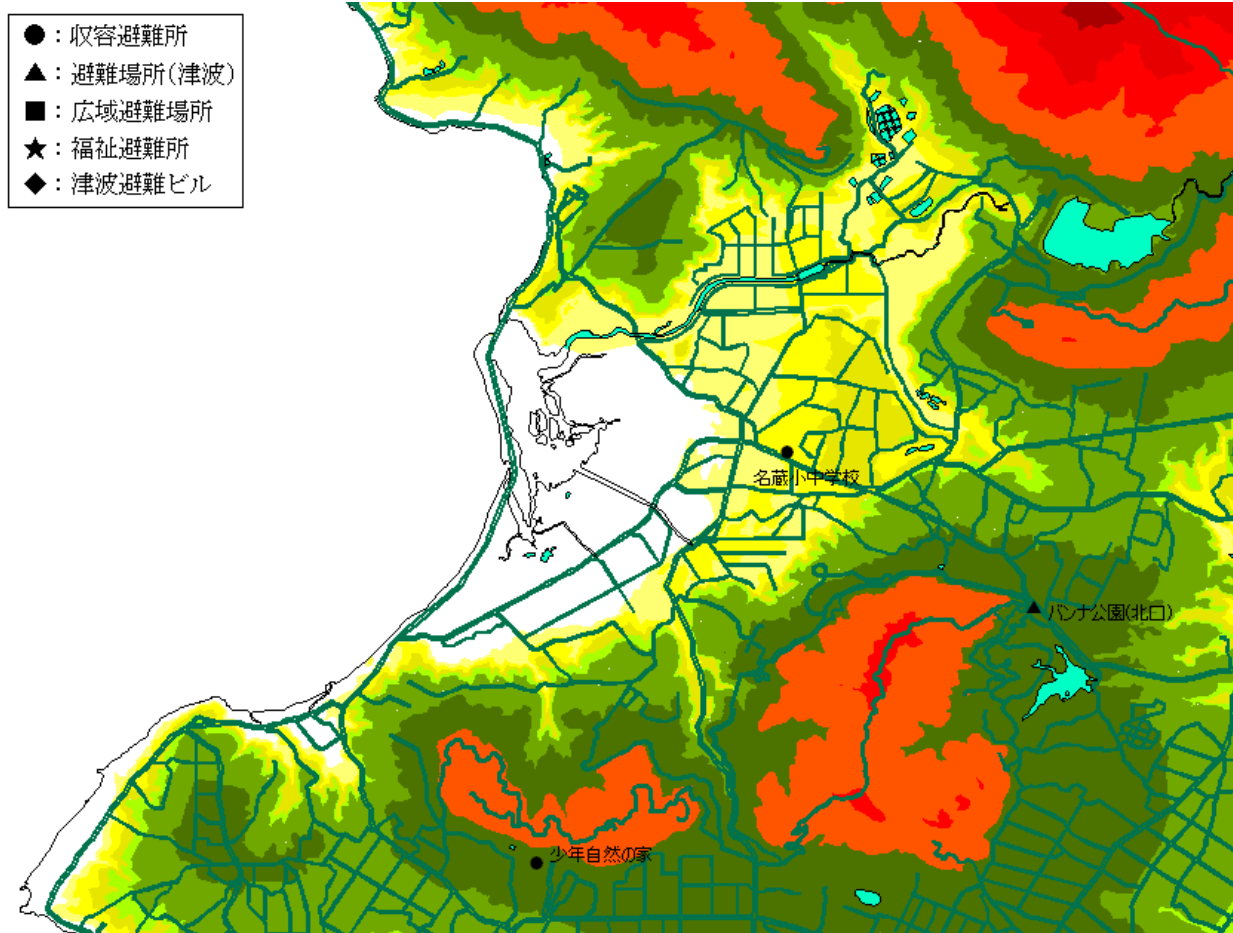
標高区域図 6



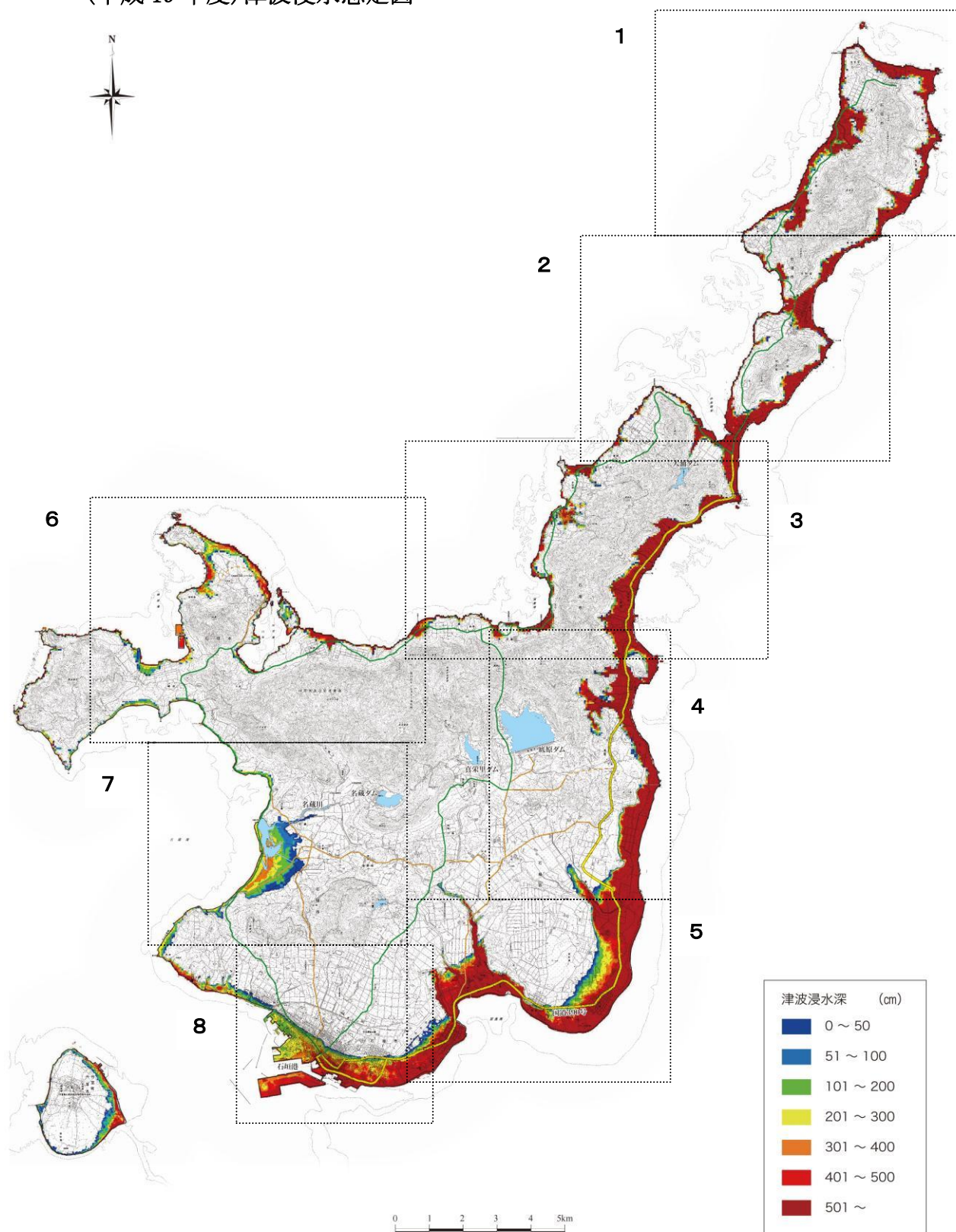
標高区域図 7



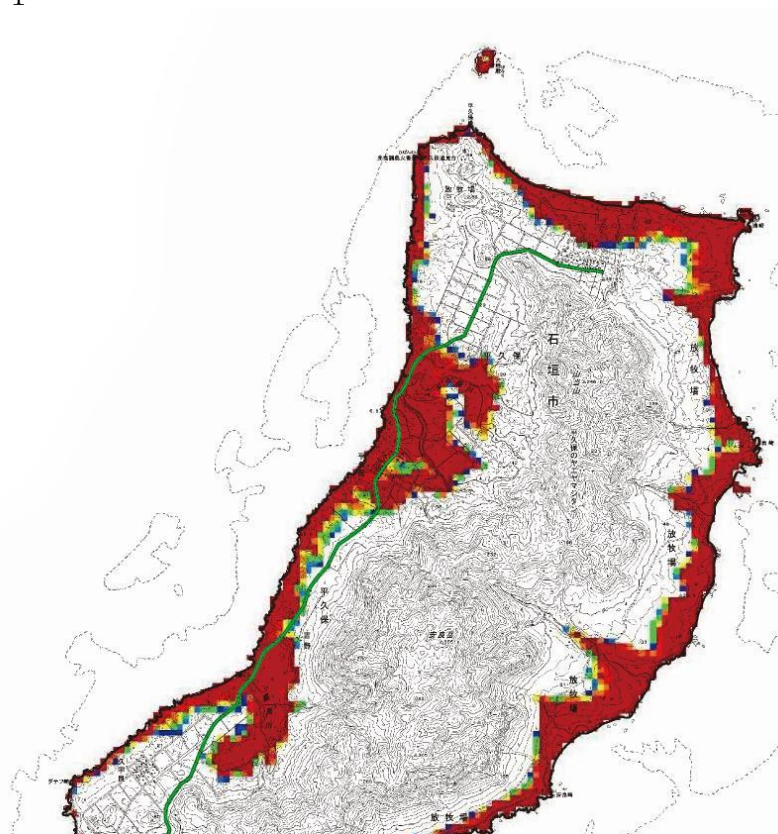
標高区域図 8



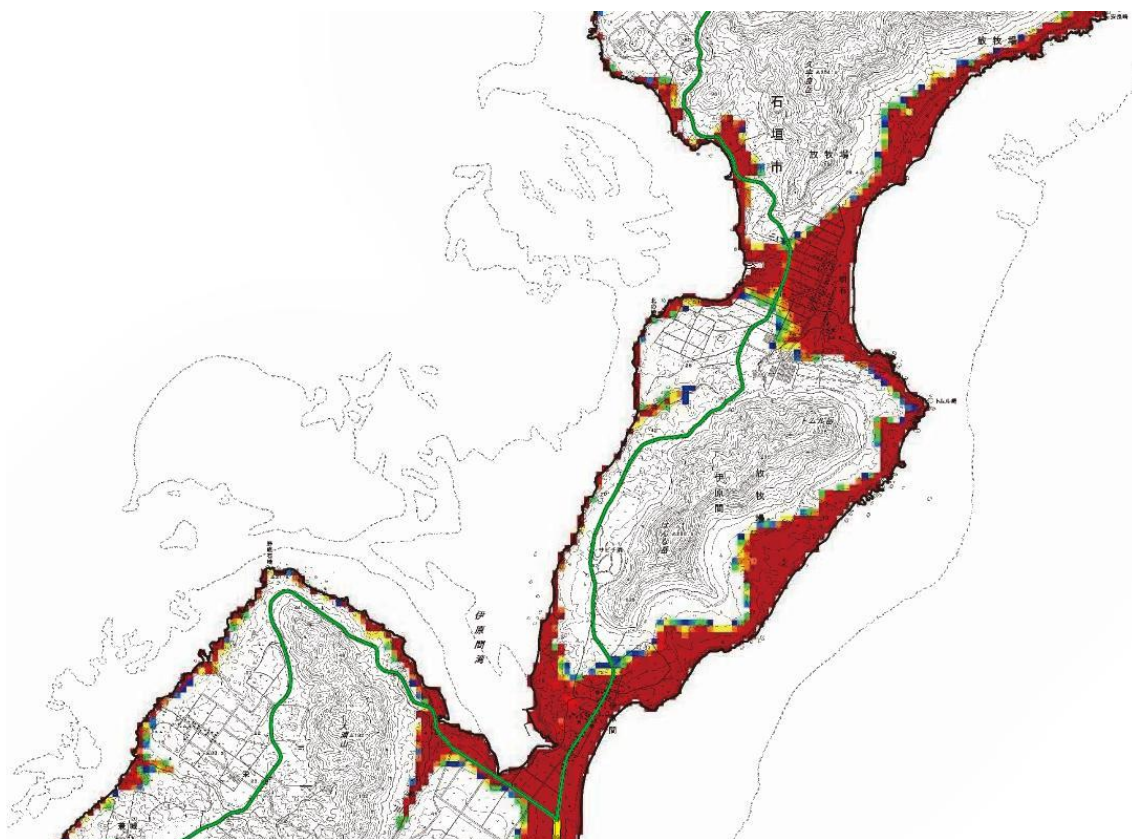
5-2 津波浸水予測図 (平成19年度)津波浸水想定図



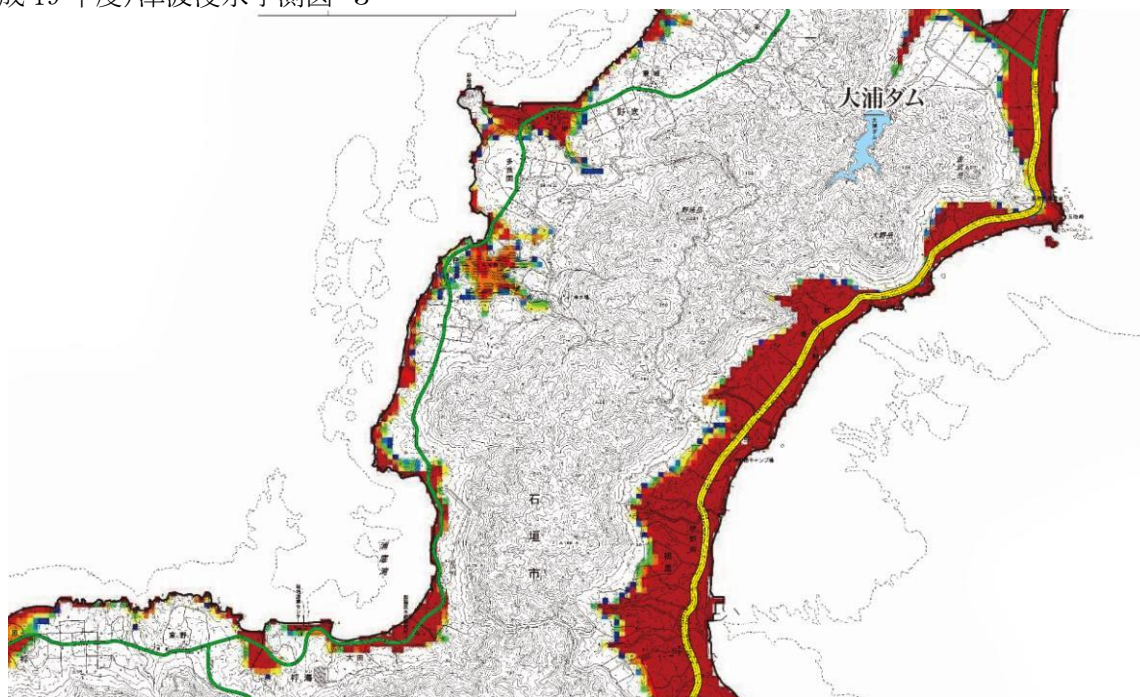
(平成 19 年度)津波浸水予測図 1



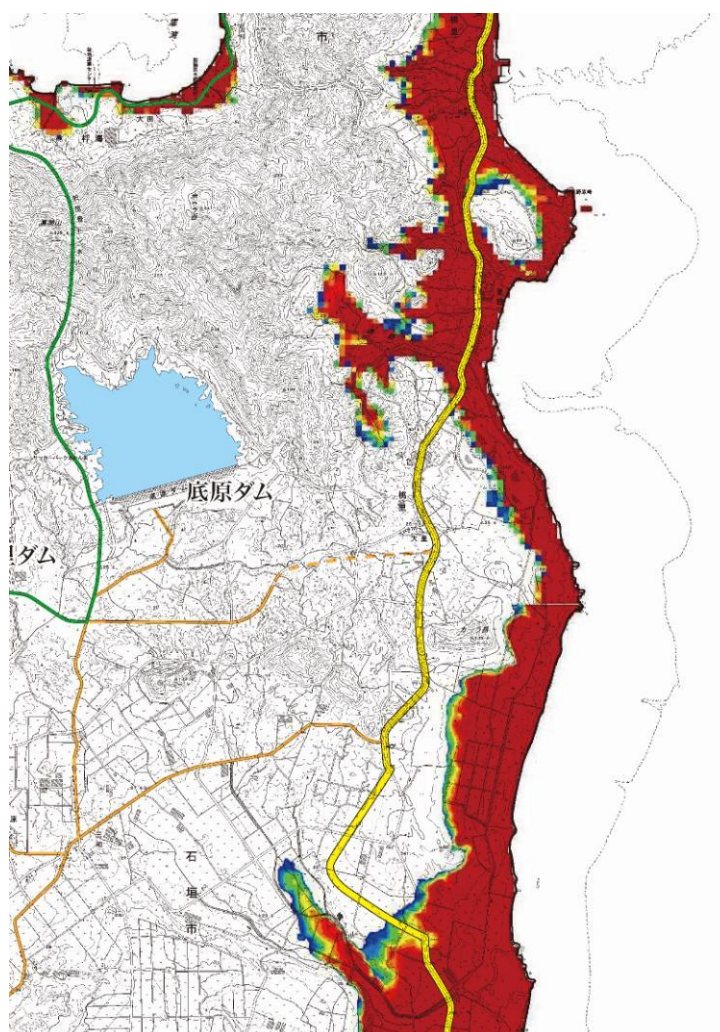
(平成 19 年度)津波浸水予測図 2



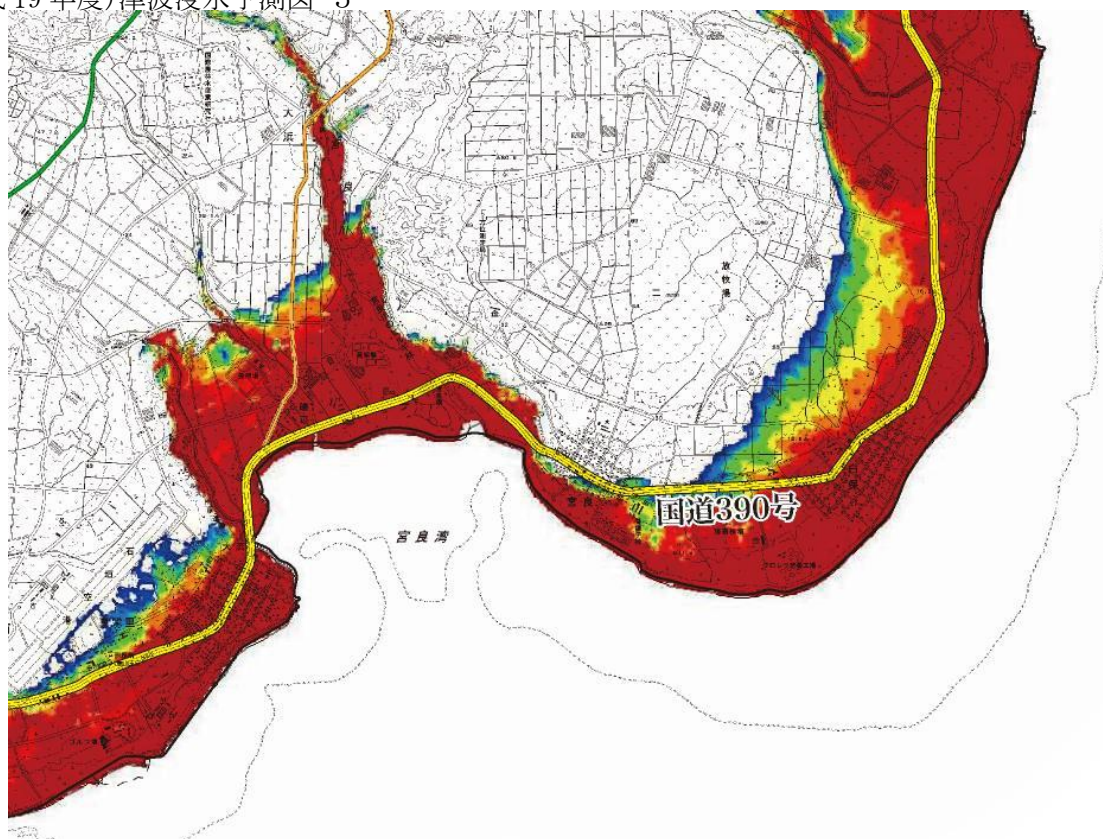
(平成 19 年度)津波浸水予測図 3



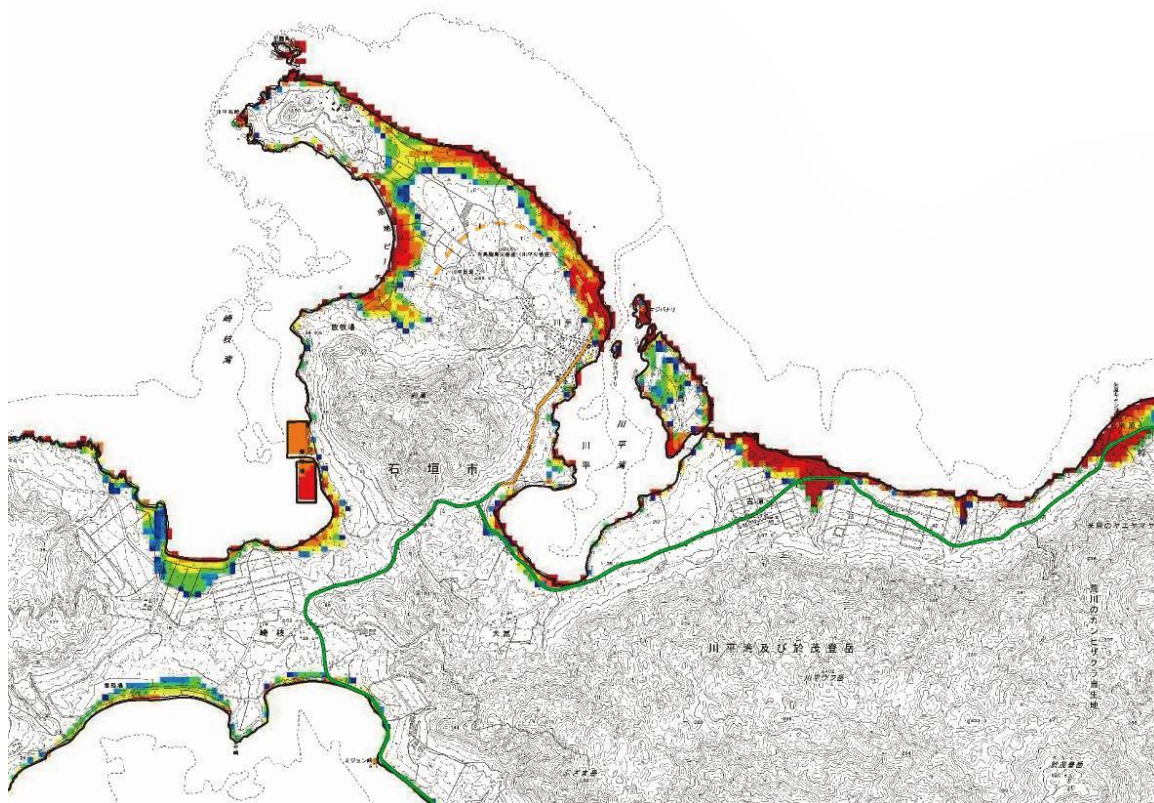
(平成 19 年度)津波浸水予測図 4



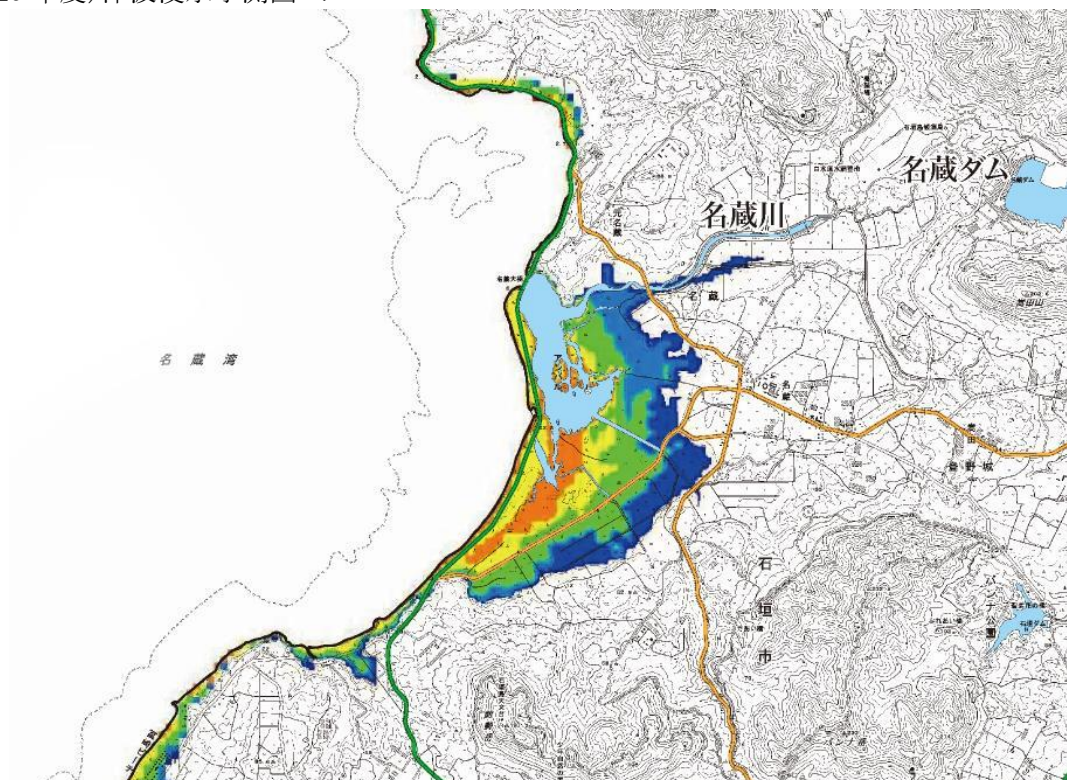
(平成 19 年度)津波浸水予測図 5



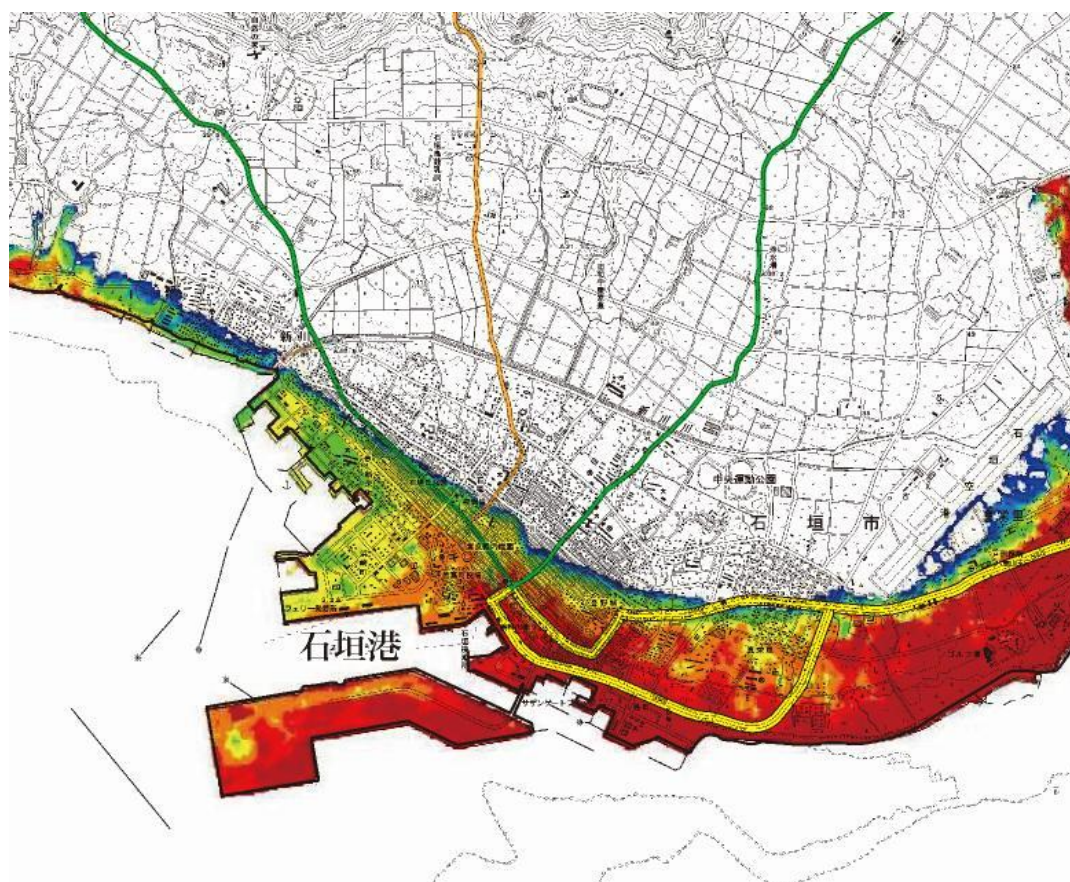
(平成 19 年度)津波浸水予測図 6



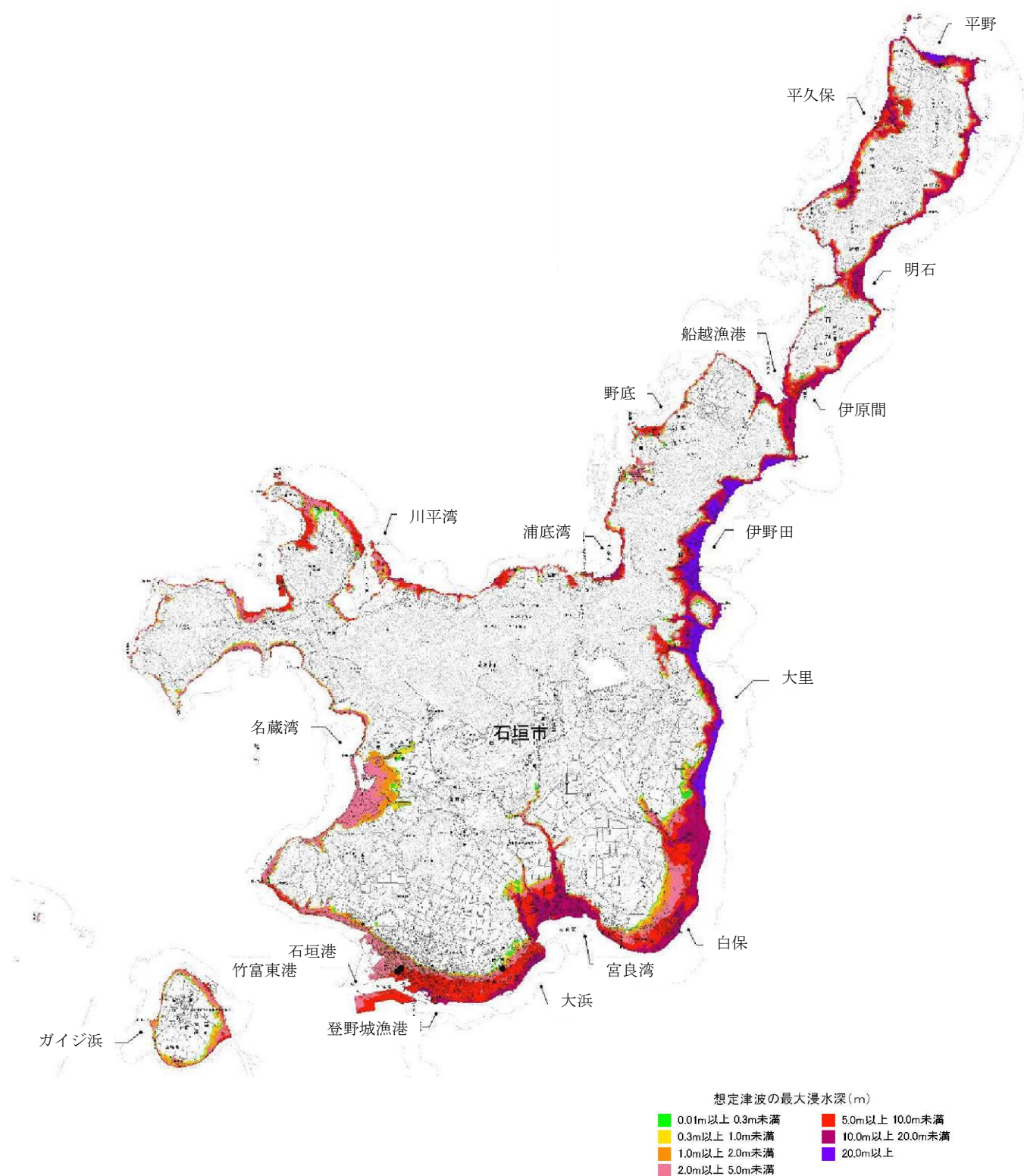
(平成 19 年度)津波浸水予測図 7



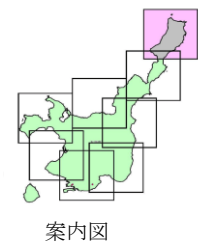
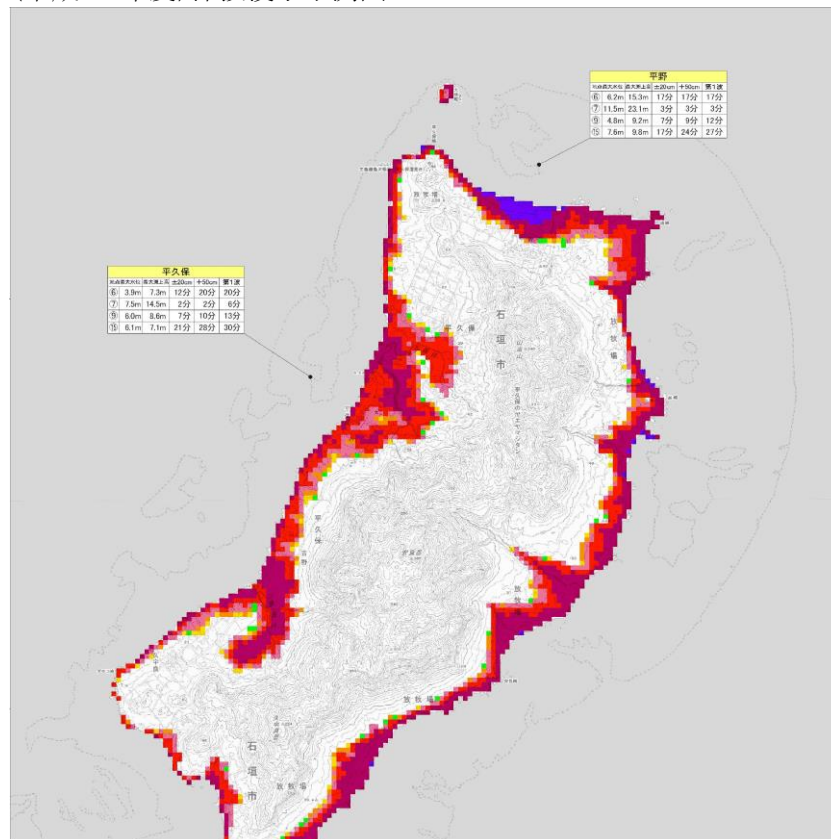
(平成 19 年度)津波浸水予測図 8



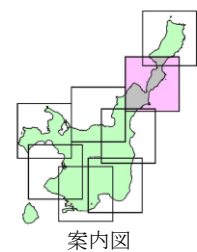
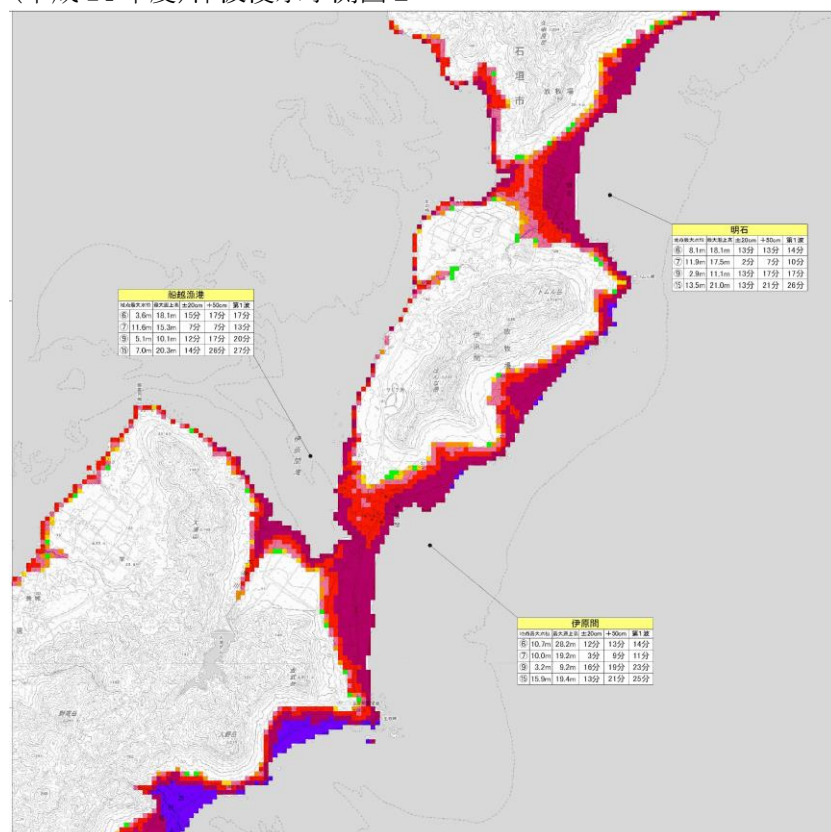
(平成 24 年度) 最大クラスの津波浸水想定図



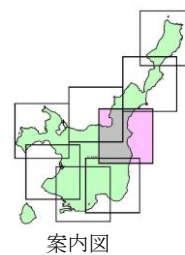
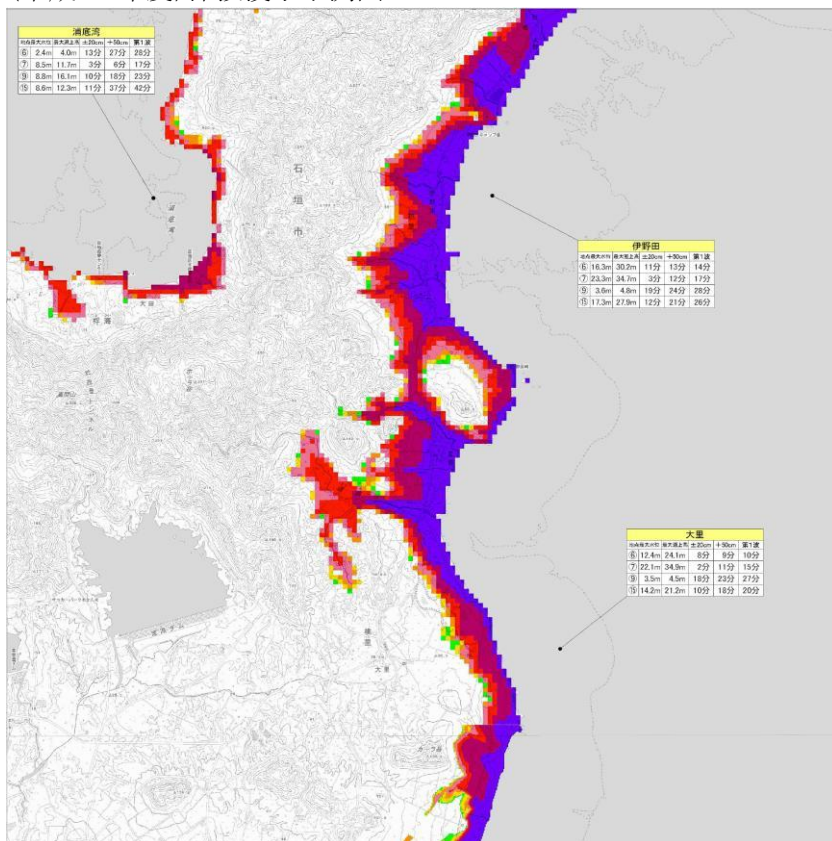
(平成 24 年度)津波浸水予測図 1



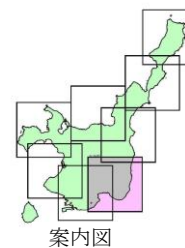
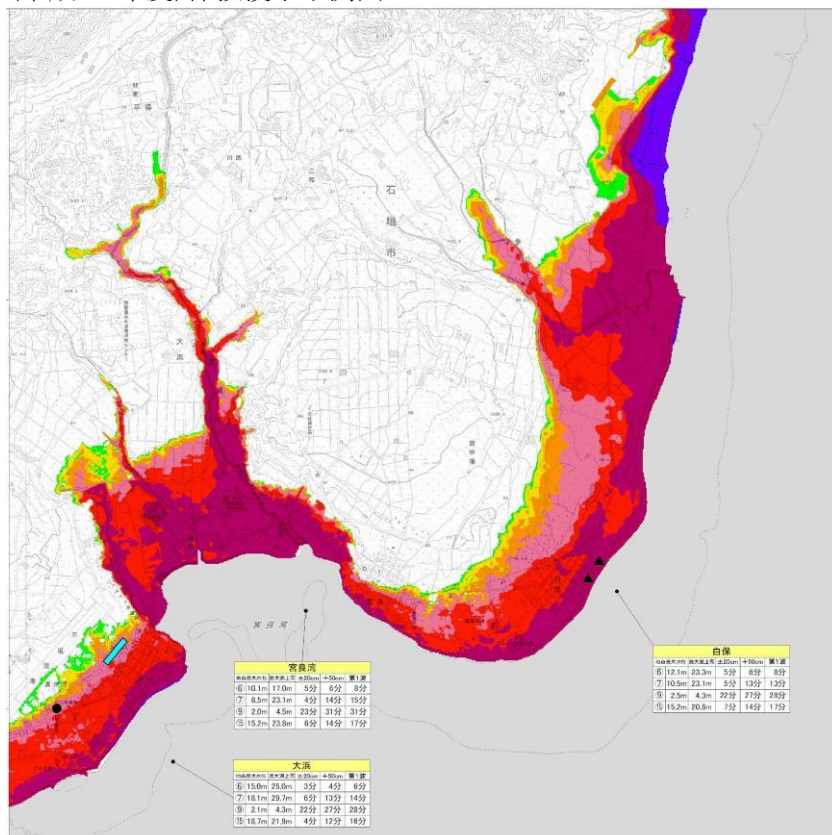
(平成 24 年度)津波浸水予測図 2



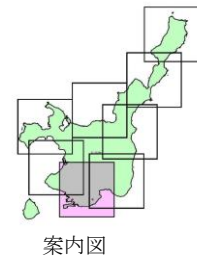
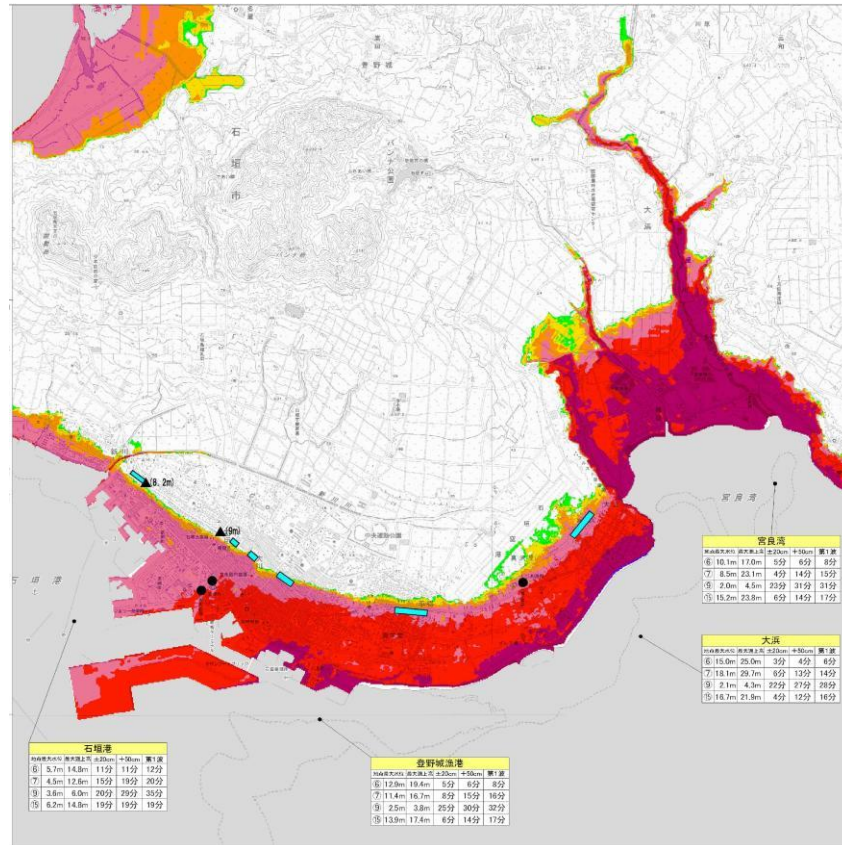
(平成 24 年度)津波浸水予測図 3



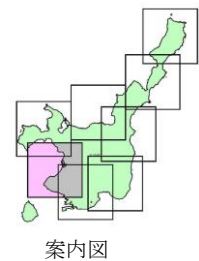
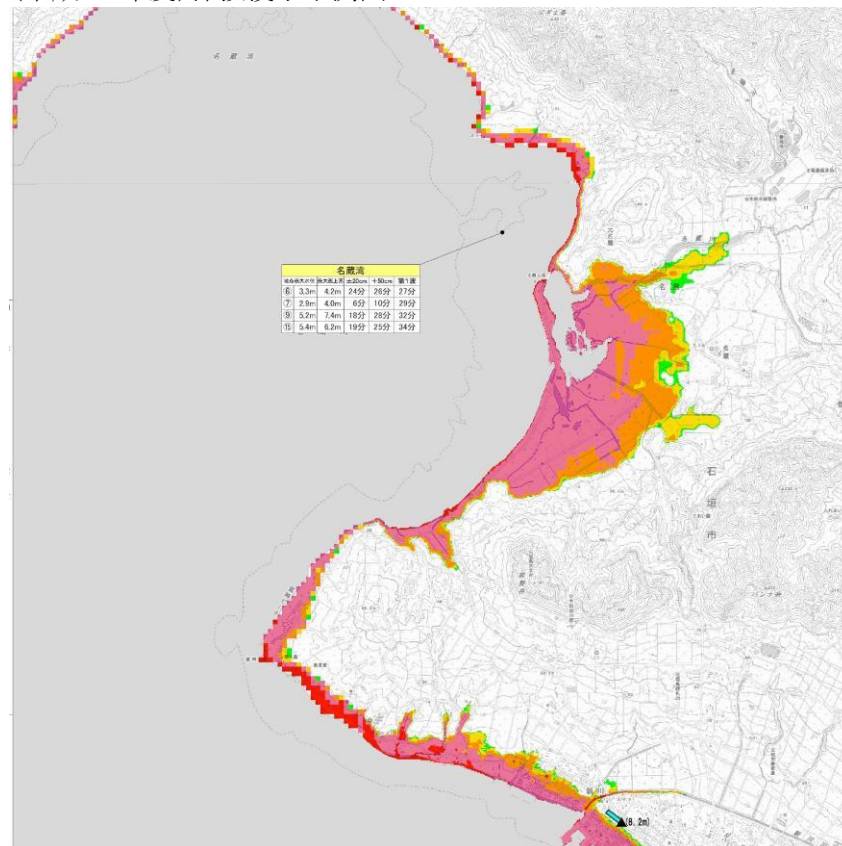
(平成 24 年度)津波浸水予測図 4



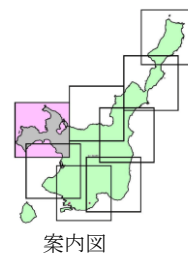
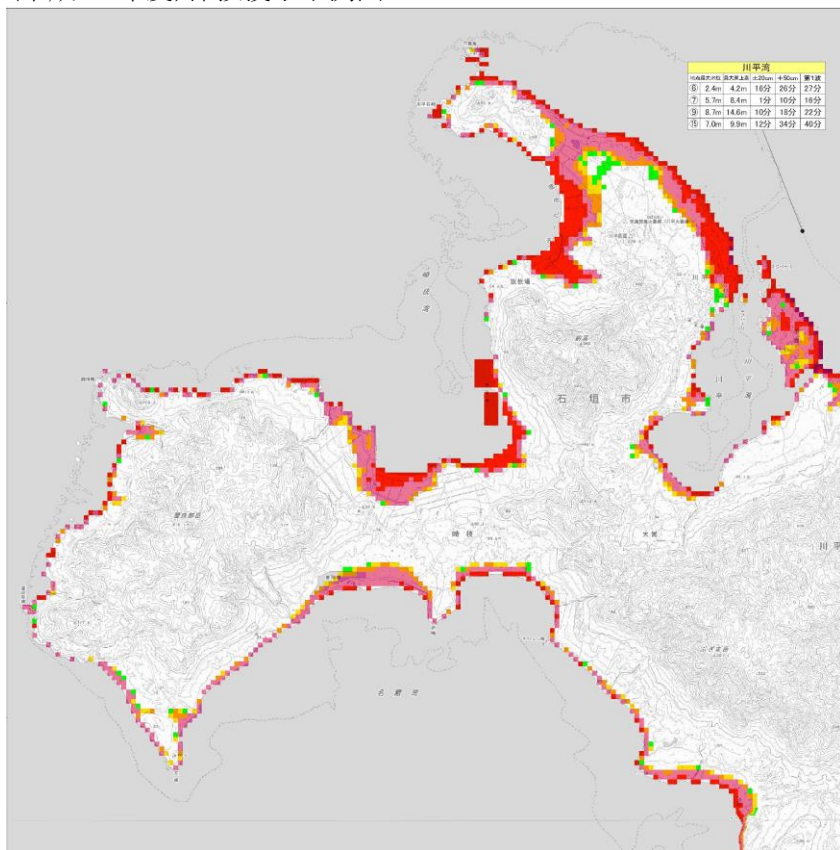
(平成 24 年度)津波浸水予測図 5



(平成 24 年度)津波浸水予測図 6

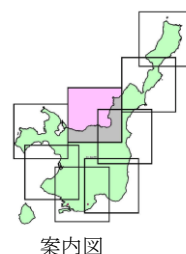
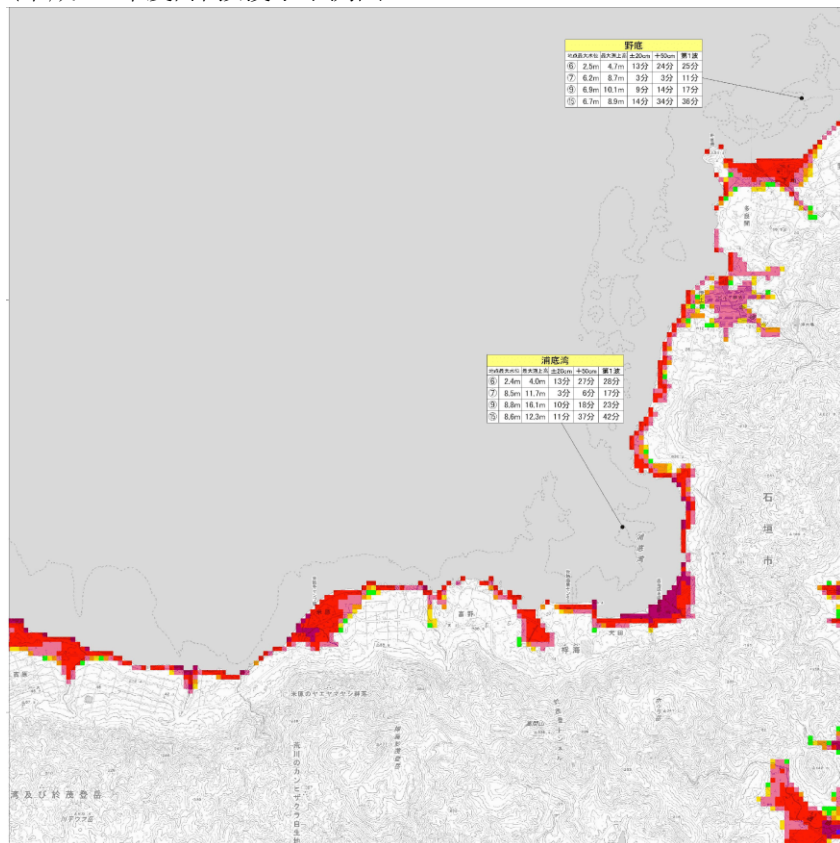


(平成 24 年度)津波浸水予測図 7



案内図

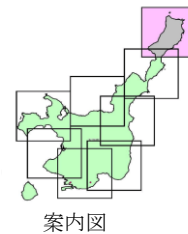
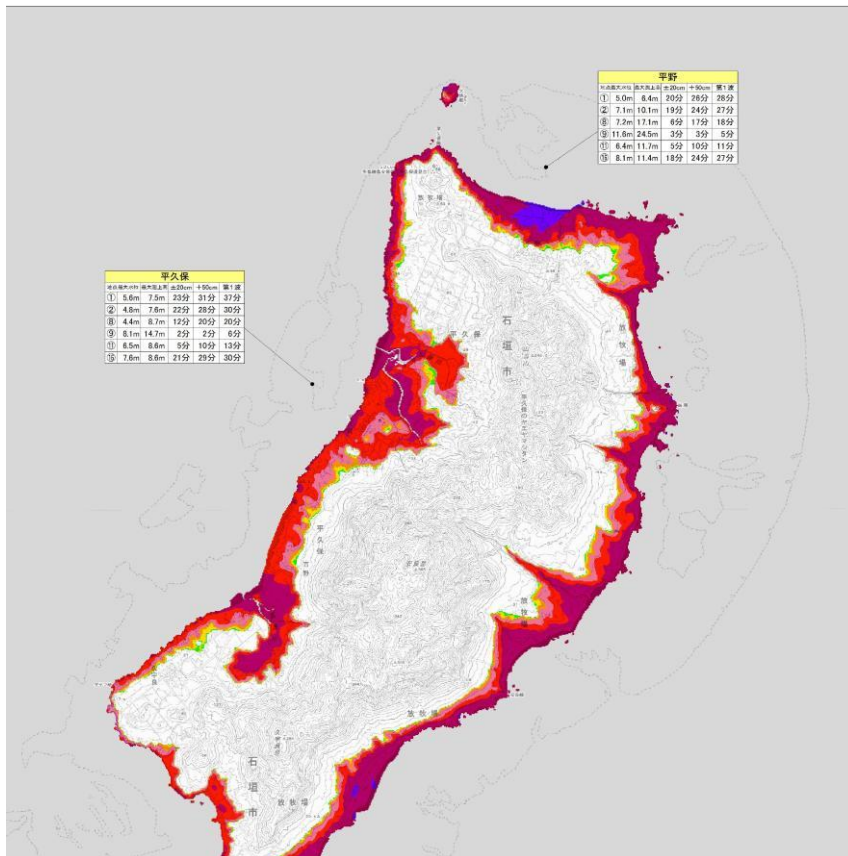
(平成 24 年度)津波浸水予測図 8



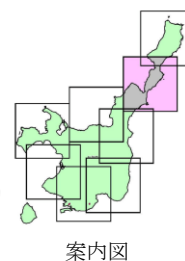
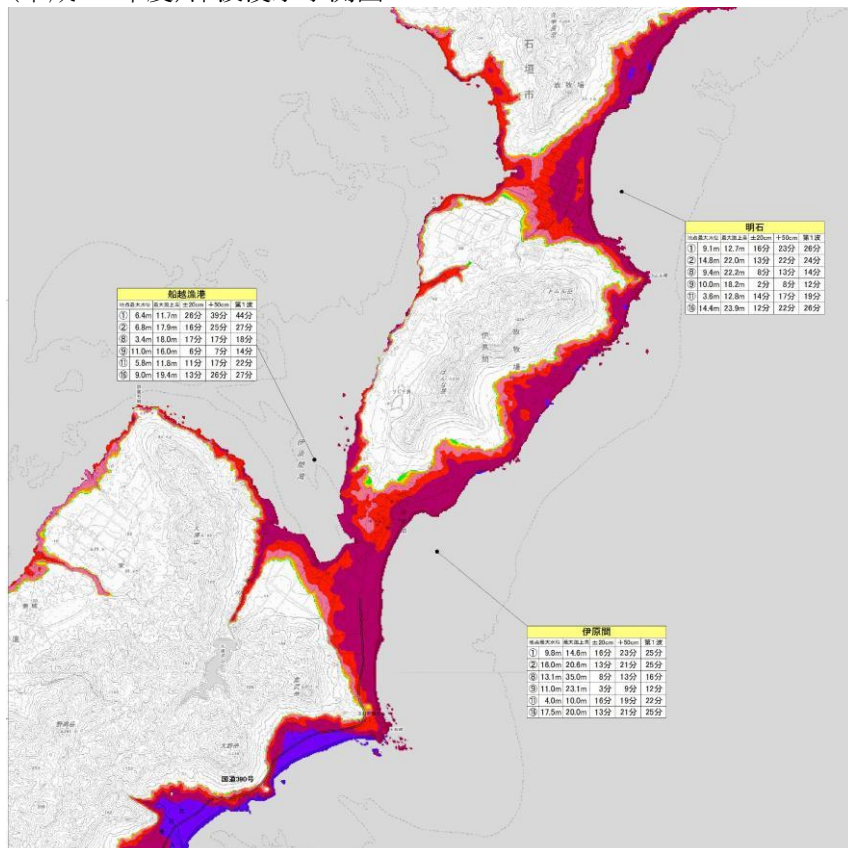
案内図

[illegible]

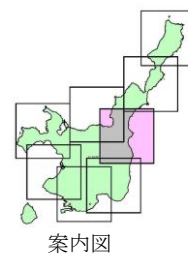
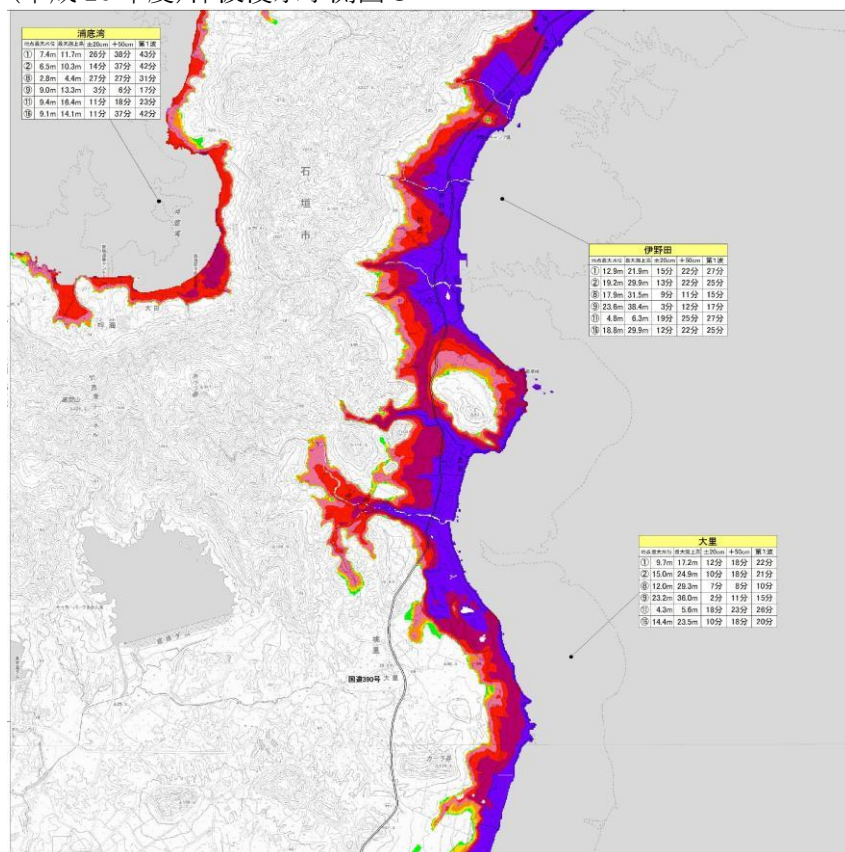
(平成 26 年度)津波浸水予測図 1



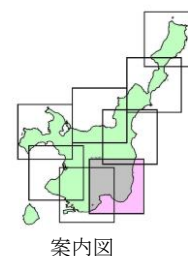
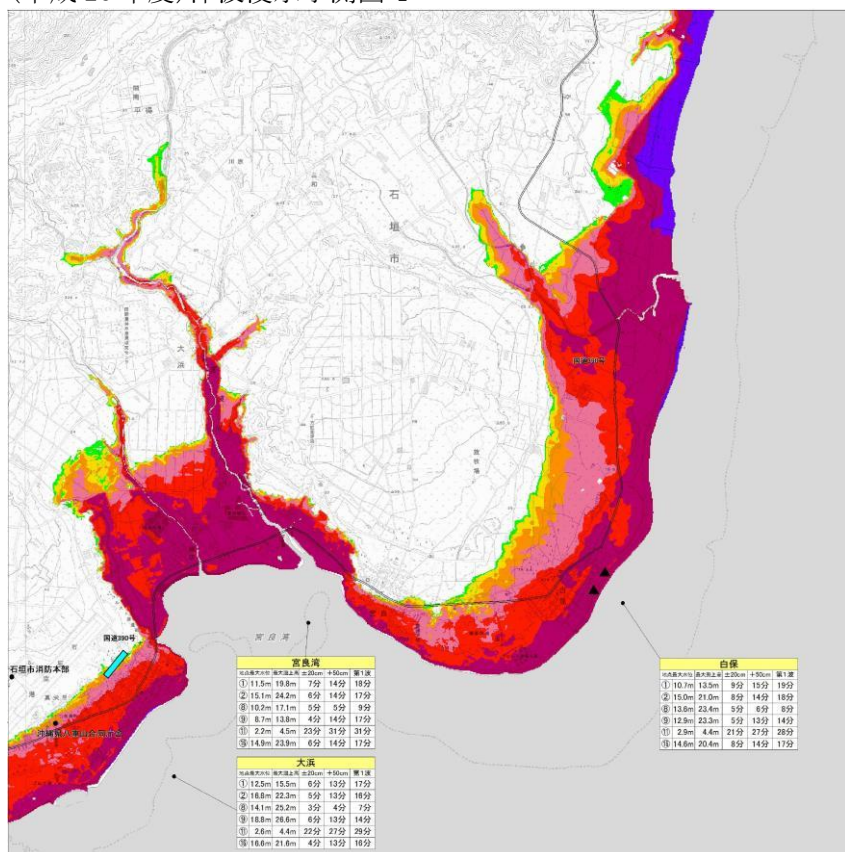
(平成 26 年度)津波浸水予測図 2



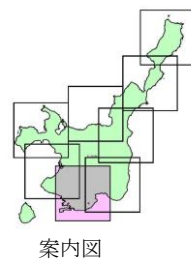
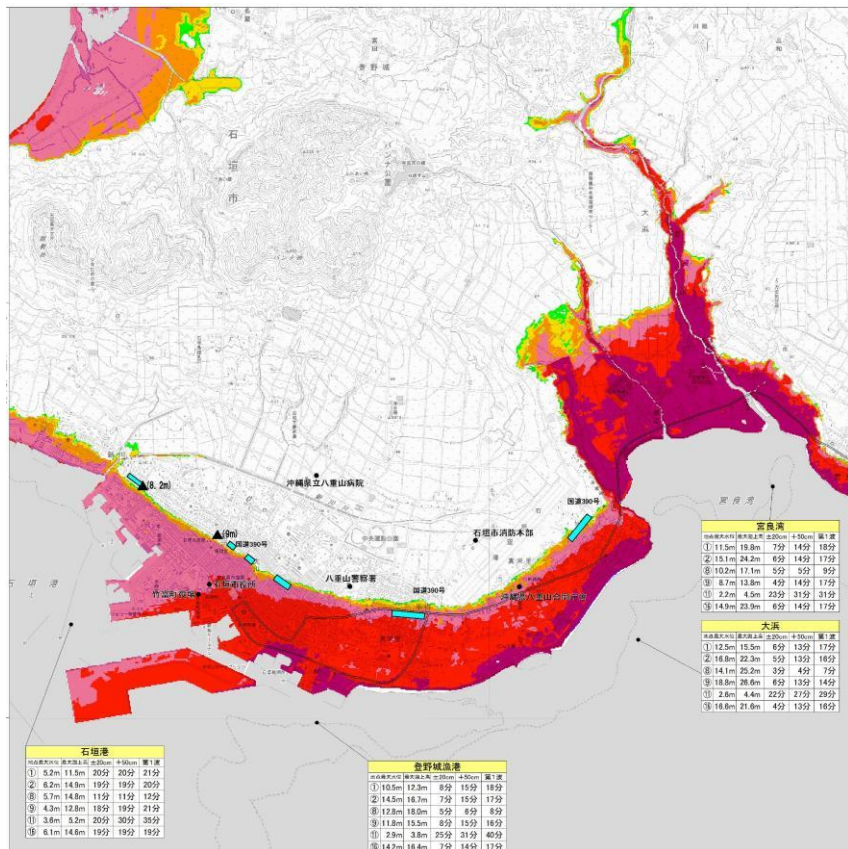
(平成 26 年度)津波浸水予測図 3



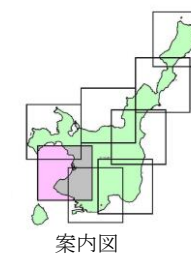
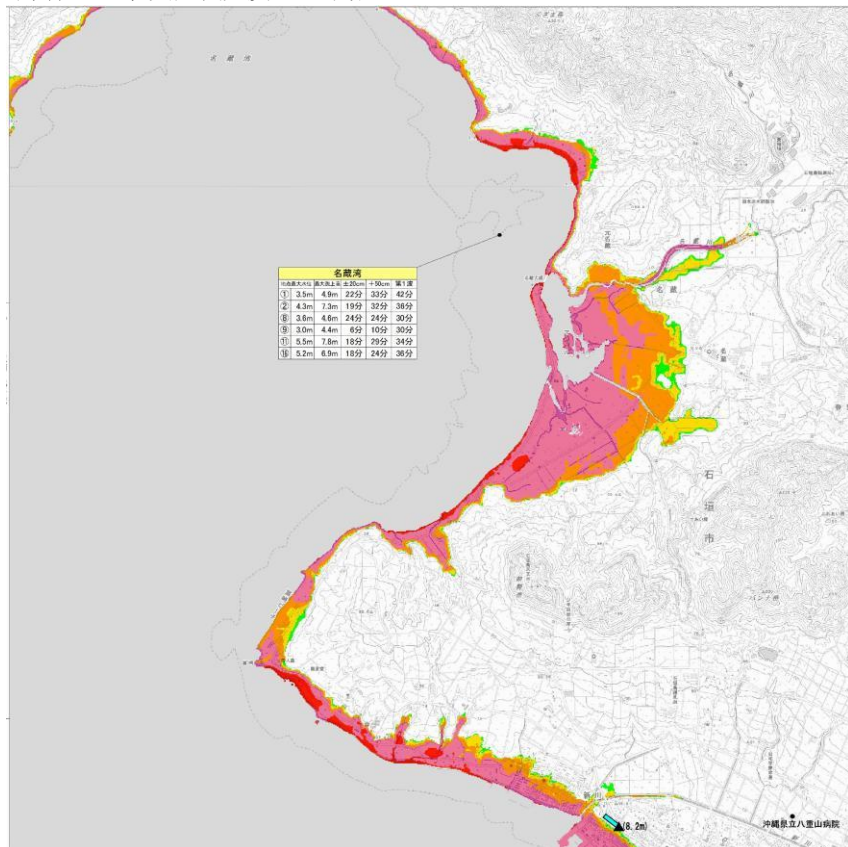
(平成 26 年度)津波浸水予測図 4



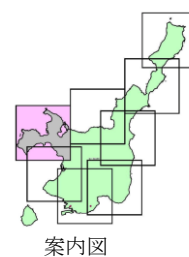
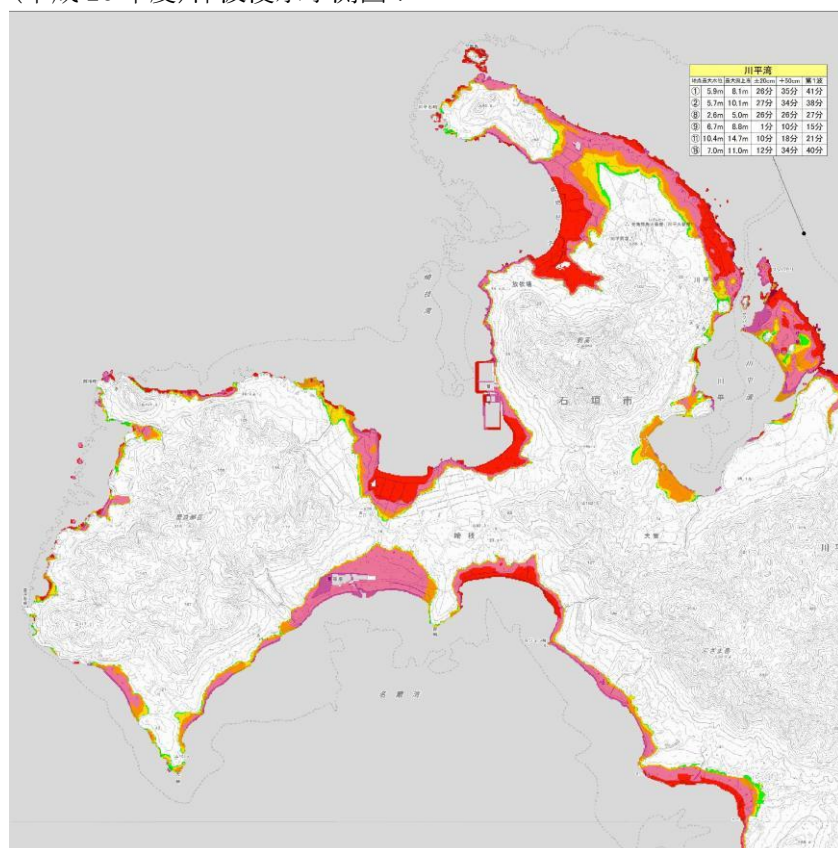
(平成 26 年度)津波浸水予測図 5



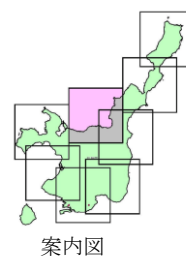
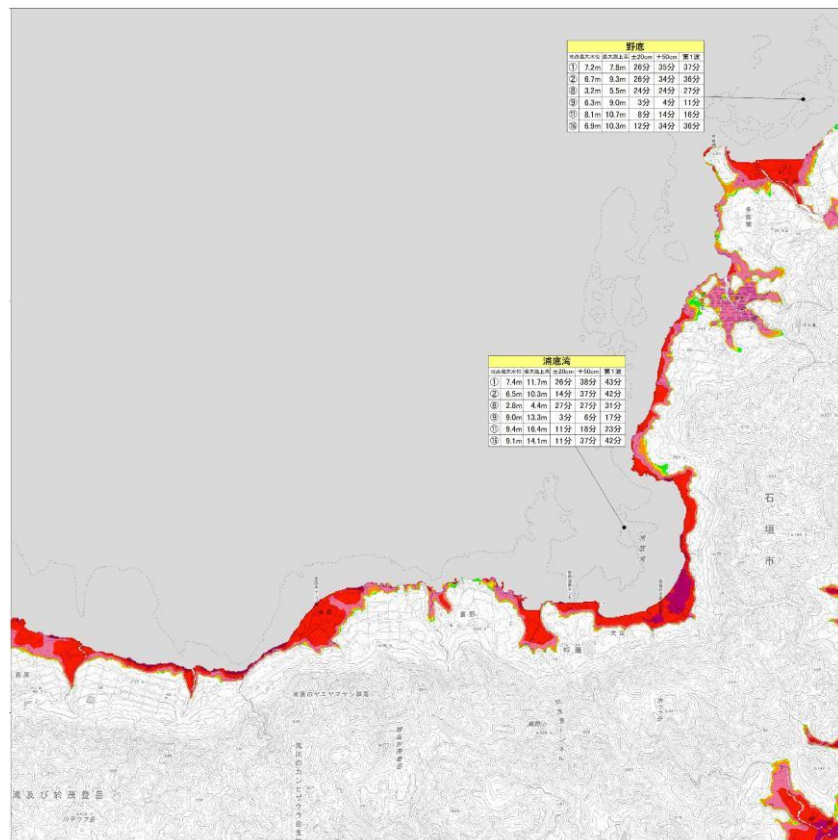
(平成 26 年度)津波浸水予測図 6



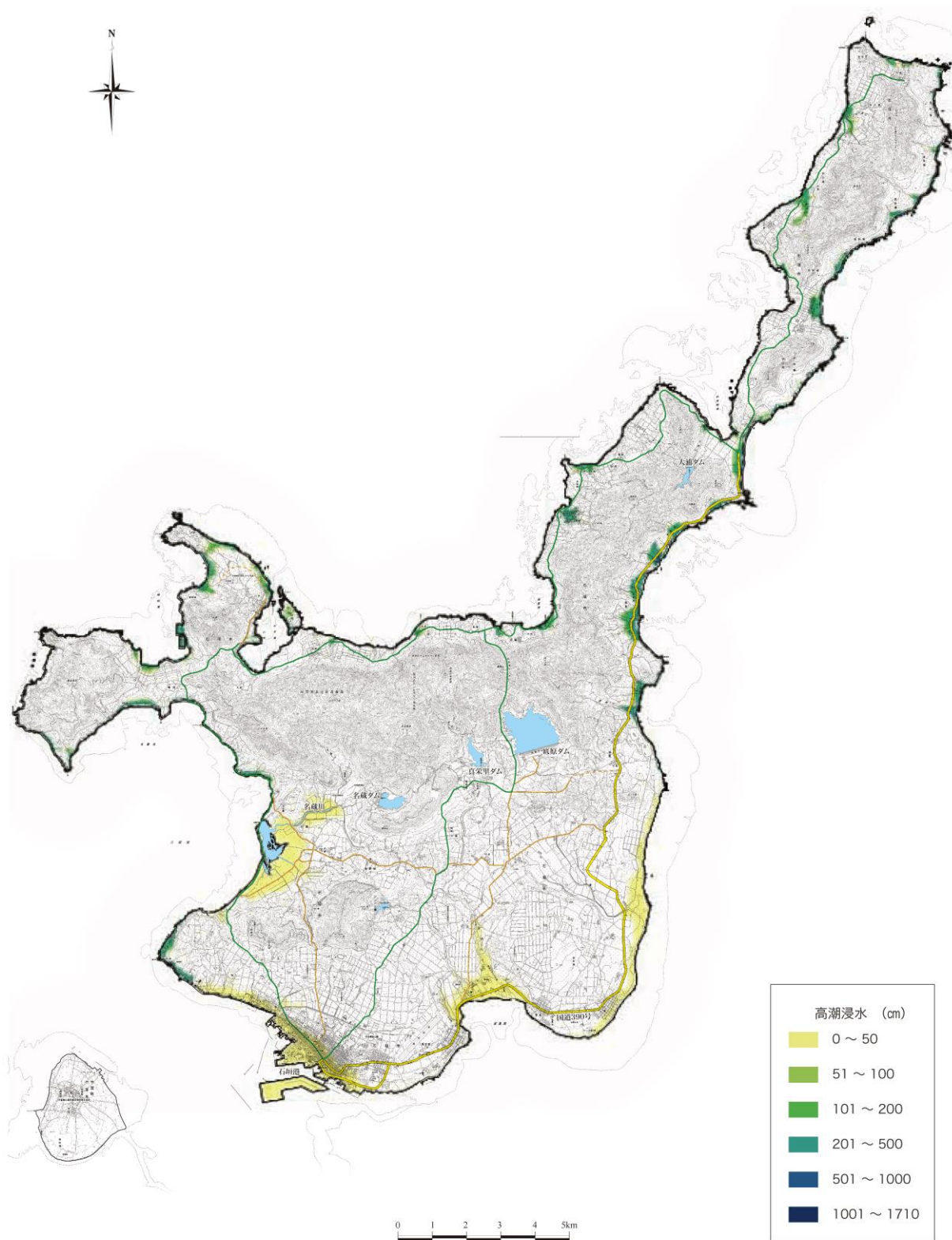
(平成 26 年度)津波浸水予測図 7



(平成 26 年度)津波浸水予測図 8



5-3 高潮浸水想定図



5-4 土地利用図

